

令和 5 年度

事 業 計 画 書

社会福祉法人 河内厚生会

目 次

1 社会福祉法人河内厚生会	1
2 特別養護老人ホームあじさい苑	3
3.通所介護事業所あじさい苑	14
4 居宅介護支援事業所あじさい苑	18
5 介護職員初任者研修課程養成事業あじさい苑	19
6 地域密着型特別養護老人ホーム（短期入所）鼎の郷	20
7 短期入所生活介護事業所さくらがわ	27
8 通所介護事業所さくらがわ	34
9 居宅介護支援事業所ひだまり	42
10 訪問介護事業所ひだまり	47
11 認知症対応型共同生活事業所ひだまり	50
12 認知症対応型通所介護事業所ひだまり	53
13 デイサービスひだまり	55
14 サービス付き高齢者向け住宅ひだまりあみ	58
15 介護老人保健施設もえぎ野	61
16 通所リハビリテーションもえぎ野	67
17 訪問リハビリテーションもえぎ野	71
18 居宅介護支援事業所もえぎ野	72
19 介護福祉士実務者研修事業所	73
20 わかば保育園	75
21 小規模多機能型ホームみつば	77
22 グループホームみつば	82
23 特別養護老人ホーム南三咲	87
24 特別養護老人ホーム三咲館	95
25 居宅介護支援事業所南三咲	100
26 デイサービス南三咲	102
27 地域密着型特別養護老人ホームあおば	106
28 グループホームあおば	114
29 あじさい福祉園れるび	121
30 あじさい福祉園共同生活援助事業所れるび	126
31 あじさい福祉園短期入所事業所れるび	130
32 特定相談事業所れるび	133

社会福祉法人河内厚生会

今年度も、新体制の中、ガバナンスの強化及び運営の透明化の実現に向け、執行部及び全スタッフが一丸となり、法人の信用と信頼回復に繋げられるよう誠心努力いたします。

すべての利用者様や家族の皆様に対するサービス満足度の向上アップと当法人に縁のある全ての方に対する物心両面の幸福の追求と地域福祉の繁栄に寄与できるよう、邁進して参ります。

【法人理念】

老は智なり 老は美なり 老は宝なり

お年寄りはたくさんの智識をもつ人生の師であります。

お年寄りの笑顔こそ最高の美であります。

お年寄りはたくさんの個性をもつ大切な宝です。

私たちは、人生の先輩達に尊厳と感謝をいだいて支援を行って参ります。高齢者や障がいのある人たちなど、支援の必要な方々が住み慣れた地域において、安心して暮らしていくよう、個人の尊厳と自立した生活を目指した支援を追求し、信頼される福祉サービスを通して地域社会に貢献します。

【基本運営方針】

1. 地域福祉の拠点として地域に密着した信頼される福祉サービスを提供していきます。
2. ご利用者様の自主性を最大限に尊重し、自立を支援していきます。
3. 常に自らの資質と介護技術の向上に努め、質の高く心の通ったサービスを提供していきます。
4. 常に法令遵守の実践に努め、働きがいを持って働く職場の実現に取り組みます。

【行動指針】

1. 私たちは、尊敬と感謝の気持ちで、すべての人をもてなします。
2. 私たちは、礼儀正しく優しい言葉、態度で、誰の話にも耳を傾け、対応します。
3. 私たちは、施設を安全で、清潔で美しく、誰もが安心して利用できる環境に改善し続けます。

【事業計画】

1. 第一種社会福祉事業
 - ・特別養護老人ホームの経営（あじさい苑・鼎の郷・南三咲・あおば）
2. 第二種社会福祉事業
 - ・デイサービス事業の経営（あじさい苑・ひだまり・さくらがわ・南三咲）
 - ・短期入所生活介護事業の経営（あじさい苑・鼎の郷・さくらがわ・南三咲・あおば）
 - ・訪問介護事業の経営（ひだまり）

- ・障害福祉サービス事業の経営（介護サービスひだまり・あじさい福祉園れるび）
- ・認知症グループホームの経営（ひだまり・みつば・あおば）
- ・介護老人保健施設の経営（もえぎ野）
- ・小規模多機能居宅介護事業の経営（みつば）
- ・病児保育事業、一時預かり事業の経営（わかば保育園）
- ・計画相談支援事業（あじさい福祉園れるび）

3. 公益事業

- ・居宅介護支援事業の経営（あじさい苑・介護サービスひだまり・もえぎ野・南三咲）
- ・訪問入浴介護（予防介護）事業の経営（介護サービスひだまり）一時休止
- ・介護職員初任者研修課程養成事業の経営（あじさい苑）
- ・短期入所療養介護事業の経営（もえぎ野）
- ・通所リハビリ事業の経営（もえぎ野）
- ・訪問リハビリ（介護予防）事業の経営（もえぎ野）
- ・訪問看護事業の経営（よつば・ひだまりあみ）
- ・サービス付き高齢者向け住宅の経営（ひだまりあみ）
- ・介護福祉士実務者研修事業の経営（もえぎ野）

【重点項目】

1. 法人組織におけるガバナンスの強化
 - 1) 定款及び定款細則の遵守及び見直し
 - 2) 理事会、評議員会運営の透明化
 - 3) 経理規程及び経理規程細則の遵守及び見直し
2. 理念追求のための事業収益の安定化
 - 1) 理念浸透プログラム
 - 2) 幹部候補者の発掘、育成
 - 3) 月次収支予実管理

令和 5 年度 事業計画書

あじさい苑

特別養護老人ホーム

(短期入所生活介護)

通所介護事業所

居宅介護支援事業所

介護職員初任者研修事業

地域密着型/特別養護老人ホーム（短期入所生活介護）

基本方針

一人ひとりの個を大切にし、あたりまえのことが継続できる環境を提供いたします。

行動指針

1. 私たちは、尊敬と感謝の気持ちで、すべての人をもてなします。
2. 私たちは、礼儀正しく、優しい言葉・態度で、誰の話にも耳を傾け、対応します。
3. 私たちは、施設を安全で、清潔で美しく、誰もが安心して利用できる環境を改善し続けます。

援助方針

あじさい苑では入居者とショートステイ利用者を合わせて70人の集団生活となります。利用者を一人ひとりと考え、画一的に時間で生活を区切るのではなくそれぞれのペースにあった対応をしていきます。

日常生活では無理のない範囲でベッドから離れた生活を送っていただけるように取り組んでいきます。リハビリは柔道整復師による個別のニーズに沿ったりハビリと共に生活を営む上で必要な動作をリハビリにつなげていく援助を心がけます。食事では食べるのに時間がかかるてもすぐに介助するのではなく、見守りながらスプーンやお箸を持ってもらい一口でも自分で食べてもらうことを続けられるように援助していきます。排泄においては各利用者のおおまかな排泄のタイミングを把握し、日中はトイレで気持ち良く排泄できるように進めていきます。入浴はゆっくりと入っていただけるように1対1での介助を基本として行います。以前は全介助により機械のお風呂に入っていた利用者が家にあるような小さな浴槽を前にすると在宅での入浴を思い出し、桶を持ち反射的に湯船からお湯をすぐって体にかけるということがありました。

このように普段何気なく行っていることにリハビリへつながる行為はたくさんあります。やってあげることが介護だと思いがちですが、それが逆に利用者の機能や意識の低下を招いてしまう場合もあります。手間と時間をかけて、粘り強く援助していく施設を目指します。改修した浴室を生かしてより個別に入浴援助を行えるようにしていきます。

日常生活の延長線上にあるお看取りについても本人・家族の希望に添って行います。終末期だけではなく、関わりの始めから最期まで丁寧にお手伝いができるように振り返りを通して体制の整備、職員教育を継続して行います。

勤務体制

今年度も職員と入所者を3つのグループに分け、居室ごとの担当制にしていきます。また、担当職員の顔が分かり信頼関係を築けるように各居室の入口には写真を掲示しています。各入所者の援助内容については3人が各グループのリーダーとなって毎月サービス担当者会議を開催し、援助方針の検討、情報の共有をしていきます。

多様な人材を雇用し、適正に合わせて仕事の幅を広げていきスタッフ同士の負担を分散することで長く働くことのできる職場作りを目指します。サテライトとなる地域密着型特別養護老人ホーム鼎の郷にスタッフや行事の交流をしていきます。勤務や行事の交流を通してサービスの幅を広げていけるように計画していきます。

安全対策

高齢者にとっては普通に生活すること自体にリスクがあり、全ての事故を防げることはできません。しかし、防げる事故は防いでいけるように心がけ、家族との連携を密にとり安全対策に役立てていきます。ヒヤリハット報告書、事故報告書を収集、分析し、同じ事故を繰り返さないように検討していきます。ちょっとした転倒事故でも重要な事故につながる可能性があるということを念頭に置き、スタッフ全体で事故防止に努めます。その上で安全面だけを考えるあまり、利用者の生活を制限することのないような対応をしていきます。

感染症についても利用者はもちろんスタッフやその家族にとっても大きなリスクとなります。持ち込まない、拡げない対策を隨時、見直し予防に努めます。

地域への働きかけ

地域に向けて私たちができることとして緊急での受け入れや困っている方への柔軟な対応を行っていけるようにいたします。

入所者についても施設内の生活ばかりではなく地域の行事にも積極的に参加する機会を作り、いろいろな年代、地域の方との交流を深めていきます。今年度もあじさい福祉園れるびと共同で、あじさい祭りを計画しています。屋外で開催する行事として近隣の方々への参加を呼びかけ、賑やかな交流の場として開放します。地域の認知症に関わる方同士の情報交換、気分転換の場としてオレンジカフェの開催を計画しています。ボランティアや学生も積極的に受け入れていき人材育成の場としても貢献いたします。

新型コロナウイルスの感染対策により地域との交流の機会は制限されていますが新しい生活様式を踏まえて入所者の社会参加を提供していきます。

各委員会

3つの委員会を設け、きめ細かい援助方法を検討していきます。

排泄委員会	<ul style="list-style-type: none">・排泄サイクルを把握し、トイレでの気持ちいい排泄を目指す。・下剤に頼らず排便ができる工夫をする。・プライバシーの確保を徹底するよう働きかける。・快適に過ごせるよう入所者一人ひとりに合った下着やパットの選択ができるように定期的に見直しを行う。・オムツ交換が必要時、すぐに対応できる工夫をする。・アドバイザーと連携し、技術研修の実施。・無駄のないオムツやパットの発注と使用量の軽減。・毎月のヒヤリハット、事故報告書を振り返り、検討ケースをピックアップし、再発防止の介護事故予防体制を検討。
食事委員会	<ul style="list-style-type: none">・管理栄養士と連携し、おいしく食事を提供する。・調理クラブで利用者様と簡単な食事を作り、みんなで食べる。・食事制限があっても家族と相談し、希望に沿う食事を提供する。・定期的な出前食やお楽しみ献立などで目先を変えて楽しい食事ができるように工夫する。・義歯の衛生管理、不具合の確認を行う。・給食会議やアンケートにより利用者からの意見を取り入れる。・個人に合った高さのテーブル、いすを使用し、それぞれの時間に正しい姿勢での食事摂取をこころがける。・食前の口腔体操により、楽しく機能の維持向上を目指す。・食事時の配薬ミスを無くす。・ホール、給湯室の清潔を保つ。・リネン類の発注。
入浴委員会	<ul style="list-style-type: none">・季節ごとの菖蒲湯、ゆず湯の他にもりんご湯、バラ湯などの実施。・何の為に家庭浴槽での入浴を行うのか職員に浸透できるようにしていく。・介護スタッフの技術向上に向けて定期的に内部研修を開催する。・入浴必要物品の管理。浴室、脱衣室の衛生管理。・気持ち良く入浴し、入浴後も湯冷めしない為の工夫をする。・施設設備、福祉用具の清掃管理。・音楽をかけ、リラックスして入浴できる環境を作ります。・腰痛予防の介護技術についての研修を行う。・夜間入浴を取り入れることにより幅のある入浴時間を設ける。

年間行事予定

月	施設行事	特養行事
4月	龍ヶ崎小唄保存会新年の集い オレンジカフェ・害虫駆除	花見会・初詣
5月	家族会	ドライブ
6月	避難訓練 現況報告発送	運動会・小堀の渡し船 寝釈迦の花まつり（6月8日）
7月		七夕会・古代バス見学 ソーメン流し
8月	健康診断（利用者）	夕涼み会
9月	避難訓練	あじさい祭り
10月	オレンジカフェ	小堀の渡し船・遠足・RUN伴
11月	家族ボランティア・現況報告発送 インフルエンザ予防接種	
12月		河内イルミネーション
1月		
2月		
3月	避難訓練	

新型コロナウイルス感染状況により実施を検討いたします。

医務室

健康とは

個人としての生活、暮らし方を尊重した個別ケアの為、高齢者のできることに目を向け、自分の意志で生活を楽しめるように機能維持拡大していく個別的な生活支援を目指しております。その為に必要な生活リハビリ、機能訓練ができる体制を整えています。結果、自分でする、自分で決める喜びが次への意欲となっていきます。

高齢者の特徴

- ① 一人で多くの病気を持っています。
- ② 疾病の状態が個々に違います。
- ③ 症状が非典型的であり、正確な臨床診断が困難です。
- ④ 水分を取れない場合や外気温が高くなり体温調整ができない時、発熱などが誘因して脱水や尿路感染症になりやすくなります。
- ⑤ 本来の疾病と関係のない合併症を併発しやすくなります。
- ⑥ 抵抗力や ADL が低下傾向にあり、急変や事故を予告なく発生しやすくなります。

実施計画

- ① 体温、脈拍、血圧、体重を定期的に測定して、身体状態の観察をして、健康管理のプランに活用します。（コロナ禍において体温は毎日測定しています。）
- ② 週 2 回の回診にて利用者様の健康状態を医師に報告し、診察介助を行います。
- ③ 定期的に利用者様と職員の健康診断を行い異常が出た場合は速やかに医師の治療を受けて治療の充実を図ります。
- ④ ADL の向上の為に生活リハビリを行います。
- ⑤ 利用者様の健康状態を把握して、水分補給を十分に行い脱水の予防に努めます。
- ⑥ お食事は経口摂取できる様に食事の形態を考え、少しでも口から食べて頂けるような援助します。
- ⑦ 訪問歯科の歯科医や歯科衛生士と連携を取りながら口腔内、嚥下の状態を把握し、食事形態を考え、ブラッシング等を施行し、口腔内の清潔に務めます。
- ⑧ 便秘傾向の方には排便コントロールを図ります。
- ⑨ 苑内の感染予防の為に手洗い、うがいの励行、アルコール消毒、を行い、衛生面にも気をつけると共に利用者様の生活環境にも十分に気を配っています。
- ⑩ 利用者様、御家族のご希望に沿って看取り介護を行います。医師、協力病院と連携をとり、状態観察により必要な処置や疼痛緩和を行います。利用者様の状態が変化することに伴い、揺れ動くご家族の不安への対応を行います。

- ⑪ 入浴の他に陰部洗浄と保湿を行い、尿路感染や褥瘡などのスキントラブルの予防に努めます。
- ⑫ 2ヶ月に1回に認定看護師が来苑し、フットケアを行っています。
- ⑬ 感染対策として発熱した場合 24 時間後に主治医へ報告指示を仰ぎ、インフルエンザの検査・コロナ抗原検査をおこないます。救急搬送時は発熱やその他の症状の有無を伝え、施設内にも感染の疑いのないことを伝えます。退院時には必要により PCR 検査を行い、2週間前までの健康状態、バイタルチェック表を提出してもらい感染症を持ち込まないように徹底しています。
- ⑭ 新型コロナウィルス感染症の予防にホール、居室の定時の換気、室温、湿度、のチェックをおこなっています。
- ⑮ 新型コロナウィルス感染症発生時は、速やかにゾーニングを行い PEE 着脱方法の指導を行います。他部署との連携を取り、協力しながら、広げないためのルールを徹底周知します。

R5年栄養課事業計画

(目的)

利用者の高齢化や重度化、咀嚼能力の低下、嚥下困難、認知症高齢者等日々の変化に伴う食事への配慮が必要とされてきた。また、平成17年10月の介護保険改正に伴い、多職種協同で「個々に適した食事」「健康維持と疾病を悪化させない食事」を提供できるよう努める。実際、栄養マネジメント導入後は、個別に食事内容が見直され個人の健康を考えた食事が提供されるようになった。

食事は毎日の生活において楽しみの一つであるので、マンネリ化しないように季節感を取り入れた行事食や、普段の食事では味わえないような食材を使用したお楽しみ献立等で利用者に喜んでいただける食事を提供していきたい。

(事業内容)

月	内容	月	内容
4月	・お楽しみ献立	10月	・お楽しみ献立 ・出前食
5月	・お楽しみ献立 ・出前食	11月	・お楽しみ献立 ・調理クラブ ・芋煮会
6月	・お楽しみ献立 ・調理クラブ ・運動会	12月	・おやつバイキング ・出前食 ・クリスマス会
7月	・お楽しみ献立 ・出前食 ・流しそうめん	1月	・おせち料理 ・七草がゆ
8月	・おやつバイキング ・納涼祭?	2月	・お楽しみ献立
9月	・敬老会 ・お楽しみ献立	3月	・お楽しみ献立 ・出前食 ・調理クラブ

※毎月10日前後には、お誕生日会でケジュース&ケーキが提供される

(その他)

- * 献立作成、その他帳票類作成など
- * 利用者個々の栄養ケア計画書の作成
- * 毎月第2水曜日、給食会議の開催
- * 每月第3火曜日、責任者会議への参加
- * 每月第4金曜日、デンタル会議への参加
- * 月3回→サービス担当者会議への参加
- * 毎月栄養課新聞の発行
- * 5月→市場調査の実施
- * 6月→嗜好調査の実施
- * 調理クラブへの参加(特養)
- * 調理レクへの参加(ディ)
- * 特養→各グループによる(行事)食事作りのお手伝い
- * 内部研修会開催(年1回程度)
- * 外部研修会への参加(年1~2回程度)
- * 非常食、(非常用)水の管理
- * (厨房)委託業者↔施設との連絡調整

令和5年度短期入所生活介護事業計画

【基本目標】

ショートステイあじさい苑は、特別養護老人ホームあじさい苑の併設事業として、利用者1人1人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援することにより心身の機能の維持並びに身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

【重要目標】

1. 稼働率安定

稼働率の向上が図れるように、地域の居宅介護支援事業所に空床情報を提供すると共に緊急ショートについても柔軟に対応して地域の要望に応えていく。

2. サービス内容（利用にあたり）

利用者及びそのご家族様と契約書の締結に際しては懇切丁寧を旨として、運営規程の概要職員の勤務体制その他サービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して分かりやすく説明し同意を得る。

3. サービス開始及び終了

心身の状態により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由又はご家族の心身の状態の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある方を対象にサービスを提供するものとする。

利用中の状況については、退所時に詳しくご家族に引き継げるよう手紙（利用状況書）を渡して在宅⇒施設⇒在宅について連続して支援する。

各居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努める。

4. サービス提供困難者への支援

サービスを提供することが困難であると認められた場合は、速やかに適切な他の指定居宅介護支援事業者や保健医療機関と連携し次の受け入れ先を紹介して頂けるよう連携を図る。

5. 心身の状況等の把握（相談及び援助）

サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境や保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

6. 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供及びサービス提供の記録

居宅サービス計画書が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供すると共に提供した具体的なサービスの内容等を記録すると共に利用者様及びご家族から申し出が

あった場合は、その文書を直ちに交付する。

7. 短期入所生活介護計画及び指定介護予防短期入所生活介護計画の作成

サービスを提供する場合は、短期入所生活介護計画を作成し利用者の心身の状態が低下しないよう適切に支援する。介護計画作成に際しては、漫然かつ画一的にならないよう配慮する。

8. 身体拘束の禁止

生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他行動を制限する行為を行わない。

身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し、その内容についてご家族に書面にて同意を得る。

9. 健康管理について

健康管理については、特別養護老人ホーム看護職員等により健康状況に注意すると共に健康保持のため適切な措置を講ずる。

尚、健康管理に関し、利用状況書に必要な事項を記入し退所時の際、ご家族に引き継ぐ。

10. レクリエーション、機能訓練等

特別養護老人ホームの行事計画と連動して心身の状況を勘案し、その心身の状態に合ったレクリエーション及び機能訓練を計画的に実施し、利用者がもっている心身の状態を可能な限り低下させないよう努める。

11. ご家族との連携

ご家族との連携を常に図ると共に緊急時については速やかに連絡を取り、必要な措置を講ずる。

12. 苦情処理について

苦情については、迅速かつ適切に対応する為に、苦情を受け付ける窓口を設置する。

又、苦情が生じた時には、当該苦情の内容等を記録する。

13. その他

新型コロナ感染拡大防止の為、感染状況を確認しながら受け入れをしていく。

この事業計画については、事業の運営開始に伴い必要に応じて変更、追加を行うものとする。

令和5年度 通所介護事業計画

社会福祉法人 河内厚生会
通所介護事業所あじさい苑

目的

利用者の個々の日常動作能力に応じて在宅での生活を支え、できるだけその能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、必要な支援計画立て援助を行う。利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の低下を予防し、利用者家族の身体的、精神的負担の軽減をすることを目的とする。また、できるだけ利用者の希望に沿った利用法を考慮しながらサービスを提供するため、適切な介護計画を作成し、援助活動が適切に実施されているか、常に確認しながら、見直し検討を継続的に行う。

新コロナウィルス感染拡大の中、感染予防対策を実施しながら援助活動を行う。

利用者

介護保険認定者で日常生活を営む事に支障があり、援助を必要とされる方を対象とする。

サービスの内容

1 日常生活の援助

日常生活動作能力に応じて、個別介護計画書を作成し、必要な介助を行う。

- ・ 排泄の介助
- ・ 移動の介助
- ・ 養護(休養)
- ・ 家族の介護負担の軽減

2 健康状態の確認

毎月始、利用者の体重を計測し、家族、関係者に報告する。

来苑時、血圧、体温を必ず計測しその日の健康状況を把握する。異常と疑われる場合は、家族、主治医に連絡をする。計測値を管理し、長期的な健康管理をおこなう。

感染症に対する知識、対応策の研修を行い感染予防・拡大防止に努める。

3 生活リハビリ

利用者が日常生活を送るために、必要な機能を、減退するのを予防することを目的に訓練を行う。また、遊びを取り入れたりハビリテーションを行い、心身の活性化を図るために継続的に行う。(新コロナウィルス感染状況を勘案して行う)

- ・ 日常生活動作に関する訓練
- ・ 苑内歩行練習、屈伸運動
- ・ 下肢浮腫予防 (看護師選択者のみ)
- ・ レクリエーション (別途記載)
- ・ 「歯口一体操」(食前の嚥下体操) ・ 健康体操

4 送迎サービス

利用者の障害の程度、地理条件等により送迎を必要とする方については専用車を使用して送迎を行う。また、身体機能に応じて送迎車両の乗降の介助を行い、利用者が負担にならないように配車計画を立て行う。要望により、居室までの送迎を行い、時間差による送迎にも検討の上対応する。

5 入浴サービス

在宅において入浴が困難な利用者や家族の要望により、入浴のサービスを提供する。常に利用者の身体状況を確認し、安全に入浴を行うため、その都度入浴形態の変更も行う。また、入浴目的の利用者も増えてきているため、できるだけ入浴が実施できるように配慮する。(健康チェック再検の実施)

- ・一般個浴槽による入浴
- ・ひのき風呂にて入浴

介助の形態

- ・衣類の着脱（衣類交換等）
- ・身体清拭、洗髪、洗身
- ・疾病の処置
- ・身体観察
- ・その他必要な介助

6 食事のサービス

栄養、利用者の身体状況、及び嗜好を考慮した食事を提供する。利用者の変化に伴い食事餌の変更を行う。食事の前に嚥下体操を実施し、安全に美味しく摂取する。

7 口腔ケア

看護師の指導の下、しっかりと口腔内をきれいにする事により、食事を美味しく食べ事ができ、病気の感染予防、認知症の進行を抑制して、全身の健康増進を図る事を目的に行う。

8 相談、助言等

必要に応じて、利用者及び家族の日常生活における介護等に関する相談、助言を行う。

- ・介護サービス利用に関する相談、助言
- ・日常生活動作に関する訓練の相談、助言
- ・福祉用具の利用法の相談、助言
- ・その他必要な相談、助言

利用定員

一日 15名

利用日、営業時間

毎週月～金曜日 8：45～16：00 祝祭日営業

職員の配置

管理者	1名
生活相談員	1名
看護職員（兼務）	1名
機能訓練指導員（兼務）	1名

令和5年度 日 課

時 間	利 用 者 日 課	介護スタッフ、看護師、
8：00		受入準備入(入浴準備、ホール整備)
8：15		早便送迎出発 送迎出発
8：30	送迎利用者来苑	
	健康チェック（血圧、体温）	
9：00	午前入浴開始	利用者受け入れ 健康チェック
9：30	その他利用者 (日常動作訓練) (静的リクリエーション) (自主的苑内歩行練習)	入浴開始 (着脱、洗身、身体観察、疾病処理) 静的リクリエーション補助
11：00	昼食準備	歩行練習補助
11：30	嚥下体操	
11：45	昼食	昼食準備
12：15	口腔ケア、休養	嚥下体操準備・指導 昼食配膳 食事介助、摂取量チェック、服薬管理 口腔ケア介助、排泄介助、休養介助
13：00	午後入浴開始	歩行練習補助
13：30	自主的苑内歩行練習 動的レク準備	午後入浴開始 動的レク準備
14：00	全体レクリエーション開始	レクリエーション指導
14：45	おやつ 口腔ケア	おやつ準備 配膳、下膳 口腔ケア介助
15：00	健康体操	送迎準備
15：35		
16：00	退苑	退苑送迎開始 ディホール清掃、早番退勤、ミーティング
16：30		

年間行事予定

月	内 容	月	内 容
4月	お花見ドライブ	10月	運動会
5月	調理レク(おやつ)	11月	調理レク (アメリカンドッグ)
6月	お茶会	12月	クリスマス会
7月	調理レク(おやつ)	1月	初詣、苑内にて (第一週目より開始)
8月	おやつレク (かき氷)	2月	節分 調理レク (鍋)
9月	敬老会	3月	ひな祭り お花見ドライブ

※レクリエーション・プログラム

利用者の状況に応じて、季節、内容を検討して提供し自由に行っていただく。新プログラムを導入の為、現環境を見直し、整備してスムーズな提供を図れるようにする。

静的レクリエーション

- ・ (廃材) を利用した製作物
足置き台を計画的に作成し、デイサービス利用時に使用する。又、その作品を他事業所に提供する。布、色紙を使用して立体的な花の装飾品を作成する
- ・ 月のカレンダー作成
その月に関連のある絵を、利用者に色付けしてもらい、利用日を記入し、自宅で使用できるようにする。
- ・ 12ヶ月の季節、塗り絵
月に関する絵を数点用意し、利用者に選んでもらい自由に塗ってもらう。
- ・ 季節の製作物
四季に関連した行事の装飾品を、利用者と共に作成し自宅に持ち帰ってもらう。
- ・ 季節の壁面装飾
季節に関連した、絵柄をホール壁面に装飾できるよう利用者と共に作成してもらいたい季節感を味わう。
- ・ カラオケ
新コロナウィルス感染予防を徹底して実施する。

動的レクリエーション（利用者同士、密にならないよう実施する）

できるだけ全身を動かすことを目的としたゲーム的機能訓練。ゲーム前には利用者が集中出るよう体操を行う。その中でも下肢筋力低下を予防する運動を中心に取り入れる。

- ・ボウリング
- ・頭の体操
- ・輪投げ
- ・棒サッカー・ストライク
- 9・玉入れ
- ・つりゲーム
- ・ベースボールゲーム
- ・みんなで体操
- ・グラグラゲーム等

調理レク

利用者と共に菓子作りや料理作りを楽しみ、完成した料理みんなでを味わう。

外出レク

利用者様へのアンケートにより、希望の買い物を伺い、近隣のスーパーマーケット、衣料品店へ出かける。季節、天候の状況を考慮しながら実施する。

令和5年度事業計画書

居宅介護支援事業所 あじさい苑

新型コロナウイルス感染症の対策が3年目となった、令和4年11月に併設する入所施設内でクラスターが発生。その後、令和5年1月の終息迄、龍ヶ崎保健所の指導の下、入所制限をはじめ、併設するサービス事業所のサービスの運営に制限が生じた。これを教訓に、感染対策を改めて見直し、事業所としての運営が継続可能な感染対策を行い、引き続き感染症や災害への対応力の強化を図っていく。これまで同様に利用者の尊厳を守り、能力に応じた自立した生活を営むことができるよう、質の高いケアマネジメントを提供し、他職種との協働・連携を図り、利用者や家族の望む生活の実現を目指したい。また、地域包括支援センターとの協働により地域課題に目を向け、地域共生社会の実現に向けた取り組みを行っていきたい。前年度同様、地域の利用者の望む在宅生活が実現できるよう介護支援専門員を増員し、地域の介護支援事業所としての役割を果たしていきたい。

今年度の目標

- ・地域ネットワーク会議への提案等、地域や他事業所との連携を積極的に図っていく。
- ・地域ケア会議を通じ、地域資源の開発・地域づくりなど積極的に取り組んでいく。
- ・職員間の情報交換・課題の共有・相談がよりスムーズに図れるように居宅の活性化を図っていく。
- ・介護保険制度・他制度などの情報を収集しスムーズな対応を行っていく。
- ・適正化事業のもと、不正請求・返戻とならないよう管理していく。
- ・特定事業所集中減算の対象とならないようにプラン数と事業所全体の依頼数を毎月把握し管理していく。
- ・医療との連絡・連携に努め、利用者の在宅生活が継続できるよう、係り付け医との情報交換や、入退院時の病院などへの情報提供や情報収集を行い、利用者が在宅復帰できるように情報交換を行っていく。
- ・障害福祉制度の介護支援専門員との連携を図っていく。
- ・介護支援専門員としての専門知識及び技術向上を図るため、内外の研修に積極的に参加し、資質の向上に努めていく。
- ・認定調査委託事業所として近隣市町村及び他県からの依頼も積極的に受けていく。
- ・介護予防、総合事業委託事業所として、無理のない範囲で委託を受けていく。
- ・困難事例の情報を共有し、チームで対応できる体制を作っていく。
- ・地域の要望に応えられるよう、介護支援専門員を増員していく。
- ・ケアマネジャー業務の効率化と生産性向上に向けて、ICT（情報通信技術）を取り入れる。

令和5年度あじさい苑介護員初任者研修事業実施計画書

- 1 研修事業の名称 あじさい苑介護員初任者研修課程養成講座
- 2 事業実施場所 特別養護老人ホームあじさい苑（稻敷郡河内町生板横間 8907 番）
- 3 研修実施方法 （ 通学 ・ 通信 ）
- 4 研修定員
20名
- 5 研修時期及び期間
令和5年4月～令和6年3月の期間において 2回開講予定
開催日は未定
- 6 研修学則
別紙参照
- 7 講師担当科目一覧表、カリキュラム一覧表
別紙参照
- 8 研修使用テキスト
中央法規出版株式会社 介護職員初任者研修テキスト第1巻・2巻
- 9 研修計画
別紙参照
- 10 研修計画

厚生労働省の調査では、団塊の世代が75歳以上になる2025年には、全国で約253万人の介護職員が必要となる一方、確保できる介護職員は約215万人にとどまり、約38万人が不足する見通しを発表しています。

当介護員初任者研修講座に於きましても、年々受講者が減少している状況です。介護人材確保を目指す意味からも、4年度も考えていくべき問題だとおもわれます。

主なる研修の目的は、介護に携わる者が、業務を遂行する上で最低限の知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、基本的な介護業務を行う事が出来るに様にする事です。

在宅・施設を問わない介護職の入口としての研修である為、介護人材の確保につなげる観点からも、積極的に広報活動・訪問を通して募集していく計画を立てていきたいと思います。

講師担当者につきましては、責任有る地位を担っていますので、研修講座及び講師の質の向上に寄与して頂けると期待しています。

以上を踏まえて、今後の事業展開に活用していく努力をします。

今年度より研修使用テキストの変更を致します。

令和5年度 地域密着型特別養護老人ホーム 鼎の郷事業計画書

(短期入所生活介護事業計画書)

法人理念 「老は智なり」「老は美なり」「老は宝なり」

お年寄りは人生の宝であります。たくさんの知識を持っております。そして、美しく老いたる人生の師であります。

一人ひとりの個を大切にし、あたりまえのことが継続できる環境を提供いたします。

1. 【基本方針】

○一人ひとりの個を大切にし、当たり前の生活が送れるよう支援します。

- ・当たり前の生活とは?→一人ひとり異なる二個別ケアニ特別待遇を目指します。
- ・「集団生活だから平等に」では、その人にとっての当たり前を犠牲にしてしまうことも。いろいろな意見がある中で、どうやったらできるかを考えていきます。

○利用者的人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。

- ・言葉遣いや関わり方が重要だと考えます。付き合いの短い人や年下の人に言われたら、家族が聞いたらどう思うのか?職員は常に自身の対応を客観的に評価する力を持ち、常に自分事としてサービスの提供ができるよう取り組んでいきます。

○専門的知識と技術の向上に努め、利用者が必要とする適切なサービスを提供します。

- ・知識・技術・考え方・福祉用具等は日進月歩なので、日々、学びと実践を繰り返しサービスの質の向上を目指します。

○利用者や家族から「ここで良かった」と言われるような看取り介護を目指します。

- ・看取り時期に入ったからではなく、入所した時点からの取り組みが重要だと考えます。看取りになったから好きなものを食べてもらうではなく、「今」を大事に支援していきます。私たちもそうしているように。

○常に向上心を持ち、人に優しく、あたたかく接することができる職員を目指します。

- ・どんな人(職員、利用者ともに)でも、初めから人に迷惑をかけてやろうとか、困らせてやろうと思っている人はいないと考えます。至らない点や失敗、問題行動を指摘するのではなく、どうしたら改善できるかを話し合っていける職場にしていきます。

2. 【運営方針】

- 本事業所において提供されるサービスは、介護保険法並びに厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとします。
- 地域とのつながりを重視しながら、開かれた施設であるよう努め、地域から信頼される施設運営を目指します。
- 利用者と家族に対し、サービスの内容及び提供方法について、わかりやすく説明します。
- 提供したサービスの質の管理、評価を行います。
- 事業の実施にあたっては、関係機関との密接な連携に努め、総合的なサービスの提供を目指します。
- 感染症対策は継続して実施していくものの、状況を確認しながら、対策の強化や緩和を隨時検討し、利用者や家族、関係者の安心と満足度が確保できるよう努めます。

- 職員にとって自分の力を発揮することが出来て、成長の場となる職場づくりを目指します。

3. 【事業計画】

- 4ユニット目（短期入所ユニット）を開設するための職員確保に取り組みます。
 - ・継続した求人掲載と派遣会社、紹介会社と連絡を取り合います。
 - ・特定技能（介護）外国人介護職員の採用を検討します。
 - ・近隣の店舗に求人ポスターを置いてもらえるよう交渉します。
 - ・定期的に求人広告のポスティングを実施します。
 - ・近隣の高校、専門学校と繋がりを持ち、就職先の選択肢として案内できればと考えています。
- 安定した運営を継続するために、職員の定着率の向上を図ります。
 - ・個々の能力を把握し、一定の基準ではなく得意不得意の相互理解を目指し、お互いに助け合える職場づくりを目指します。
 - ・定期的に職員と面談を実施し、職員や職場の課題を把握し、働きやすい職場づくりを目指します。
- 各種加算の取得条件を確認しながら、取得可能な加算に関しては積極的に取得できるよう取り組みます。また、経過措置期間に該当する加算に関しては、取得条件等を確認

しておき、スムーズに取得できる体制を整えておきます。

○利用者が、可能な限り自律した日常生活を営むことができるように、利用者主体のケアプランを作成します。

- ・1の【基本方針】と4の【介護の方針・3大介護について】に沿いながら、適切なサービスを提供します。ここを大事にすることで利用者が元気に過ごせる時間を長く保つことに繋がり、利用者や家族の満足度だけでなく、稼働率の確保にも繋げられると考えます。

○職員の知識・技術が向上できるよう、研修の機会を確保します。

- ・外部研修に関しては慎重な動きが継続される可能性が高いので、内部での研修会をメインに計画していきます。特に感染予防に関しては内容や頻度等、昨年度よりも強化していきます。
- ・研修の種類によってはオンライン研修への参加もできるよう、案内や参加の促しを行っていきます。

○法人内や他の事業所との連携を行い、利用者へのサービスの幅を広げられるよう協力体制を作ります。

4. 【介護の方針・3大介護について】

◇介護の方針

- ①寝たきりにしない、させない（3大介護）
- ②生活習慣を大切にする
- ③主体性・個性をひきだす。

◇3大介護について

今年度も「食事・入浴・排泄」という3大介護についての重要性を再確認し、3大介護を安定して提供できるよう取り組んで

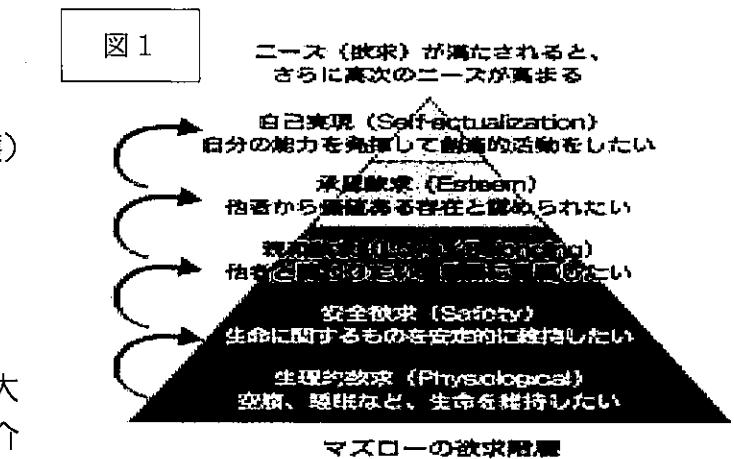
いきます。上記の介護の方針にある②③は、①の3大介護の提供ができることで成り立つ部分でもあります。生活の基礎が支援できこそ、その先にある自己実現に繋がっていくということを職員一人一人に理解してもらえるよう取り組んでいきます。

（図1の下から2段目までを①の3大介護が大部分をしめていると考えます。）

（1）食事

○食形態、提供時間、食べられる量等、利用者に合わせて提供します。

○ソフト食、軟菜食の導入にも積極的に取り組み、嚥下機能が低下しても見た目や食



感を大事にした食事の提供を目指します。

○基本は離床し、その人に合った姿勢で食べてもらいます。

- ・強制ではありませんが、できれば椅子に座り替えて食事ができるように関わっていきます。座り替えることで、誤嚥の予防になる以外に、立ち上がりの回数が確保できることも生活リハビリに繋がります。車いすのまま食事をする場合にも、可能な限り、前傾姿勢で足底は床につけ、食事が見えるテーブルや椅子の高さに合わせる等の支援を徹底します。

○糖尿病や塩分・水分制限のある方でも、できる限り好きな物を飲食できるように、医師を中心に多職種やキーパーソンと連携します。

○行事食や外食等、日常以外で楽しめる食事も定期的に提供します。

※外食は感染症が落ち着いたことが条件

(2) 入浴

○「一人一人に合わせた入浴」を大事に支援します。(好み・健康面、タイミング等)

○多くの日本人の生活習慣（文化）と生活の中での機能訓練として、基本的には個浴に入れるように支援します。

- ・移乗介助が課題となります。2人介助での支援や介護技術のスキルアップを図る等、仕組み作りや日々の指導、内部での研修体制を整えていきます。

○プライバシーや羞恥心に配慮した支援を行います。(同性介助等)

(3) 排泄

○立位がとれなくても、座位がとれる方は基本的にトイレで気持ちよく排泄ができるよう支援します。

- ・入浴同様、2人介助での支援や介護技術のスキルアップを図る等、仕組み作りや日々の指導、内部での研修体制を整えていきます。

○昼夜ともに安易にオムツに頼るのでなく、排泄のタイミングやサインを追求し、パット等への汚染が減らせるよう支援します。

- ・重要ポイントと考えます。決められた対応だけではクリアできない領域です。利用者一人ひとりのその日の状態に合わせた支援が求められます。大事なのは「関心」を持ち「心配」すること。「パットに漏らさせない」を介護職のプライドにしていきたいと思います。

○プライバシーや羞恥心に配慮した支援を行います。

- ・デリカシーのない声かけを減らしていくよう取り組みます。

○下剤や浣腸、摘便を減らすことを目指します。

- ・1日1回でもトイレに座るということを目標にします。また、食後に胃や腸の蠕動運動が起こりやすいため、食後は口腔ケアよりも排泄を優先に考えます。

○可能な方は積極的に布のパンツへ移行できるよう支援します。

- ・かゆみ、蒸れの軽減。装着感の良い物を使用することで、不快感を軽減すること

が目的です。

○オムツやパットは利用者に合わせて、適切なサイズや機能の物を使用します。

- ・職員の感覚で選ぶのではなく、根拠をもって選びます。
- ・限られた地球の資源を大切にします。

◇身体拘束について

開設後より身体拘束は行っていないので、引き続き継続できるよう取り組んでいきます。しかし、困難事例の検討会では、常に身体拘束という選択肢が潜んでいることも事実です。施設だけで問題を解決するのではなく、家族や医療機関等とも連携し取り組みます。

(1) 言葉使い

○言葉による身体拘束があるということを再認識し、入居者や場面に応じた言葉を選びます。特に認知症の入居者への言葉かけは、職員の意識やスキルによって大きな差が生まれます。その差を減らせるよう会議や研修を行っていきます。
※これは身体拘束だけでなく、接遇や認知症の方への対応、虐待防止にも繋がっており、介護職の基本でもあるため重要なポイントとして捉えてもらいます。

(2) 介護の基本の徹底

○身体拘束をせざるを得ない状況になるということは、何らかの問題となる行動（認知症の行動心理症状等）が起きていることが多いと思われます。問題となる行動の原因を探り解決することで身体拘束を防止していきます。そのために、3ページの3大介護の徹底が重要になります。特に排泄に関しては最も重要なポイントとして捉え、最優先の対応を行うことで問題となる行動を減らせることが考えられます。

(3) 家族の理解

○当施設は身体拘束を行わないことを理解してもらうため、入所前の説明時に予め了承をいただきます。
○入所後に事故が予想された場合には、家族に相談し身体拘束を行わない対策を説明し、事故が起こる可能性があることを理解していただいた上で、利用を継続するか判断していただきます。

※やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合には、法令を遵守し身体拘束が解除できるよう努めます。

5. 各種会議運営計画

会議名	開催日程	構成メンバー	活動内容
リーダー会議	毎月 14:00～15:30	生活相談員 介護支援専門員 介護・看護主任 ユニットリーダー	<ul style="list-style-type: none"> ・運営、組織、育成、方針の共有と再検討 ・介護方針達成のための業務改善検討 ・事故、感染、褥瘡、身体拘束について 感染症対策の強化、高齢者虐待防止の推進 ・リスクマネジメントの強化 ・職員育成について、認知症対応力の強化 ・研修企画
各ユニット会議	毎月 14:00～15:30	生活相談員 介護支援専門員 介護・看護主任 ユニットリーダー 各ユニット職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニット間の連携、情報共有 ・ケアカンファレンス ・AB 各ユニットに合わせた業務改善検討 ・事例検討会 ・短時間研修
運営推進会議	新型コロナウィルス感染対策中は中止。 福祉課への報告にて代替えしている。	生活相談員 介護支援専門員 民生委員会長 上金江津区長 福祉課職員 ご家族	<ul style="list-style-type: none"> ・運営、活動状況の報告 ・地域との連携、情報共有 ・評価、意見、要望の確認 ・サービスの質の向上について
責任者会議（本部開催）	毎月第3火曜日 14:00～	役場福祉課職員 施設長 副施設長 各部署責任者 鼎の郷責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・翌月の予定の確認 ・会議及び、緊急課題の提言を通して施設の職員全体の意思統一を図る ・運営方針、経営状況、業務改善 ・利用申込者の入居に関する事
給食会議	毎月第3木曜 13:00～14:00	栄養士 生活相談員 介護支援専門員 介護・看護主任 介護職員	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養管理の基準確認 ・給食内容、献立に関する意見交換 ・利用者へのアセスメント、評価 ・衛星管理の見直しや取り決め ・行事や特別食の検討

○昨年に引き続き、各種会議にて令和3年度介護報酬改定における改定事項についての内容も検討事項とし、新たな加算の取得、指針の整備、訓練の実施等の実現に向け取り組んでいきます。

6. 年間行事予定

担当者を選定し、企画、運営、報告を行います。新型コロナウィルスの状況により左右されますが、現時点では施設内でのイベントを中心に計画しています。

	施設行事	ユニット行事	その他
4月		お花見(ドライブ車窓のみ)	【随時開催】
5月	バーベキュー	ドライブ	誕生日会
6月	総合避難訓練	ドライブ(あやめ見学)	
7月	流しソーメン		【地域イベント】
8月	花火大会、かき氷		河内イルミネーション
9月	運動会	月見	
10月	河内町敬老福祉大会		
11月	焼き芋	ドライブ(紅葉狩り)	
12月		クリスマス会	
1月		初詣	
2月	節分		
3月	避難訓練	ひなまつり	

7. 年間研修予定

法定研修を中心に内部研修を中心に行います。随時、外部研修への参加の機会を確保し資質の向上を図ります。

	研修名	内容	その他
4月	入浴介助技術	入浴満足度の向上	【採用時研修】
5月	感染予防	ガウンテクニック	・新規採用時に身体拘束に関する研修を行います。
6月			・無資格者には認知症研修を行います。
7月	身体拘束廃止	現状	
8月	事故発生防止	危険予知トレーニング	
9月			
10月	感染予防	予防の知識・手洗い	【外部研修】
11月			・随時、参加の機会を確保します。
12月	身体拘束	種類・もたらす弊害	
1月			
2月	事故発生防止	事例検討	
3月			

令和5年度 短期入所生活介護事業計画書

短期入所生活介護事業所さくらがわ

1、事業基本計画

- ・地域社会の多様な介護ニーズに応えるため、短期入所生活介護の事業を行い、利用者様の自立を支援し、自宅と同様な生活をしていただけるよう、ノーマライゼーションの精神を実施する。
- ・利用者の状態・状況に応じたサービス計画書に基づき、日常生活に必要なサービスを明るく、楽しく家庭的な雰囲気の中で行い、適切なケアを提供する。
- ・利用者個人の自立を尊重し、利用者が安全で安心して快適な生活を送れる事業所作りを目指す。
- ・利用者の家族に安心を与え、信頼していただける事業を行うことにより、その身体的、精神的な負担の軽減を図る。
- ・地域社会に対して、介護予防等、介護に関する啓蒙活動を積極的に行うことにより、地域の発展に寄与する。また、地域の社会資源を積極的に活用し、生活の中に地域社会との関わりを取り入れる事を目標とする。

2、事業目標

- ・職員一人ひとりが全ての利用者に対し、上質・同質のサービスが提供できるよう、接遇・技術の向上を図り、そのための研修を行う。
- ・生活の場として居心地のよい環境を作る。
- ・地域行事への参加、交流を図ることにより社会参加を行う。

3、担当課の目標

(1) 生活相談員

- ・利用者自身がその人らしい生活を送ることができるよう、個々に抱えるニーズ・課題と向き合い、可能な限りそれらに応えられるように家族や職員との連携を図りながら楽しみを持って過ごせるように支援する。
- ・新規入所契約に際しては、利用者、家族に契約内容や重要事項、事故発生リスク、事故発生時の対応など丁寧に説明し、同意を得た上で適切な利用契約に努める。

- ・介護報酬改定内容を正しく理解し、利用者、家族への説明、同意を得るよう努める。
- ・利用者が安心して生活できるよう家族等との連携を図る為、多職種から日々の状態や変化などを連絡し、情報共有を適切に行うよう努める。
- ・利用者や家族、関係職種との関りを持ち情報収集を行い、ケアプランに基づく継続したサービス、その人らしい生活が円滑に送れるように支援する。
- ・利用者の生活状況や状態変化を把握してもらうため、適切に家族へ情報提供を行う。
- ・緊急時には医療機関係者との情報共有を行ながら連携を図る。

(2) 介護職員

- ・利用者の有する能力に応じて、自立支援を目的としたサービスの提供に努める。
- ・介護職員としての技術、知識、意識向上を図るため、施設内・外の研修へ積極的に参加するよう努める。
- ・利用者の身体状況、残存機能に応じた介助（排泄、入浴、食事）に努める。
- ・利用者の身体状況、生活リズムを把握し、転倒等の事故が起こらないように留意する。
- ・利用者の意欲向上、認知症予防を目標とし、レクリエーションの工夫と充実を図る。
- ・利用者の希望に沿った、安全に配慮した行事を企画提供し、地域社会との交流を図る。
- ・利用者の尊厳を認識し、その役割を大切にした支援を行う。

(3) 看護師

- ・日々の健康管理と状態変化、異常の早期発見に努める。
- ・持参された内服薬と服用管理を行います。
- ・食事量や水分量をチェックし、便秘時には持参の下剤等を使用し排便コントロールを実施する。
- ・利用者の残存機能を活かし、機能維持を目的に生活リハビリに取り組む。
- ・エビデンスに基づいた行動ができるように知識や技術を習得し、委員会活動を含めて施設内での教育活動を行う。

(4) 栄養士

- ・利用者の身体状況、栄養、嗜好に配慮した食事を提供する。
- ・季節感を大切にし、時節の行事等に応じた食事の提供を行う。
- ・利用者の食べやすい食事形態を関係職種と相談し提供する。また、状況に応じて食

事形態の見直し、アセスメントを実施する。

- ・栄養状態を改善し、生活の質を向上させ、楽しみが得られる日常生活となるように栄養ケアマネジメントを充実させる。
- ・衛生管理を徹底する。

行事食

実施月	行事食内容	その他
4月	お楽しみ献立	出前食
5月	端午の節句	出前食
6月	お楽しみ献立	出前食
7月	七夕	外食行事
8月	お楽しみ献立	外食行事
9月	敬老の日	外食行事
10月	開設記念	出前食
11月	お楽しみ献立	出前食
12月	クリスマス・年越しそば	出前食
1月	おせち料理	出前食
2月	節分	出前食
3月	ひな祭り	出前食

4、委員会

(1) 感染症対策委員会

- ・委員会は毎月1回以上開催する。
- ・施設内における感染症の予防体制を確立する。
- ・感染予防に関する情報の収集を行う。
- ・施設内で報告のあった感染事例の対応策の検討と周知する。
- ・感染予防のためのマニュアルの整備を行う。
- ・職員を対象とした感染症予防研修会を開催、外部研修会への参加。（新規職員に対しての感染防止対策研修の実施）
- ・アウトブレイク時の迅速な対応に努める。

(2) 介護事故・身体拘束0委員会（安全委員会）

- ・委員会は毎月1回以上開催する。
- ・利用者担当を設け、事故防止マネジメントを行う。

- ・ヒヤリハット報告書・事故報告書のデータ管理及び検証を行い、情報を発信する。
- ・リスクマネジメントを主眼に、事故予防と再発防止に向けた課題検討を行う。
- ・事故予防研修の企画・開催を行い、研修ニーズを探り研修内容に反映させる。
- ・利用者の生命や安全を守るためにやむを得ない場合を除いて、身体拘束その他の行動を制限する行為は行わず、実現可能である他の代替え策を創造します。
- ・年2回以上、身体拘束・虐待防止研修の企画、開催する。

(3) 研修委員会

- ・委員会は毎月1回以上開催する。
- ・業務の改善及び処遇向上と、職員一人ひとりの自覚と認識を高め、業務遂行の円滑化を目的として毎月1回以上研修会の企画、開催を行う。
- ・年間予定表の作成、研修担当者の選任を行い研修会への参加を促す。

年間研修計画

実施月	研修内容	担当者	備考
4月	身体拘束・虐待について	身体拘束〇安全委員会	
5月	食中毒予防	研修委員会	
6月	脱水・熱中症予防	看護師	
7月	褥瘡予防	排泄委員会	
8月	緊急時・急変時の対応	研修委員会	
9月	認知症の理解	研修委員会	
10月	身体拘束・虐待について	身体拘束〇安全委員会	
11月	インフルエンザ・ノロウイルス	感染症対策委員会	
12月	感染時の対応について	感染症対策委員会	
1月	リスクマネジメント	研修委員会	
2月	倫理及び法令遵守	研修委員会	
3月	プライバシーの保護について	研修委員会	

(4) 排泄委員会

- ・委員会は毎月1回以上開催する。
- ・利用者がより快適に過ごして頂けるように、また、可能な限りトイレでの排泄ができるよう、残存能力に合わせた排泄介助を提供できるよう検討、評価していく。
- ・個別排泄表を作成し、インアウトチェックを行う。
- ・プライバシーの保護、個人の尊厳を尊重できる介助方法を確立する。
- ・職員が褥瘡に関する知意識を持ち、日常的なケアにおいて配慮し褥瘡予防、早期発見に努める。
- ・OHスケールを用いて、褥瘡リスクアセスメントを行う。

年間活動計画

実施月	議題	検討内容	備考
4月	個別使用物品見直し	個別に使用している物品の確認	排泄状況表の作成
6月	オムツの選択	使用物品を個別に見直す	使用枚数確認
8月	褥瘡リスクアセスメント	リスク評価、予防(OHスケール)	個別評価表の作成
10月	オムツの着け方	着け方の確認、評価	職員対象
12月	排便コントロール	使用薬、排便サイクルの確認	下剤使用者表の作成
2月	褥瘡リスクアセスメント	リスク評価、予防(OHスケール)	個別評価表の作成
3月	全体評価		

5、環境美化及び施設整備

- ・室内の清掃をこまめに行い、整理整頓を励行する。
- ・清潔さを維持し、快適な生活の場を確保する。
- ・施設周辺の整備等を行う。

6、苦情解決への取り組み

- ・苦情処理体制の整備・拡充を行う。
- ・苦情の際には、速やかかつ適切な対応を行い、改善を実施していく。

7、個人情報保護、情報開示への取り組み

- ・個人情報保護に関する法令、その他の規範を遵守し、個人情報の保護に努める。また、個人情報の利用目的を特定し、公正かつ適切に取り扱う。
- ・事業・決算報告、日々の活動等を幅広く公開するよう努める。

8、職員育成

- ・次世代のリーダーの育成と専門性の向上を図る。
- ・プリセプターの確立：新人教育をはじめ、現職員の評価、教育に取り組む。

9、防災計画

- ・地震等の自然災害の発生に伴う BCP（事業継続計画）に基づいた訓練を行うことによって円滑に事業の継続ができるよう訓練を実施する。
- ・非常食・緊急用食料・懐中電灯・ラジオ等の常備、施設内外の危険箇所の把握、点検、改善等の防災対策を徹底する。
- ・施設の防災設備が円滑に機能するように、点検、整備を常に励行し、災害等の被害が拡大しないように努める。
- ・火災、地震等の災害が発生した場合、利用者の安全確保に迅速に対応出来るよう、年2回（4月、10月の予定）の防災総合訓練を実施する。また、必要に応じた防災の為の訓練を実施する。
- ・緊急の際、地域住民に協力を得られるよう日々呼びかけるとともに、そのための関係づくりに努める。

11、BCP 策定とシミュレーションの実施

- ・災害や感染症などが発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスを安定的、継続的に提供を維持していく事ができるよう BCP の策定に取り組む。
- ・危機管理能力を高め、非常時優先業務を円滑、確実に実施し、介護サービスの継続、早期復旧に努める。

12、日課

- ・24時間体制で食事、排泄、入浴、レクリエーション、機能訓練等のサービスを提供する。
- ・利用者の心身の特性を考慮し、個々の能力、日々の身体状況に応じて、可能な限り自立した日常生活が送れるように日課を計画し、実施する。

13、年間行事予定

実施月	行事内容	実施場所	防災訓練
4月	お花見	施設近隣	総合訓練
5月	外出	施設近隣	
6月	おやつ作り	さくらがわ施設内	
7月	七夕祭り	さくらがわ施設内	通報・避難訓練
8月	夏祭り・スイカ割	さくらがわ施設内	
9月	敬老会	さくらがわ施設内	
10月	外出・おやつ作り	施設近隣・さくらがわ施設内	総合訓練
11月	運動会	さくらがわ施設内	
12月	クリスマス会	さくらがわ施設内	
1月	おやつ作り	さくらがわ施設内	通報・避難訓練
2月	節分	さくらがわ施設内	
3月	ひな祭り	さくらがわ施設内	

* 外出行事に関しては、地域の感染症流行状況を把握したうえで実施することとする。

令和5年度 通所介護事業計画書

通所介護事業所さくらがわ

1.事業基本計画

- ・利用者が住み慣れた地域、生活環境において、可能な限り在宅生活を継続していくよう個々の能力に応じたサービスを提供する。
- ・利用者の在宅生活を支えるとともに、身体機能の改善を目的に、個々の能力に合わせた機能訓練及び日常生活の援助を行う。
- ・利用者及び家族のニーズを的確に捉え、利用者的人格を尊重した援助を行い、家族の身体的、精神的負担の軽減を図る。
- ・利用者の社会的孤立感の解消、心身機能低下を解消、予防する。
- ・日々日頃の活動を通して、利用者やその家族の信頼を得られるようサービスの質の向上に努め、適切な介護計画を立て援助活動を実施する。
- ・地域から必要とされるデイサービスを目指します。

2.事業目標

- ・利用者同士のコミュニケーションの場としての機能の充実を図り、レクリエーションや機能訓練その他、日常生活の向上に努めます。
- ・日常生活動作能力に応じて、自立支援を目的に必要な介助を行なう。
- ・デイサービスでの取り組みや企画をアピールし、定期的な新規利用を獲得し利用率の安定を目指します。

3.利用者

介護予防、介護保険要認定者で日常生活を営む事に支障があり、援助を必要とされる方を対象とする。

4.担当課の目標

(1) 生活相談員

- ・利用者及び家族の各種相談に応じ、内容により担当ケアマネージャーと連絡調整を行い利用者の在宅生活を支えるとともに、家族の介護負担の軽減を図る。
- ・認知症高齢者に対しては、その人らしく利用ができるように援助し、日々変化する

症状に対して、職員は専門知識をしっかりと持ち利用者及び家族の支援を行っていく。

- ・家族とのかかわりを大切にし、家族が相談しやすいような環境作りに努め、利用者の不安や家族の心身の負担軽減を図る。
- ・ケアプランに基づいた適正な通所介護計画書を作成し、利用者及び家族の意向と状況把握に努め、より良い在宅生活を継続できるような計画書作りとサービス提供の支援を行う。

(2) 介護職員

- ・利用者の有する能力、可能性を尊重し、一人ひとりの個別性を尊重した自立支援を目的にサービスの提供を行う。
- ・介護職員としての技術、知識、意識向上を図るため、施設内・外の研修へ積極的に参加する。
- ・利用者の身体機能に応じた介助（排泄・入浴・食事）に努める。
- ・利用者の身体状況、生活スタイルを把握し、事故が起こらないように留意する。
- ・年間活動計画を立て、月ごとの誕生会や季節の行事に合わせたレクリエーションを提供し、利用者の意欲向上、認知症予防を図る。
- ・利用者の個性を活かした分野を見出し、受動的プログラムから能動的プログラムへと転換を図り、達成感を味わうことで心身の活性化を図る。
- ・送迎時、体温の測定、同居家族の体調等の聞き取りを行い、感染対策に努める。

(3) 看護師

- ・入所時に血圧・脈拍・血中酸素飽和濃度の測定、健康状態の確認、観察を行い異常の早期発見に努める。
- ・持参された内服薬の服用管理を行う。
- ・利用者の身体状況に合わせた機能訓練を行い、機能維持を目的とした生活リハビリを行う。
- ・毎月体重測定を実施し、計測値を管理し長期の健康管理を行う。
- ・エビデンスに基づいた行動ができるように知識や技術を習得し、委員会活動を含めて施設内での教育活動を行う。

(4) 栄養士

- ・利用者の身体状況、栄養、嗜好に配慮した食事を提供する。
- ・季節感を大切にし、時節の行事等に応じた食事を提供する。
- ・利用者の食べやすい食事形態を関係職種と相談し提供する。また、状況に応じて食事形態の見直し、アセスメントを実施する。

- ・栄養状態を改善し、生活の質の向上と楽しみが得られる日常生活となるように栄養ケアマネジメントを充実させる。
- ・衛生管理を徹底する。

行事食

実施月	行事内容
4月	お楽しみ献立
5月	端午の節句
6月	お楽しみ献立
7月	七夕
8月	お楽しみ献立
9月	敬老の日
10月	開設記念
11月	お楽しみ献立
12月	クリスマス・年越しそば
1月	おせち料理
2月	節分
3月	ひな祭り

5.委員会

(1) 感染症対策委員会

- ・委員会は毎月1回以上開催する。
- ・施設内における感染症の予防体制を確立する。
- ・感染予防に関する情報の収集を行う。
- ・施設内で報告のあった感染事例の対応策の検討と周知を行う。
- ・感染予防のためのマニュアルの整備を行う。
- ・職員を対象とした感染症予防研修会を開催、外部研修会への参加。（新規職員に対しての感染防止対策研修の実施）
- ・アウトブレイク時の迅速な対応に努める。

(2) 介護事故・身体拘束0委員会（安全委員会）

- ・委員会は毎月1回以上開催する。
- ・利用者担当を設け、事故防止マネジメントを行う。
- ・ヒヤリハット報告書・事故報告書のデータ管理及び検証を行い、情報を発信する。
- ・リスクマネジメントを主眼に、事故予防と再発防止に向けた課題検討を行う。

- ・事故予防研修の企画・開催を行い、研修ニーズを探り研修内容に反映させる。
- ・利用者の生命や安全を守るためにやむを得ない場合を除いて、身体拘束その他の行動を制限する行為は行わず、実現可能である他の代替え策を創造します。
- ・年2回以上、身体拘束・虐待防止研修の企画、開催する。

(3) 研修委員会

- ・委員会は毎月1回以上開催する。
- ・業務の改善及び処遇向上と、職員一人ひとりの自覚と認識を高め、業務遂行の円滑化を目的として毎月1回以上研修会の企画、開催を行う。
- ・年間予定表の作成、研修担当者の選任を行い研修会への参加を促す。

年間研修計画

実施月	研修内容	担当者	備考
4月	身体拘束・虐待について	身体拘束0 安全委員会	
5月	食中毒予防	研修委員会	
6月	脱水・熱中症予防	看護師	
7月	褥瘡予防	排泄委員会	
8月	緊急時・急変時の対応	研修委員会	
9月	認知症の理解	研修委員会	
10月	身体拘束・虐待について	身体拘束0 安全委員会	
11月	インフルエンザ・ノロウイルス	感染症対策委員会	
12月	記録の書き方	研修委員会	
1月	リスクマネジメント	研修委員会	
2月	倫理及び法令遵守	研修委員会	
3月	プライバシーの保護について	研修委員会	

(4) 排泄委員会

- ・委員会は毎月1回以上開催する。
- ・利用者がより快適に過ごして頂けるように、また、可能な限りトイレでの排泄ができるよう、残存能力に合わせた排泄介助を提供できるよう検討、評価していく。
- ・個別排泄表を作成し、インアウトチェックを行う。
- ・プライバシーの保護、個人の尊厳を尊重できる介助方法を確立する。
- ・職員が褥瘡に関する知意識を持ち、日常的なケアにおいて配慮し褥瘡予防、早期発見に努める。
- ・OHスケールを用いて、褥瘡リスクアセスメントを行う。

年間活動計画

実施月	議題	検討内容	備考
4月	個別使用物品見直し	個別に使用している物品の確認	排泄状況表の作成
6月	オムツの選択	使用物品を個別に見直す	使用枚数確認
8月	褥瘡リスクアセスメント	リスク評価、予防(OHスケール)	個別評価表の作成
10月	オムツの着け方	着け方の確認、評価	職員対象
12月	排便コントロール	使用薬、排便サイクルの確認	下剤使用者表の作成
2月	褥瘡リスクアセスメント	リスク評価、予防(OHスケール)	個別評価表の作成
3月	全体評価		

6.環境美化及び施設整備

- ・室内の清掃をこまめに行い、整理整頓を励行する。
- ・清潔さを維持し、快適な生活の場を確保する。
- ・施設周辺の整備等を行う。

7.苦情解決への取り組み

- ・苦情処理体制の整備・拡充を行う。
- ・苦情の際には、速やかかつ適切な対応を行い、改善を実施していく。

8.個人情報保護、情報開示への取り組み

- ・個人情報保護に関する法令、その他の規範を遵守し、個人情報の保護に努める。また、個人情報の利用目的を特定し、公正かつ適切に取り扱う。
- ・事業・決算報告、日々の活動等を幅広く公開するよう努める。

9.職員育成

- ・次世代のリーダーの育成と専門性の向上を図る。
- ・プリセプターの確立：新人教育をはじめ、現職員の評価、教育に取り組む。

10.防災計画

- ・地震等の自然災害の発生に伴う BCP（事業継続計画）に基づいた訓練を行うことによって円滑に事業の継続ができるよう訓練を実施する。
- ・非常食・緊急用食料・懐中電灯・ラジオ等の常備、施設内外の危険箇所の把握、点検、改善等の防災対策を徹底する。
- ・施設の防災設備が円滑に機能するように、点検、整備を常に励行し、災害等の被害が拡大しないように努める。
- ・火災、地震等の災害が発生した場合、利用者の安全確保に迅速に対応出来るよう、年2回（4月、10月の予定）の防災総合訓練を実施する。また、必要に応じた防災の為の訓練を実施する。
- ・緊急の際、地域住民に協力を得られるよう日々呼びかけるとともに、そのための関係づくりに努める。

11.BCP 策定とシミュレーションの実施

- ・災害や感染症などが発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスを安定的、継続的に提供を維持していく事ができるよう BCP の策定に取り組む。
- ・危機管理能力を高め、非常時優先業務を円滑、確実に実施し、介護サービスの継続、早期復旧に努める。

12.利用定員

- ・1日 15名

13.利用日・時間

- ・毎週月～土曜日 9:00～16:00（祝祭日含む）

14.職員の配置

- ・管理者（兼務含む） 1名
- ・生活相談員（兼務含む） 3名
- ・看護師（兼務含む） 4名
- ・機能訓練指導員（兼務含む） 4名
- ・介護職員（兼務含む） 4名

15.日課表

提供時間	支援内容	業務内容
10:00～	入浴、健康体操、静的レク	トイレ誘導、入浴介助、
11:30～	昼食準備、口腔体操	静的レク補助 昼食準備
11:50～	昼食	配膳、食事、水分摂取量チェック 服薬介助
12:30～	片付け、休養	下膳、
13:30～	動的レク準備	動的レク準備
14:00～	動的レク	動的レク補助
15:00～	おやつ	おやつ準備
15:30～	退所準備	トイレ誘導、退所準備
15:45～	退所	利用者送迎
16:50～		清掃・記録・ミーティング

16.年間行事予定

実施月	行事内容	実施場所	防災訓練
4月	お花見ドライブ	施設近隣	総合訓練
	施設内壁画作り	施設内	
5月	お花見、外出	和田公園、施設近隣	
	bingoゲーム	施設内	
6月	おやつ作り	施設内	
7月	七夕祭り	施設内	通報・避難訓練
8月	夏祭り	施設内	
	スイカ割り大会		
9月	敬老会	施設内	
10月	おやつ作り	DS内	総合訓練
11月	運動会	施設内	
12月	クリスマス会	施設内	
1月	おやつ作り	DS内	通報・避難訓練
2月	節分	施設内	
3月	ひな祭り	施設内	

* 外出行事は地域の感染症流行状況確認のもと実施。

令和 5 年度 事業計画

- | | | |
|--------------------|-------|-------------|
| 1. 居宅介護支援事業所 | | 介護サービスひだまり |
| 2. 訪問介護事業所 | | 介護サービスひだまり |
| 3. 障害福祉サービス | | 介護サービスひだまり |
| 4. 認知症対応型通所介護事業所 | | ひだまり江戸崎 |
| 5. 認知症対応型共同生活介護事業所 | | グループホームひだまり |
| 6. 通所介護事業所 | | デイサービスひだまり |
| 7. サービス付き高齢者向け住宅 | | ひだまりあみ |

社会福祉法人 河内厚生会 介護サービス ひだまり

**令和 5 年度
介護サービスひだまり 総合研修計画**

月	研修事項	研修内容	研修目標
5月	高齢者における身体拘束・虐待防止 講師:後藤学(看護師)	<ul style="list-style-type: none"> ・身体拘束・虐待とは ・身体拘束・虐待が及ぼす影響 ・身体拘束は何故起るのか ・身体拘束・虐待が禁止されるべき理由 ・身体拘束・虐待ゼロを目指して ・職員の心構えと身体拘束との因果性 	<p>高齢者に対する身体拘束とはどのようなことを指すのか。実際は何となくイメージは出来る。だが知らず知らずに実は拘束に値することだったと後で気づくこともある。見える拘束だけでなく見えない拘束に対しても再度認識していく必要がある。</p> <p>虐待は拘束と紙一重であり犯罪性も高いケースも度々報道されている。虐待が起るメカニズム、職員が虐待をしない、させないために出ることやすべきことは何か。当たり前で当然なことが未だに改善できない現状がある。今一度原点回帰し、人としての尊厳、虐待防止への自己意識向上を図る。</p>
7月	事故再発防止 講師:後藤学(看護師)	<ul style="list-style-type: none"> ・事故は何故起るのか ・事故は何故繰返されるのか ・事故を繰返さないためには ・事故報告書の重要性・必要性 ・SHELL分析の活用法 	<p>事故の多くは些細なことから生じることが多い。またいつもと違う行動によってもたらされることも少なくない。</p> <p>何故事故は起るのか。また事故はなぜ再燃されるのか。</p> <p>事故を100%完全に防ぐのは非常に困難を極める。しかし事故を未然に防ぐために起った事故をあらゆる視点から振り返り、事故再発防止に向けていくことが重要である。</p> <p>そのためには何が必要で何をすべきか。事故報告書の意味や事故再発防止策を確実にしていく為にはどうすれば良いのか。新たな分析法SHELL分析を活用すべく研修を実施する。</p>
9月	手指衛生・標準予防策 新型コロナウイルス 講師:後藤学(看護師)	<ul style="list-style-type: none"> ・手洗いの正しい手技を再学習 ・感染対策に大切なこと ・標準予防策の定義・内容 ・手指衛生の重要性 ・噴霧型アルコール消毒の必要性 ・個人防護具の着脱順序及び手技 ・新型コロナウイルスの知識・理解 	<p>新たなる未知の感染症新型コロナウイルス。現在もコロナウイルスの脅威は健在である。個々の知識や日頃からの対策が求められる。コロナウイルスによる精神的な影響、様々な症状や後遺症等、多岐に渡る特性を再度認識する。</p> <p>感染症対策として重要な衛生法や防護具、標準予防策等基本的な知識を再度学習する。正しい衛生や防護、感染症に対する知識を再度研修を通じて学習する。</p>
11月	インフルエンザ ノロウイルス (感染症対策再確認) 講師:後藤学(看護師)	<ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザの病態生理 ・ノロウイルス病態生理 ・嘔吐物処理方法 ・次亜塩素酸とは ・感染症・感染対策への再確認 	<p>インフルエンザの病態生理や症状について、ノロウイルスの病態生理や症状、発生時の対応例等学習する。秋～冬季にかけて流行する感染症の代表格でもあり、毎年高齢者の死亡者も出ている。これらの疾患に対する正しい知識を得る機会とする。</p> <p>感染症に対する正しい知識や理解、手技について改めて再学習する。日頃から行っている自身の感染症対策は正しいか、原理・原則・根拠に基づいた対策であるか。研修から再度知識の再構築及び向上を図る。</p>
1月	認知症	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の基礎知識と生活支援の基礎 ・認知症の方への関わり方 ・認知症の病態生理・分類 ・認知症の方へのケアとは ・認知症への理解・心構え 	<p>現代の主たる疾患として治療だけでなく看護・介護も注目される認知症。関わり方で予後や進行具合も大きく変わっていくとされる認知症の症状や種類、特徴やケアに対して研修を通じて共通理解を図る。</p> <p>認知症のケアは内服よりもわれわれ従事者の関わり方が最も重要なこと。認知症の病態生理を十分に理解することが円滑な信頼関係を築いていくことに繋がるということを研修を通じて学んでいく。</p>
3月	法令順守 接遇 リスクマネジメント 講師: 鈴木勝子(管理長) 長谷川聰(管理者) 後藤 学(看護師)	<ul style="list-style-type: none"> ・法人に従事する職員としての心構え ・基本姿勢及び基本原則 ・利用者様に対する行動規範 ・対人援助技術 ・接遇、挨拶の基本 ・事故報告から読み取る事例検討 ・リスクマネジメントとは 	<p>法令遵守とは何か、何故遵守の必要性があるのか、法人として組織として事業所として、従事者としての心構えや自覚、意識の再認識及び向上を図る。</p> <p>接遇の重要性、日頃からの意識を持つこと。正しい接遇とは何かを再度研修を行なうことで職員の質の苦情を図っていく。</p> <p>リスクマネジメントでは実際に起きた症例を見直していくことどんな事故が多かったか、防止していく策は何か等職員個々が振り返りながらマネジメント出来るよう研修を実施していく。</p>
その他 (随時)	新入職員	<ul style="list-style-type: none"> ・新入職員研修 ・職場環境への適応 ・法令順守・接遇 ・法人組織、体制の理解 	新入職員が入職した場合には、環境や職員との関係性を良好に保ち、また丁寧な指導や同行、各研修に参加することで専門的な知識や技術を養うことが出来るよう配慮していく。
	管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者としての心構え ・事業所運営、体制、加算状況 ・法人組織、体制の理解 ・職員の心身状態観察 ・管理者研修 	管理者として職員個々の心身状態の把握や事業所運営、さらには加算や利用者獲得等、事業所を発展させていくための知識や、指導・教育的なスキル等を研修参加を通じて養っていく。
	事業所要望	<ul style="list-style-type: none"> ・記録の正しい記載 ・申し送りの重要性 ・疾患、病状、症状の学習 ・異常時の早期発見、対処法 ・褥瘡の処置 ・記録の記載方法 等… 	事業所の特性によりその事業所特有の課題や疑問等が生じことがある。 その場合における自己研鑽及び事業所の研修及び勉強会の場を設けることでより個々の能力向上を図る。

※ 感染症予防研修は定例会において隨時行う

※ 介護現場及び職場におけるハラスマント対策研修

※ 虐待防止委員会の設置及び責任者の専任 定期的な虐待防止研修の開催

※ その他、外部研修に関してはZoom研修などITCを活用しての参加

令和5年度事業計画書

介護サービスひだまり居宅介護支援事業所

基本理念

- 1 私たちは、利用者・家族一人一人の尊厳を大切にし、在宅で安心して生活していただけるよう、利用者、家族の思いに寄り添える事業所を目指します。
- 2 私たちは、自己啓発と相互研鑽に励み、人間性と専門性を高めることに努め、人として成長する職員であることをを目指します。
- 3 私たちは、地域の人々との連携を密にし、心の通じ合う明るい事業所として、地域社会の要望に答え、地域に貢献する事業所を目指します。

基本方針

- 1 要介護状態もしくは要支援状態にある高齢者に対し、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう配慮します。
- 2 利用者の心身の状況、おかれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるように配慮します。

目標

- 1 利用者・家族の在宅生活の支援に努める。
 - ・感染症予防を図りながら、利用者と家族との面談を行い、一人一人の生活に対する価値観を大切にし利用者の望む生活ができるように支援を行う。
 - ・サービス提供事業所との情報共有を行い、利用者の自立支援、重度化防止及び介護者の介護負担軽減に努める。また、BCPを作成し、感染症や災害等が発生した場合でも、利用者が継続的にサービスを受けられるように努める。
 - ・生活状況に応じ、介護サービスおよび地域資源の活用の調整を図る。
- 2 医療との連絡・連携に努める。
 - ・受診時に同席し医療機関と連携を図り、情報をケアプランに反映させることで、利用者の望む在宅生活が継続できるように努める
 - ・入退院時の病院等への情報提供や情報収集を行い、よりスムーズに在宅生活へ復帰できるように、連携強化に努める。
- 3 居宅介護支援事業所の業務体制の強化に努める。
 - ・主任介護支援専門員の指導のもと、介護支援専門員の教育と記録・書類の整備を徹底し、ケアマネジャーの資質向上に努め、特定事業所加算(Ⅱ)の算定要件を整える。
 - ・包括支援センターや他法人の居宅介護支援事業所との事例検討会に参加や開催をすることで、課題の明確化を図り、知識向上とケアマネ間の情報共有を図る。
 - ・個々の担当件数35件の維持を目指し経営の安定化を図る。
 - ・法令遵守のもと、業務体制を整え、他職種と協同し質の高いケアマネジメントの手法を深め、地域から信頼選択される事業所を目指す。
 - ・特定事業所として地域包括ケアシステム構築の一端を担う事業所であり続けることを目指す。
 - ・感染症及び災害時に対応できる事業所として、常日頃から関係市町村や町内の他事業所との連携に努める。

4 総合事業(介護予防・日常生活支援総合事業 ケアマネジメント)

総合事業ケアマネジメントは、予防給付における介護予防支援と同様に、利用者の状況、置かれているその他の状況に応じて、適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう、他職種連携のもと専門的視点から自立支援に向けた必要な援助を行うものとする。

5 研修体系への構築に努める。

オンライン研修を十分に活用し、年間を通して計画的に研修を実施して、ケアマネジメントに反映させる。また、自己研鑽に努め、個人でも自己研修の計画を立て、質の向上を図る。(研修計画別紙参照)

令和5年度 個別研修計画
居宅介護支援事業所 介護サービスひだまり

名前 (経験年数)	個人目標	研修目標・研修内容・実施時期等		備考
		内部研修	外部研修	
経験年数 10年超	<ul style="list-style-type: none"> ・主任介護支援専門員として、事例検討会等を通して、困難事例等に対する適切な対応方法を他の介護支援専門員に指導・助言できるようにする。 ・制度改正による地域包括ケアシステムをより深く理解し、介護支援専門員の役割分担や専門的視点から課題等について考え、多職種の連携に役立てるようにする。 ・サービス付き高齢者住宅の目的について学び、適切なケアマネジメントが展開できるようになる。 ・介護支援専門員実習生受入 	・事例検討会 (事業所内、定例会隨時)	<ul style="list-style-type: none"> ・スーパーバイザー研修 介護業務におけるスーパーバイジョンについて学ぶ。 1.管理的機能：スーパーバイザーの能力を把握し、それに見合う業務を担当させるなかで成長をはかれるように管理する。 2.教育的機能：すでに獲得している知識、技術の活用を促す方法を示唆したり、不足している知識を指摘し課題を示す。 3.支持的機能：スーパーバイザーが業務上で出来ていることを認めるとともに、出来ていないことに気づき、取り組もうとする意欲を引き出し、資質の向上を目指す為に援助する。 ・地域包括ケアシステムの構築に向け、介護支援専門員の役割を明確化し、共有する。 	
経験年数:5年目	<ul style="list-style-type: none"> ・制度改正による地域包括ケアシステムをより深く理解し、介護支援専門員の役割分担や専門的視点から課題等について考え、多職種の連携に役立てるようにする。 ・神経難病等に対する知識を深め、重度疾患をもつ利用者への対応について学ぶ。 ・権利擁護制度や社会保障制度について理解を深め、利用者の状況に即した制度を適切に提示できるようになる。 ・認知症の特性や症状(BPSD 周辺症状)の理解を深める。また、具体的な支援方法や社会資源を適切に家族に提示し、相談窓口になる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事例検討会 (事業所内、定例会隨時) ・ケアマネジメントプロセスの理解：外部講師及び内部研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケア研修 地域包括ケアシステムの構築に向け、介護支援専門員の役割を明確化し、共有する。 ・神経難病医療従事者研修 神経難病患者支援におけるコミュニケーションの必要性と方法を学ぶ。 	
経験年数:4年目	<ul style="list-style-type: none"> ・医療依存度の高い利用者が在宅復帰する際ににおける、多職種連携について学ぶ。 ・地域資源の活用について学び、居宅サービス計画作成等に役立てる。 ・制度改正による地域包括ケアシステムをより深く理解し、介護支援専門員の役割分担や専門的視点から課題等について考え、多職種の連携に役立てるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事例検討会 (事業所内、定例会隨時) ・ケアマネジメントプロセスの理解：外部講師及び内部研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療と介護の連携研修会 医療依存度の高い利用者への退院後の支援について、事例を通して多職種連携を考える。 (平成 年 月) ・内・外部研修 地域資源を活用し、事業者との連携や地域における他職種との連携に貢献したケアマネジメントを実践することを目的とする。 ・地域包括ケア研修 地域包括ケアシステムにおける介護支援専門員の役割を明確化し、共有する。 	
経験年数:新任	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症についての理解を深める。 ・対人援助技術を向上させ、利用者自身から課題等を読み解く技術を身につける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事例検討会 ・他 別紙 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者の理解について 認知症介護に必要な医学的知識を習得し、「利用者本位の視点」を理解する。 	

※介護サービスひだまりでは、主任介護支援専門員、介護支援専門員は職員の指導的立場として、介護職員の質の向上にかかる研修計画及び研修等の指導者として参画することとする。

新任研修計画

1回目	<p>研修オリエンテーション</p> <p>新任研修講義</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当法人、当事業所の理念と組織、あらましと流れ ・契約・アセスメント・プラン・等業務に必要な共通方法を理解し熟知する。
	<p>マナー研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話の扱い来客対応、名刺交換伝言、接遇 他 ・デジタル管理システム研修(具体的なパソコン操作、使用方法熟達) ・全プロセスの理解と実践
2回目	現場実習(同行訪問) ・了解を得た現任の利用者宅を訪問し実際を学ぶ
3回目	新規契約時、初回動向訪問 ・初回訪問時のみ現任者が同行し、必要時サポートする(原則1回のみ) 新規契約後のパソコン入力についてのフォロー、質問等の受付
4回目	行政、サービス事業者との連携研修 ・マナー研修の実践
5回目	ケアプランのたて方にについて(白澤方式、ICF) ・講義と演習

令和5年度 事業計画
介護サービスひだまり
訪問介護・障害福祉サービス事業所

1. 事業の目的

- (1) 介護保険法に基づく指定訪問介護の提供 要介護状態と認定された利用者に対して適正な訪問介護を提供することを目的とする。
- (2) 介護保険法に基づく指定介護予防・日常生活支援総合事業における第1号訪問事業(訪問型サービス)の提供。要支援状態、事業対象者と認定された利用者に対して適正な介護予防・日常生活支援を提供し、事業対象者に対して適正な訪問型サービスを提供することを目的とする。

2. 運営の方針

- (1) 介護保険法の主旨に沿って、利用者(居宅要介護者)が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護、その他生活全般にわたる援助を行う。
- (2) 介護保険法の主旨に沿って、利用者(居宅要支援者・事業対象者)が可能な限りその居宅において要支援状態の維持若しくは改善を図り又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護、その他全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。
- (3) 利用者(居宅要介護者)が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
- (4) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するよう努める。
- (5) 関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- (6) 提供するサービスの質の評価を行い、その改善を図る。

3. 重点目標

- ・ 利用者ができる事を維持・継続し、ゆとりある生活を送れるよう、専門性の高いサービス提供に努める。
- ・ 高齢者が住みなれた地域で生活を継続するために、社会参加・社会的役割を持ち生きがいや介護予防の推進に努める。

4. サービス提供の過程

- ① 利用の申込、介護支援専門員より基本情報、アセスメント内容、ケアプラン原案などの利用者情報を入手。利用者の全体像の把握。利用者情報の把握。
- ② 利用者宅訪問・利用者・家族の状況とニーズの把握。事業所によるアセスメント実施・事業所の提供するサービス内容、重要事項の説明 個別援助計画案の作成
- ③ サービス担当者会議参加 ケアプラン原案の検討、ケアプランの変更の必要性の検討・サービス提供者の役割分担の理解・具体的な援助方法の提案、承認
- ④ 個別援助計画の確定、利用者の同意。契約・個別援助計画の説明及び同意と交付・重要事項説明書の説明及び同意と交付、利用契約書の締結
- ⑤ 計画に基づくサービスの実施・サービス提供(次章「援助の実施」にて明示)【サービス提供責任者同行訪問(初回時)】情報収集・連携(モニタリング)・サービス提供の記録、サービス提供連絡票の活用・家族・他事業所連絡ノートの活用 事業所内カンファレンス
- ⑥ 介護支援専門員へ報告 報告書(毎月)、モニタリングシート(毎月)

5. サービスの実施

個々の利用者の個別サービス計画にそって以下の必要なサービスの提供を行う。サービスの提供に当つては、サービス提供責任者が、各利用者担当の訪問介護員に対し、利用者に関する情報やサービス提供に当つての留意事項を文書等により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、各利用者担当の訪問介護員から報告を受ける。

※サービス提供に当っての留意事項

- ・利用者のADLや意欲の状況
- ・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望
- ・家族を含む環境
- ・前回のサービス提供時の状況
- ・その他サービス提供に当って必要な事項

(1) 予防給付対象及び総合事業対象者

週1回程度	要支援1・2 総合事業対象者	入浴、排せつ、食事等の介護 その他の日常生活上の支援
週2回程度	要支援1・2 総合事業対象者	
週2回超	要支援2	

※日常生活等に関する相談助言

(2) 介護給付対象者

身体介護	食事、排せつ、体位交換、衣類着脱、入浴、身体の清潔、洗髪、通院、安否確認、その他必要な身体介護
生活援助	調理、洗濯、掃除、買い物、関係機関との連絡、その他必要な家事援助

※日常生活等に関する相談助言

6. 情報公表、自己評価

介護保険法の規定に基づき情報の公表を行い、自己評価を実施していく。あわせて課題解決の取り組み、サービスの質の向上を図っていく。

7. 苦情解決

【社会福祉法人河内厚生会 介護サービスひだまりの苦情解決実施要領】に基づき、利用者からの苦情に対し適切な解決に努める。

8. 緊急時における対応

- (1) サービスの提供にあたり、あらかじめ利用者の心身の状況を把握するとともに、24時間の連絡体制を確保し、緊急時の対応に備える。
- (2) サービスの提供中に、提供したサービスに起因する事故、利用者の症状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医、その利用者の家族への連絡等を行い必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。報告を受けた管理者は、市町村、その利用者に係る居宅介護支援事業者等関係機関に連絡し、必要な措置を講ずる。

9. 地域社会との連携

医療や介護を必要とする高齢者の在宅での生活状況を常に把握し、必要に応じて適切で迅速なサービスが提供できるよう、常に地域社会の中での交流・連携・情報交換に努めていく。

- (1) 行政、地域包括支援センター、社会福祉協議会その他福祉団体等との連携
- (2) 民生委員、福祉委員との連携
- (3) 居宅介護支援事業所、他の介護保険事業所・施設との連携
- (4) 初任者研修実習生・地域ヘルパー実習生・中高生の介護実習の受け入れ
- (5) 広報活動

10. 研修(別紙添付)

全訪問介護員についての個別具体的な研修の目標、内容、研修時期等を定めた研修計画を作成し、計画に基づいて実施する。研修の具体的計画、実施、評価等の研修管理は研修担当者(サービス提供責任者)が行う。

11. 諸会議

責任者会議	月1回／定例会	法人本部伝達事項・介護サービスひだまり伝達事項 その他事業運営に関する問題点等検討
主任会議	月1回／定例会	利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達・訪問介護員等に対する技術指導の検討
訪問介護職員会議	月1回／定例会	サービス利用者のケアプラン検討・サービス利用の調整、モニタリング等

12. 営業日及び営業時間

- (1) 営業 1月1日～12月31日
- (2) 営業時間 09:00～18:00
- (3) サービス提供時間 00:00～24:00

13. 職員体制

職名 員数 職務内容

管理者 1名 (サービス提供責任者 兼務)	事業所の従業者の管理及び業務の管理。 各関係機関(居宅介護支援事業所・医療・福祉・市町村・他)との連携を図る。
サービス提供責任者 6名 (管理者 兼務)	事業所に対するサービスの利用申し込みに係る調整。 サービス担当者会議への出席により、居宅介護支援事業所等との連携を図ること。 訪問介護員に対する具体的な援助目標及び援助内容の指示及び利用者状況についての情報伝達。 訪問介護員の業務の実施状況の把握。 訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理の実施。
	訪問介護員に対する研修、技術指導等の実施。 その他サービス内容の管理についての必要な業務の実施。訪問介護計画の作成・変更、利用者・家族への説明、訪問介護員等への技術指導等サービス提供の管理を行う。
	訪問介護員等(11名兼務) 15 名 ・指定訪問介護・指定介護予防訪問介護 ・介護予防・日常生活支援総合事業の提供。
訪問介護職員 9名	介護が必要な高齢者や障害者の居宅を訪問し、身体介護などのさまざまな日常生活上の援助を行う。サービス提供の記録の管理保管をする。
訪問介護事業所の非常勤職員を含む全ての訪問介護員について、労働安全衛生法に定められている健康診断を年1回、及びインフルエンザ接種を実施する。	

令和5年度
認知症対応型共同生活介護事業所 事業計画
グループホーム ひだまり

平成18年3月の開設以来、多くのご利用者様、ご家族様、そして地域の皆様や関係機関、行政のご理解とご協力をいただきながら、地域に密着した事業所としての基盤を築いて参りました。

今年度のスタートを切るにあたり、ご家族の支援に心から感謝をし、地域福祉に必要な資源として認知症対応型事業所のサービスを必要とされる市民に空床を作ることなく円滑な事業運営に努め、志を新たにし献身して参ります。

「重点目標」

感染症対策の強化をします。(委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練・シミュレーションの実施)

業務継続に向けた取り組みの強化をします。(計画等の策定、研修の実施、訓練の実施)

認知症への対応力向上に向けた取り組みの推進をします。(認知症介護基礎研修等の受講)

ハラスメント対策の強化をします。職員が働きやすい、相談しやすい環境整備に努めます。

「理念」

「寄り添う思い」の理念のもと、認知症高齢者の特性を十分に踏まえ、居宅サービス計画に基づき、個々の生活リズムを知り、身体状況・精神状態や利用目的の把握に努め、介護計画に沿った支援を行います。

地域にはその人だけの、その人らしい生き方があります。グループホームひだまりは、

その人の今という瞬間を大切に、その人に寄り添い、共に歩んでいきたいと願っています。

「目的」

利用者一人ひとりの意思および人格を尊重し、利用者の立場に立った適正な介護事業を実施し、利用者が楽しい時間を過ごす事により、心身機能の維持向上を図り、穏やかに過ごせる環境を整え、「受容・共感・傾聴」の姿勢に留意し、利用者の在宅生活を支援することを目的とします。

「連携」

地域の各関係機関との連携・協力、協働に努め、個別性を重視した適切な介護支援計画の確立に努めます。

「サービスの質の向上」

職場内研修を実施し、介護保険制度、福祉制度、高齢者心理等専門的知識を修得します。

専門性の高い研修については、外部機関が実施する研修に参加します。

また、毎月の定例会では、利用者個々のカンファレンス及び行事等の内容、業務を職員全員に周知し、職員間のコミュニケーションを図り、よりチームワークを高め互いに自己研鑽に努めます。

職員が認知症についての見識を深め、いつでも家族や地域の住民から介護などの質問に答えられる様専門性を高めます。

「避難訓練及び防火対策・防災教育」

当事業所ではご利用者のリスク管理を万全なものにすることを再認識し、規定概念に拘ることなく想定できる限りの危機について対応できる体制を日常生活の中に織り込んでいく事を目標といたします。

災害防止、出火防止の為、防災設備等の点検管理を常に行い、不備欠陥のないよう安全の確保に努めます
災害時の被害を最小限にとどめる為、通報連絡・避難誘導・消火の訓練を消防計画に従い、消防機関の指導の基、ご利用者と共に避難訓練等を行い、人命安全防護の重要性を職員に周知徹底し、防災意識の向上を図ります。

令和5年度 年間行事計画(グループホーム)

※新型コロナウィルス感染症の発生状況を踏まえて実施を判断する。

実施月日	行事内容	実施場所
4月 第2週～	お花見・チューリップ見学 (ドライブ等)	龍ヶ崎森林公园・浮島
5月 第2週～	苗植え	施設内
6月 第3週～	あやめ鑑賞・外食	潮来あやめ園
7月 第1週～	七夕	施設内・庭
8月 第1週～	ひだまり夏祭り	施設内・庭
9月 第3週～	敬老会	施設内
10月 第3週～	紅葉・コスモス畠鑑賞 (ドライブ等)	施設外
11月 第2週～	菊鑑賞・外食	成田山・鹿島神宮
12月 第4週～	み~んなのきらきら クリスマス会	施設内
1月 第2週～	初詣	施設外
2月 第1週～	節分	施設内
3月 第1週～	雛祭り	施設内

運営推進会議(6回/年)	消防訓練実施予定計画
第1回開催予定 5月下旬	
第2回開催予定 7月下旬	総合訓練9月下旬 (火災・地震・水害等訓練)
第3回開催予定 9月下旬	
第4回開催予定 11月下旬	部分訓練3月下旬
第5回開催予定 1月下旬	(火災・地震・水害訓練・通報訓練 避難訓練・消火器放射訓練・防災機器説明等)
第6回開催予定 3月下旬	

R5年度 認知症対応型事業所・介護予防認知症対応型共同生活介護事業
認知症対応型通所介護事業所・介護予防認知症対応型通所事業所

	研修目標/研修対象	研修項目	研修期間	研修担当	研修時期	研修期間	研修担当	研修時期	研修項目	研修担当	研修時期
介護職員	【新任職員】 ・職場環境への適応 ・社会人としての自覚を養う ・組織ルールの確認	1 介護保険制度	内外部研修	本部担当者 管理者 エクアリーダー サブリーダー	0JT : 非常災害時研修 日程 : 9月・3月（2回）	4月～6月	本部担当者 管理者 エクアリーダー・サブ リーダー	0JT : 非常災害時研修 日程 : 9月・3月（2回）	7月～9月	本部担当者 管理者 エクアリーダー・サブ リーダー	0JT : 偵理及び法令 順守 日程 : 3月下旬 研修項目 : 3・4・6
		2 障害福祉サービスの 理念・目的・考え方	入職 1ヶ月間 他随時		研修項目 : 5			入職 1ヶ月間 他随時			0JT : 接遇・プライ バシー保護 日程 : 3月下旬 研修項目 : 8・9・10・ 11・12・13
		3 介護サービスの理解									
		4 倫理・人権擁護									
		5 緊急時対応									
		6 守秘義務									
		7 事業所規定・基本方針									
		8 利用者の特性と対人援助の基本									
		9 接遇マナー（心得・基本ルール）									
		10 コミュニケーション技術									
介護職員	【全職員】 ・職業人としての自己確立 ・実践的な知識・技術の習得 ・組織ルールの徹底 ・専門性の拡大 ・職業規範の確立 ・福祉の資格取得	11 プライバシーの尊重	隨時								
		12 チームワーク									
		13 利用者との信頼関係									
		14 必要性									
		15 介護計画書・各種記録の書き方	随時								
		16 計画・記録・報告									
		17 不正防止									
		18 地域、医療との連携及び報告・記録の書き方									
		19 基礎的な介護技術 (食事・排泄・入浴)									
		20 技術演習									
介護職員	【全職員】 ・問題解決・判断 ・最新の知識・技術の習得 ・組織ルールへの捉え方 ・専門性を高める ・応用力の獲得	21 事例検討	随时								
		22 認知症ケア									
		23 看取り介護の心構え									
		24 介護保険制度における特定疾患									
		25 精神障害を持つ利用者への介護									
		26 感染症・食中毒予防・蔓延防止・薬の知識									
		27 障害の特徴と介護技術									
		28 障害者への適切な対応									
		29 苦情への適切な対応法									
		30 介護事故・ヒヤリハット									
看護職員	【全職員】 ・問題解決・判断 ・最新の知識・技術の習得 ・組織ルールへの捉え方 ・専門性を高める ・応用力の獲得	31 緊急時対応	随时								
		32 事故発生防止（リスクマネージメント）									
		33 福祉用具の上手な活用方法									
		34 居住環境の整え方									
		35 健康管理・ストレスマネジメント									
		36 パワー・ハラスメント									
		37 研修の意義・必要性									
		38 計画作成担当者の役割管理									
		39 現場スタッフへの指導法									
		40 関連機関との円滑な連携									
看護職員	【リーダーとしての役割の自覚 ・高度な専門知識・技術の習得 ・組織管理能力の習得 ・研修や指導の実践力獲得 ・サービス水準 の管理	41 組織維持管理の基礎									
		42 自己評価の運用									
		43 瞠場内外の企画、運営、評価									
		44 経営的戦略と介護サービス									
		45 PCB業務継続計画の策定	随时								

令和5年度
認知症対応型通所介護事業所 事業計画
デイサービスひだまり江戸崎

高齢化社会の中、福祉事業の意義と必要性は年々増すことはあっても、減少することはありません。地域社会の福祉的必要性は多岐にわたりますが、当事業所は行政の支援をはじめ、多くの皆様の協力、医療機関、教育機関等の福祉資源との有機的な連携の中で、福祉活動の拠点となり地域社会に貢献することが出来るよう、また家族の支援に心から感謝し、志を新たにし献身して参ります。

平成18年度より開設しました認知症対応型デイサービスですが、高齢化が進み、介護を必要とする高齢者が増えることで、介護施設の整備が進められています。競合となる介護施設・事業所が増えたこと、就職を希望する人が少ないことで、介護職員の採用が困難になり、当事業所も大きな影響をうけているのが現状です。このような課題に取り組みながら、ご利用者の意思及び人格を尊重し、認知症高齢者が在宅で自分らしく生き生きとした生活が送れるよう、認知症デイサービスの提供を行います。

「重点目標」

新規利用者の確保、収入面での意識向上、経費削減に努めます。

感染症対策の強化、業務継続に向けた取組の強化をしていきます。

認知症への対応力向上に向けた取組の推進をしていきます。(内・外部研修等の参加)

「理念」

「寄り添う思い」の理念のもと、認知症高齢者の特性を十分に踏まえ、居宅サービス計画に基づき、個々の生活リズムを知り、身体状況・精神状態や利用目的の把握に努め、通所介護計画に沿った支援を行います。地域にはその人だけの、その人らしい生き方があります。

ひだまり江戸崎は、その人の今という瞬間を大切に、その人に寄り添い、共に歩んでいきたいと願っています。

「目的」

利用者一人ひとりの意思および人格を尊重し、利用者の立場に立った適正な指定通所介護事業及び指定介護予防通所介護事業を実施し、利用者が楽しい時間を過す事により、心身機能の維持向上や社会的孤立感の解消ならびに家族の身体的、精神的負担の軽減を図り、利用者の在宅生活を支援することを目的とします。

「連携」

地域の各関係機関との連携・協力、協働に努め、個別性を重視した適切な介護支援計画の確立に努めます。

「サービスの質の向上」

職場内研修を実施し、介護保険制度、福祉制度、高齢者心理等専門的知識を修得します。

専門性の高い研修については、外部機関が実施する研修に参加することとします。また、毎月の定例会では、利用者個々のカンファレンス及び行事等の内容、業務を職員全員に周知し、職員間のコミュニケーションを図り、よりチームワークを高め互いに自己研鑽に努めます。

認知症ケアの実施に関しては、情緒の安定を図る為に、穏やかに過ごせる環境を整え、「受容・共感・傾聴」の姿勢に留意し支援に努めます。

有資格者の機能訓練指導員の配置により、個別支援計画に基づきご利用者の機能維持向上に取り組みます。

「避難訓練及び防火対策・防災教育」

災害防止、出火防止の為、防災設備等の点検管理を常に行い、不備欠陥の内容安全の確保に努めます。災害時の被害を最小限にとどめる為、通報連絡・避難誘導・消火の訓練を消防計画に従い、消防機関の指導の基、ご利用者と共に避難訓練等を行い、人命安全防護の重要性を職員に周知徹底し、防災意識の向上を図ります。

「職員研修計画」別紙参照

令和5年度 年間行事計画 認知症対応型通所介護事業所

※新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえて実施を判断する。

実施月日	行事内容	実施場所
4月 第2週～	お花見・チューリップ見学 (ドライブ等)	龍ヶ崎森林公园・浮島
5月 第2週～	苗植え	施設内
6月 第3週～	あやめ鑑賞・外食	潮来あやめ園
7月 第1週～	七夕	施設内・庭
8月 第1週～	ひだまり夏祭り	施設内・庭
9月 第3週～	敬老会	施設内
10月 第3週～	紅葉・コスモス畠鑑賞 (ドライブ等)	施設外
11月 第2週～	菊鑑賞・外食	成田山・鹿島神宮
12月 第4週～	み~んなのきらきら クリスマス会	施設内
1月 第2週～	初詣	施設外
2月 第1週～	節分	施設内
3月 第1週～	雛祭り	施設内

消防訓練実施予定計画

9月下旬	総合訓練
3月下旬	部分訓練 避難訓練・消火器放射訓練・通報訓練・防災機器説明等

運営推進会議開催予定(2回/年)

9月下旬
3月下旬

令和5年度 デイサービスひだまり 事業計画書

1. 基本方針

利用される要支援・要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等を行うことにより、利用者の社会参加及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

また、施設機能の充実及び資質の向上に努め、適切な通所介護サービスの提供を図る。

実質8年目を迎える今期は、まずは1日平均14名以上の利用者数確保を目標とし、年間通して70%以上の稼働率を維持していくよう、利用者確保に努めていきたい。サ高住入居者の利用率が全体の80%以上を占めるため、心身状態の変化や要望など、担当ケアマネや住宅職員との情報の共有や連携を強化し、安定した心身状態が保たれ、サービスの継続が図れるように日々の業務を遂行していきたい。

新たな人材の確保が難しい状況の中、可能か限り現職員に対する処遇改善に努め、日々のコミュニケーションを図りながら、意欲向上につながる働きやすい職場環境を目指し、事業所全体のスキルアップを図れるよう事業所運営に邁進していきたい。

今般の新型コロナウイルス感染症について、利用者の状態把握と関係各所との連携により、情報の把握に務めながら、事業所内での感染者の発生や、感染の拡大に繋がらないように感染症に対する対策をしっかりと講じていきたい。ひとたび館内の入居者でコロナウイルス陽性者が確認されると、当事業所も一定期間のサービス提供を休止せざる状況となり、運営に多大な影響を及ぼすことになるため、感染拡大防止に努めながらも、国の示す方針のもと少しでも事業運営が継続していくようにできる事を努力していきたい。

2. 重点目標

- ①利用者一人ひとりにふさわしいサービスを提供するために、アセスメント、通所計画書の作成・見直し等を行い、利用者のニーズに応じたケアの確立に努める。
- ②認知症ケアの専門性を高めるための研修を強化し、認知症や中重度の利用者を積極的に受け入れ、利用者や家族にとって安心できるサービスを提供し、地域包括ケア推進の理念の下、在宅生活継続の支援を行う。
- ③居宅サービス機能を發揮し、地域づくりの一翼を担えるように関係機関や地域の方々との連携を深め、地域社会に参画する。

3. 事業内容

(1) 基本事業

- | | |
|----------|---|
| ① 生活指導 | 集団生活を通しての生活指導、生活相談、趣味・娯楽等を通じての交流を図る。 |
| ② 日常動作訓練 | 日常の生活機能の維持、低下の防止を図るため、機器等を利用しての訓練や創作活動、日常動作を通しての身体機能の維持・改善を図る。 |
| ③ 養護 | 利用者それぞれの身体状況に合わせ、一日の生活リズムを確立し、身体の状況に応じた養護に努める。 |
| ④ 送迎 | デイサービス利用に対し、居宅と事業所間の送迎を行う。利用者の身体状況に応じ、リフト車使用や添乗員の配置に努める。天候等の状況により、最大限安全面に留意した対応を心掛ける。 |

(2) 介護サービス

- | | |
|----------|---|
| ① 入浴サービス | 体調面に留意しながら、個別に入浴サービスを提供し、安全かつ快適に入浴ができるよう援助する。利用者の身体機能に応じて、特殊浴槽での安全な入浴も提供する。 |
| ② 食事サービス | 食堂内の雰囲気に配慮し、季節感にあふれる食事や、行事に伴う特別な献立と栄養の摂れた楽しい食事の時間を提供する。食前に口腔体操を行い、誤嚥防止に努め、栄養相談や必要に応じて食事介助を行う。 |
| ③ 排泄サービス | 利用者のプライバシーに十分配慮しながら、個別のペースに合わせて実施する。健康状態や皮膚状態の観察に努める。 |
| ④ 健康チェック | 来所時に、体温・血圧・脈拍等を測定し、健康状態の把握に努める。必要に応じて主治医や医療機関との連携を図り、疾病等の早期発見や治療に努める。 |

4. 地域との交流

- ① 各種ボランティア団体、学校や保育所、老人クラブなどとの交流を図れる機会を設ける。
- ② ボランティアを受け入れる体制作りに努め、積極的に受け入れる事で福祉事業啓蒙活動に努める。
- ③ 地域包括等で行う介護教室や健康教室でノウハウを還元しながら、地域社会の理解と協力が得られるよう努める。

5.リスクマネジメント

- ① 職員の気づきを大切に捉え、ヒヤリハット報告や事故報告の内容を共有するとともに、原因を究明し対策を講じ、再発防止に努める。
- ② 災害時の被害を最小限に留めるため、防災訓練の充実を図るとともに、利用者参加の訓練を年二回実施する。また、法人内施設や事業所との連携を図り、災害時の協力体制や連絡体制を強化し、あらゆる事態に対応できる防災力を高めるよう努める。
- ③ 防災設備等の定期点検と電気器具等の自主点検を実施し、事故防止に努める。また、建物内外の定期巡回を実施し、危険個所や危険物の早期発見に努め、職員のリスクに対する意識の向上を図りながら事故防止・再発防止に努める。
- ④ 送迎業務等において、公用車使用の際は安全・安心を心掛けるとともに、危険個所等の情報確認と共有化を図り、車両の安全管理に努める。日々、公用車の安全点検を実施する。

6.個人情報保護への取り組み

- ① 個人情報保護法に則り、個人情報の保護体制の充実を図る。
- ② 法人内個人情報管理規程を遵守し、個人情報の漏洩、滅失、改ざん等の防止のために、安全管理措を講じる。

7.苦情解決への取り組み

苦情や要望に関しては、受け付け時に丁寧かつ慎重に内容を確認し、迅速に対応するように努める。

8.高齢者虐待防止への取り組み

高齢者に対する虐待は家庭や施設等で身近な問題であり、直面し得る人権問題として捉え、地域包括支援センター等と連携しながら、高齢者の尊厳を支える利用者本位のよりよいケアの実現を目指し、高齢者虐待防止に取り組む。

また、虐待防止に関する指針を整備し、委員会を設置して定例会議等と合わせて定期的に委員会を開催していく。

9.ハラスメント対策強化への取り組み

事業者においてハラスメント防止対策の指針を共通理解し、職場及び介護現場におけるハラスメントを防止することにより、安全で健全な就労環境を維持していくように努める。

10.事業継続計画に向けた取り組み

感染症や非常災害が発生した場合であっても、必要な支援サービス継続的に提供できる体制を構築するために、業務継続に向けた計画の策定、研修及び訓練の実施を今期中に構築する。

11.衛生管理に向けた取り組み

事業所において感染症予防やまん延防止の指針を共通理解し、最低でも年3回は感染症予防の研修訓練を実施する。

12.新型コロナウイルス感染症対策について

安心してサービスを利用していただくためにも、利用者やそのご家族の健康状態の把握に務め、利用中のマスク着用とこまめな手洗い・手指消毒を必ず実施する。3つの密(密閉・密集・密接)になりやすい環境のため、常に換気をしながら、1時間に1回は全体の空気の入れ替えに努める。

アクリルの設置や空気清浄機等の物品の活用、手すりやテーブル・椅子等の備品のこまめな消毒を行いつつ、利用者や職員一人一人の感染症対策についての意識を持ち、皆で対策を講じていけるように努めていきたい。また、国の施策によりこの感染症に対する扱い方が変更されるため、しっかりと情報の把握に努めながら、適切な対策を講じられるように努めていきたい。

13.年間行事計画

実施月	行事内容	実施場所	その他
4月	お花見	施設近隣	
5月	慰問	施設内	防災訓練(総合)
6月	買い物ツアー	近隣商業施設	
7月	七夕祭り・慰問	施設内	
8月	納涼祭	施設内	
9月	敬老会・慰問	施設内	
10月	買い物ツアー	近隣商業施設	
11月	紅葉狩り・慰問	施設近隣	避難訓練
12月	クリスマス会	施設内	
1月	初詣	あみ神社	
2月	節分	施設内	
3月	ひな祭り・いちご狩り	施設内・田村農園	

《備考》 · 近隣で参加できそうな行事等がある場合は極力参加する。

* 新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえて実施を判断する。

**令和5年度 社会福祉法人 河内厚生会
デイサービス ひだまり 研修計画**

月	研修事項	研修内容	研修目標
5月	高齢者における身体拘束・虐待防止 講師:後藤学(看護師))	<ul style="list-style-type: none"> ・身体拘束・虐待とは ・身体拘束・虐待が及ぼす影響 ・身体拘束は何故起るのか ・身体拘束・虐待が禁止されるべき理由 ・身体拘束・虐待ゼロを目指して ・職員の心構えと身体拘束との因果性 	<p>高齢者に対する身体拘束とはどのようなことを指すのか。実際は何なくイメージは出来る。だが知らず知らずに実は拘束に値することだったと後で気づくこともある。見える拘束だけでなく見えない拘束に対しても再度認識していく必要がある。</p> <p>虐待は拘束と紙一重であり犯罪性も高いケースも度々報道されている。虐待が起るメカニズム、職員が虐待をしない、させないために出来ることすべきことは何か。当たり前で当然なことが未だに改善できない現状がある。今一度原点回帰し、人としての尊厳・虐待防止への自己意識向上を図る。</p>
7月	事故再発防止 講師:後藤学(看護師)	<ul style="list-style-type: none"> ・事故は何故起るのか ・事故は何故繰返されるのか ・事故を繰返さないためには ・事故報告書の重要性・必要性 ・SHELL分析の活用法 	<p>事故の多くは些細なことから生じることが多い。またいつも違う行動によってもたらされることも少なくない。</p> <p>何故事故は起こるのか。また事故はなぜ再燃されるのか。</p> <p>事故を100%完全に防ぐのは非常に困難を極める。しかし事故を未然に防ぐために起こった事故をあらゆる視点から振り返り、事故再発防止に向けていくことが重要である。</p> <p>そのためには何が必要で何をすべきか。事故報告書の意味や事故再発防止策を確実にしていく為にはどうすれば良いのか。新たな分析法SHELL分析を活用すべく研修を実施する。</p>
9月	手指衛生・標準予防策 新型コロナウイルス 講師:後藤学(看護師)	<ul style="list-style-type: none"> ・手洗いの正しい手技を再学習 ・感染対策に大切なこと ・標準予防策の定義・内容 ・手指衛生の重要性 ・噴霧型アルコール消毒の必要性 ・個人防護具の着脱順序及び手技 ・新型コロナウイルスの知識・理解 	<p>新たなる未知の感染症新型コロナウイルス。現在もコロナウイルスの脅威は健在である。個々の知識や日頃からの対策が求められる。コロナウイルスによる精神的な影響、様々な症状や後遺症等、多岐に渡る特性を再度認識する。</p> <p>感染症対策として重要な衛生法や防護具、標準予防策等基本的な知識を再度学習する。正しい衛生や防護、感染症に対する知識を再度研修を通じて学習する。</p>
11月	インフルエンザ ノロウイルス (感染症対策再確認) 講師:後藤学(看護師))	<ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザの病態生理 ・ノロウイルス病態生理 ・嘔吐物処理方法 ・次亜塩素酸とは ・感染症・感染対策への再確認 	<p>インフルエンザの病態生理や症状について、ノロウイルスの病態生理や症状、発生時の対応例等学習する。秋～冬季にかけて流行する感染症の代表格でもあり、毎年高齢者の死者も出ている。これらの疾患に対する正しい知識を得る機会とする。</p> <p>感染症に対する正しい知識や理解、手技について改めて再学習する。日頃から行っている自身の感染症対策は正しいか、原理・原則・根拠に基づいた対策であるか。研修から再度知識の再構築及び向上を図る。</p>
1月	認知症	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の基礎知識と生活支援の基礎 ・認知症の方への関わり方 ・認知症の病態生理・分類 ・認知症の方へのケアとは ・認知症への理解・心構え 	<p>現代の主たる疾患として治療だけでなく看護・介護も注目される認知症。関わり方で予後や進行具合も大きく変わっていくとされる認知症の症状や種類、特徴やケアに対して研修を通じて共通理解を図る。</p> <p>認知症のケアは衣服よりもわれわれ従事者の関わり方が最も重要なこと、認知症の病態生理を十分に理解することが円滑な信頼関係を築いていくことに繋がるということを研修を通じて学んでいく。</p>
3月	法令順守 接遇 リスクマネジメント 講師: 鈴木勝子(管理長) 長谷川聰(管理者) 後藤 学(看護師)	<ul style="list-style-type: none"> ・法人に従事する職員としての心構え ・基本姿勢及び基本原則 ・利用者様に対する行動規範 ・対人援助技術 ・接遇、挨拶の基本 ・事故報告から読み取る事例検討 ・リスクマネジメントとは 	<p>法令遵守とは何か、何故遵守する必要性があるのか、法人として組織として事業所として、従事者としての心構えや自覚、意識の再認識及び向上を図る。</p> <p>接遇の重要性、日頃からの意識を持つこと。正しい接遇とは何かを再度研修を行なうことで職員の質の苦情を図っていく。</p> <p>リスクマネジメントでは実際に起きた症例を見直していくことでどんな事故が多かったか、防止していく策は何か等職員個々が振り返りながらマネジメント出来るよう研修を実施していく。</p>

その他 (随時)	新入職員	<ul style="list-style-type: none"> ・新入職員研修 ・職場環境への適応 ・法令順守・接遇 ・法人組織、体制の理解 	新入職員が入職した場合には、環境や職員との関係性を良好に保ち、また丁寧な指導や同行、各研修に参加することで専門的な知識や技術を養うことが出来るよう配慮していく。
	管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者としての心構え ・事業所運営、体制、加算状況 ・法人組織、体制の理解 ・職員の心身状態観察 ・管理者研修 	管理者として職員個々の心身状態の把握や事業所運営、さらには加算や利用者獲得等、事業所を発展させていくための知識や、指導・教育的なスキル等を研修参加を通じて養っていく。
	事業所要望	<ul style="list-style-type: none"> ・記録の正しい記載 ・申し送りの重要性 ・疾患、病状、症状の学習 ・異常時の早期発見、対処法 ・褥瘡の処置 ・記録の記載方法 等… 	事業所の特性によりその事業所特有の課題や疑問等が生じることがある。 その場合における自己研鑽及び事業所の研修及び勉強会の場を設けることでより個々の能力向上を図る。

令和5年度 サービス付き高齢者向け住宅 ひだまりあみ 事業計画書

【事業計画】

入居者の心身の状況を的確に把握し、関係機関と協力し連携を図りながら、適切な保健医療サービスや福祉サービスを利用できるように対応していく。社会的孤立感の解消や心身機能の維持向上にも努め、生きがいを感じながら安心して過ごす事ができる環境作りに努める。

開設から7年半が経過し、現在の居室利用率は約81%で、入居者数は約64名となっている。特段制限や制約がほとんどない自由な空間の高齢者向け住宅となっているが、高齢者や介護保険認定者が入居対象者となっており、主疾患の悪化やADLの状態変化は常日頃考えられることから、日ごろの状態観察を通して、心身に関わるあらゆる変化に対して、早期に発見し迅速に対応できるよう努めていきたい。

また、入居対象者は、ADLの状態や経済的にも異なる中で幅広く混在している状況であるが、この生活空間において、一人一人の入居者がより安全に平穏な日常生活を送り続ける事ができるよう、職員間で情報を共有し、各関係機関と密な連携を図りながら、業務遂行に努めていきたい。

令和4年11月に、館内で新型コロナウイルスの集団感染が認められ、入居者及び職員合わせて10名が感染しクラスター化した。入居者では重症化することなく全員回復に至ったが、職員の感染者の中には症状が激しく表れ、長期療養を余儀なくされた者もいた。日頃より感染対策を講じてきていたが、少しの油断や判断ミスにより、職員が感染を拡大させてしまう恐れがあることを改めて痛感した。専門職として再度感染症に対する対応方法を確認し、より高い知識を習得しながら責任ある行動を心がけて、一人ひとりの健康を維持していく様に努めていきたい。

【理念】

法人理念 : 老は智なり 老は美なり 老は宝なり

ひだまり理念 : 寄り添う想い

【運営方針】

- 1.安全・安心・最良のサービス、信頼あるサービスの提供
- 2.人材の確保・育成
- 3.入居者満足度の向上
- 4.地域住民、社会との交流・貢献、医療機関や市町村との連携
- 5.適正な経営体制・コスト管理・安定、永続性の確保

【事業目標】

- 1.安全・安心・最良のサービス、信頼あるサービスの提供
 - ①事故やトラブルの予防、危機管理等のアセスメント、環境整備による安全確保を徹底する。
 - ②接遇や援助、言動、身だしなみ等に配慮し苦情ゼロを目指す。
 - ③入居者の要望や相談、苦情を真摯にかつ迅速に対応し、的確な対策を立案および実行する。
 - ④職員全員が統一した対応を図り、笑顔で温かな対応を心掛ける。
 - ⑤入居者にとって必要なサービスなどを個々に見出し、快適な入居生活が出来るよう取り組む。

2.人材の確保・育成

- ①職員への丁寧な指導、モチベーションを向上できる指導・教育体制の充実を図る。
- ②研修の定期的な開催を充実させ職員個々の自己研鑽を促していく。
- ③法人理念・ひだまり理念・法令順守ならびに事業所の方針の周知・実践を強化する。
- ④笑顔、挨拶を忘れず、誠意ある対応、安心と信頼のある接遇を心掛ける。
- ⑤職員個々の心身状況を日々確認し、相談しやすい環境、職員が働きやすい環境を目指す。

3.入居者満足度の向上

- ①様々な高齢者が、極力入居できるよう受入れ体制を構築する。
- ②人材を充実させ、全ての入居者様に最良・きめ細かなサービスが提供出来る体制を構築する。
- ③介護相談など、ひとりひとりのニーズに合わせた環境への配慮を強化する。
- ④住民会を定期的に開催し、意見交換や要望など入居者ひとりひとりの声を形に出来るよう取り組む。
- ⑤バランスの取れた、おいしい食事が毎食提供できるよう、素材や調理方法、配膳方法の見直しを図る。

4.地域住民、社会との交流・貢献、医療機関や市町村との連携

- ①地域住民との交流や地域社会への貢献活動など積極的に取り組んでいく。
- ②市町村や他施設、医療機関との連携を図り、ひだまりあみのネットワーク活性化を目指す。
- ③イベントや季節に応じた行事、地域住民との交流会やレクレーション等を企画・開催する。

5.適正な経営体制・コスト管理・安定、永続性の確保

- ①コスト意識を高め、無駄を無くす工夫、財源を有効に使用する努力を徹底する。
- ②入居者の確保を積極的に行い、安定した経営・運営を構築する。
- ③入居者にとって本当に必要なサービスや過剰な料金請求などが無いよう管理を徹底する。
- ④事業所の収支やコストを常に把握し、収益に繋がる経営方針を常に追求していく。

6.新型コロナウイルス感染症対策について

- ①手洗い、手指消毒の徹底。自室から外出する際のマスクの着用を促す。
- ②不要不急の外出自粛を日々促す。
- ③毎日、検温を含めた健康状態、居室内の環境把握と共有部の環境整備に努める。
- ④アクリル板や空気清浄機等の感染症対策用品の充実を図る。
- ⑤感染疑い者や経過観察者等、また、感染者が発生した場合、その入居者に当たる職員を即座に選出し適切に対応しつつ、感染拡大に繋がらないように努める。

【行事計画】

入居者及び近隣住民や地域の老人クラブ、関係機関等とも連携を図りながら、交流を図れる機会を持ち、広報活動を兼ねたイベントを開催する。但し、新型コロナウイルス感染症の発生状況により、行事実施は判断する。

5月	慰問	地域のボランティアの協力のもと、歌や踊り、演奏会などのイベントを実施
7月	慰問	地域のボランティアの協力のもと、歌や踊り、演奏会などのイベントを実施
8月	夏祭り	住宅駐車場にて出店や各種イベントを実施
9月	慰問	地域のボランティアの協力のもと、歌や踊り、演奏会などのイベントを実施
11月	慰問	地域のボランティアの協力のもと、歌や踊り、演奏会などのイベントを実施
12月	クリスマス会	年末イベントを兼ねたクリスマス会を実施

**令和5年度 社会福祉法人 河内厚生会
サービス付き高齢者向け住宅 ひだまりあみ 研修計画**

月	研修事項	研修内容	研修目標
5月	高齢者における 身体拘束・虐待防止 講師:後藤学(看護師)	<ul style="list-style-type: none"> ・身体拘束・虐待とは ・身体拘束・虐待が及ぼす影響 ・身体拘束は何故起こるのか ・身体拘束・虐待が禁止されるべき理由 ・身体拘束・虐待ゼロを目指して ・職員の心構えと身体拘束との因果性 	高齢者に対する身体拘束とはどのようなことを指すのか。実際は何なくイメージは出来る。だが知らず知らずに実は拘束に値することだったと後で気づくこともある。見える拘束だけでなく見えない拘束に対しても再度認識していく必要がある。虐待は拘束と紙一重であり犯罪性も高いケースも度々報道されている。虐待が起こるメカニズム、職員が虐待をしない、させないために出来ることやすべきことは何か。当たり前で当然なことが未だに改善できない現状がある。今一度原点回し、人との尊厳・虐待防止への自己意識向上を図る。
7月	事故再発防止 講師:後藤学(看護師)	<ul style="list-style-type: none"> ・事故は何故起こるのか ・事故は何故繰返されるのか ・事故を繰返さないためには ・事故報告書の重要性・必要性 ・SHELL分析の活用法 	事故の多くは些細なことから生じることが多い。またいつも違う行動によってもたらされることも少なくない。 何故事故は起こるのか、また事故はなぜ再燃されるのか。 事故を100%完全に防ぐのは非常に困難を極める。しかし事故を未然に防ぐために起こった事故をあらゆる視点から振り返り、事故再発防止に向けていくことが重要である。 そのためには何が必要で何をすべきか。事故報告書の意味や事故再発防止策を確実にしていく為にはどうすれば良いのか。新たな分析法SHELL分析を活用すべく研修を実施する。
9月	手指衛生・標準予防策 新型コロナウイルス 講師:後藤学(看護師)	<ul style="list-style-type: none"> ・手洗いの正しい手技を再学習 ・感染対策に大切なこと ・標準予防策の定義・内容 ・手指衛生の重要性 ・噴霧型アルコール消毒の必要性 ・個人防護具の着脱順序及び手技 ・新型コロナウイルスの知識・理解 	新たなる未知の感染症新型コロナウイルス。現在もコロナウイルスの脅威は健在である。個々の知識や日頃からの対策が求められる。コロナウイルスによる精神的な影響、様々な症状や後遺症等、多岐に渡る特性を再度認識する。 感染症対策として重要な衛生法や防護具、標準予防策等基本的な知識を再度学習する。正しい衛生や防護、感染症に対する知識を再度研修を通じて学習する。
11月	インフルエンザ ノロウイルス (感染症対策再確認) 講師:後藤学(看護師)	<ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザの病態生理 ・ノロウイルス病態生理 ・嘔吐物処理方法 ・次亜塩素酸とは ・感染症・感染対策への再確認 	インフルエンザの病態生理や症状について、ノロウイルスの病態生理や症状、発生時の対応例等学習する。秋～冬季にかけて流行する感染症の代表格でもあり、毎年高齢者の死亡者も出ている。これらの疾患に対する正しい知識を得る機会とする。 感染症に対する正しい知識や理解、手技について改めて再学習する。日頃から行っている自身の感染症対策は正しいか、原理・原則・根拠に基づいた対策であるか。研修から再度知識の再構築及び向上を図る。
1月	認知症	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の基礎知識と生活支援の基礎 ・認知症の方への関わり方 ・認知症の病態生理・分類 ・認知症の方へのケアとは ・認知症への理解・心構え 	現代の主たる疾患として治療だけでなく看護・介護も注目される認知症。関わり方で予後や進行具合も大きく変わっていくとされる認知症の症状や種類、特徴やケアに対して研修を通じて共通理解を図る。 認知症のケアは内服よりもわれわれ従事者の関わり方が最も重要なこと、認知症の病態生理を十分に理解することが円滑な信頼関係を築いていくことに繋がるということを研修を通じて学んでいく。
3月	法令順守 接遇 リスクマネジメント 講師: 鈴木勝子(管理長) 長谷川聰(管理者) 後藤 学(看護師)	<ul style="list-style-type: none"> ・法人に従事する職員としての心構え ・基本姿勢及び基本原則 ・利用者様に対する行動規範 ・対人援助技術 ・接遇、挨拶の基本 ・事故報告から読み取る事例検討 ・リスクマネジメントとは 	法令遵守とは何か、何故遵守する必要性があるのか、法人として組織として事業所として、従事者としての心構えや自覚、意識の再認識及び向上を図る。 接遇の重要性、日頃からの意識を持つこと。正しい接遇とは何かを再度研修を行なうことで職員の質の苦情を図っていく。 リスクマネジメントでは実際に起きた症例を見直していくことでどんな事故が多かったか、防止していく策は何か等職員個々が振り返りながらマネジメント出来るよう研修を実施していく。
その他 (随時)	新入職員	<ul style="list-style-type: none"> ・新入職員研修 ・職場環境への適応 ・法令順守・接遇 ・法人組織、体制の理解 	新入職員が入職した場合には、環境や職員との関係性を良好に保ち、また丁寧な指導や同行、各研修に参加することで専門的な知識や技術を養うことが出来るよう配慮していく。
	管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者としての心構え ・事業所運営、体制、加算状況 ・法人組織、体制の理解 ・職員の心身状態観察 ・管理者研修 	管理者として職員個々の心身状態の把握や事業所運営、さらには加算や利用者獲得等、事業所を発展させていくための知識や、指導・教育的なスキル等を研修参加を通じて養っていく。
	事業所要望	<ul style="list-style-type: none"> ・記録の正しい記載 ・申し送りの重要性 ・疾患、病状、症状の学習 ・異常時の早期発見、対処法 ・褥瘡の処置 ・記録の記載方法 等… 	事業所の特性によりその事業所特有の課題や疑問等が生じることがある。 その場合における自己研鑽及び事業所の研修及び勉強会の場を設けることでより個々の能力向上を図る。

2023 年度 事業計画書

もえぎ野

介護老人保健施設もえぎ野
通所リハビリテーション
訪問リハビリテーション
居宅介護支援事業
介護福祉士実務者研修事業

2023年度 介護老人保健施設もえぎ野 事業計画書

1. 法人理念

「老は智なり 老は美なり 老は宝なり」

2. 施設運営方針

「在宅からお看取りまで、あらゆる方の自律した生活を支援する」

「その人らしさを大切に、居心地の良い環境を創造する」

「スタッフ自らが笑顔の源となり、丁寧な声かけを行う」

「地域づくりに貢献し、地域の中で、ともに笑顔になろう」

3. ケア目標

「笑顔を作ろう」「誤嚥ゼロを目指そう」

4. 経営方針

法人理念、施設基本方針を追求するために、適切な利益を得る必要があります。法令下における運営を遵守し、経営上の目標を定め、人材育成を図る仕組み作りが求められます。委員会活動、会議運営、施設行事をはじめとする、各種実施計画は、健全な施設運営、地域貢献の根幹となる人材育成を図る手段です。人の成長が、施設に縁ある全ての人々の幸福と社会の繁栄に寄与するものと捉え運営して参ります。また、介護報酬改定に柔軟に対応することはもちろん、地域の本質的なニーズを捉え先駆ける拠点としての役割を果たします。

1) サービスの安定的・継続的な提供に関すること

○感染症対策の訓練【年2回】

○BCPの策定及び訓練【年1回】

○民間福祉避難所開設訓練【年1回】

2) 人材育成及び待遇改善に関すること

○資質、能力向上のための研修の機会の創出。【研修室、受講環境の整備】

○有給休暇取得率の向上、連休取得体制の推進。【常勤年間5日以上取得、正職員4連休取得】

○時間外労働の削減。【前年度比5%以上改善】

○定期及び随時の職員面談機会の確保。【全スタッフ年2回以上】

○介護福祉士国家資格取得推進【取得者割合常勤換算60%以上】

3) サービス・ケアに関すること

○感染症発生予防、蔓延防止 【各感染症集団感染0件、インフルエンザ発生0件】

○介護事故防止 【リスクマネージャ取得者6名以上】

【誤嚥性肺炎発生0件、誤薬、落薬事故発生率前年度比30%削減】

○苦情、クレーム 【職員の接遇に関する苦情報告0件】

○ L I F E の活用、介護過程の展開、P D C A サイクルによるケアのアウトカム評価の推進

○リハビリテーション、多職種連携のさらなる推進

4) 介護報酬に関すること

○基本報酬区分「加算型」以上

5) 経費の適正化に関すること

○水道光熱使用量削減 【前年度比 5 % 減】

○事務用品費削減 【前年度比 5 % 減】

○消耗器具備品費削減 【前年度比 3 % 減】

○介護用品費削減 【前年度比 10 % 減】

○修繕費維持～増

※開設から 11 年が経過し設備の修繕が増えています。各設備等の耐久性向上目的に各種清掃を充実させていきます。

○職員研修費増額 【前年度比 10 % 増】

6) 介護人材の確保に関する事

○外国人介護職員の積極的採用、職場環境の整備 【予定者含め 10 名以上採用】

○外国人介護職員の業務定着のための研修開催

○外国人の宗教・生活習慣への柔軟な対応（お祈りをする場所の提供など）

○経験、技能のある介護福祉士へのさらなる待遇改善

5. 会議、委員会運営

1) 会議

開催責任者が開催目的を明確にして運営します。事前準備と時間管理に重点をおき、効果性の高い運営に努めます。会議効率及び生産性の向上を図るため、事前議題のない会議、報告事項の共有のみの会議原則不可とします。

会議名	開催責任者	開催頻度	参加対象者	内容
全体会議	施設長	年 1 回	全職員	施設の運営、経営にかかる基本方針伝達、共有。
主任会議	副施設長	毎月	施設長、副施設長、各主任	運営方針、経営状況、業務改善、新規事業、リスクマネジメント。
入所判定会議	相談部主任	毎月	施設長、看護、介護、相談、リハ、栄養、薬剤、事務	利用者の入所、利用継続にかかる判定に関する事。
サービス担当者会議	各サービス担当者	毎月	施設長、看護、介護、相談、リハ、栄養、薬剤、	利用者のサービスに関する事。
ケアカンファレンス	各部署長	毎月	看護、介護、相談、リハ、各所属職員	利用者個々の入所生活に関する事を部署ごとに実施。
部署会議	各主任	毎月	主任、副主任、所属職員	ケアに関する事。業務改善。

ドライバー会議	安全運転管理者	適宜	安全運転管理者、運転手	送迎車安全運転に関すること。運転適性検査。
B C P 検討会議	副施設長	隔月	施設長、副施設長、各主任及び居宅管理者	災害や感染症のクラスター発生時のサービス供給に関すること。

2) 委員会

4月第1回の委員会において、委員長、副委員長、年間目標、年間計画を決定し、全ての委員会活動を通じて、全スタッフのスキル及びマインドを高め、目の前の利用者様が喜びある自律した生活を送ることに貢献します

①運営基本方針

昨年度から引き続き、「伝達」による課題の共有を大切にします。委員会内の共有はもちろん、施設全体の共通認識事項として伝え、いかに当事者意識を伝播していくか。自分事として捉えるスタッフが増えた分だけ利用者の豊かな生活に寄与します。自分の言葉で根拠を伝えていくよう、研修会の開催等の場も活用し、活発な委員会活動を行います。

②実施組織

委員会名	活動内容	構成メンバー	開催日程
ADL 委員会	利用者の日常生活の向上に関するここと。LIFE フィードバックを活用した介護サービスの見直し、質向上のための取り組みに関すること。	介護、看護、リハ、相談、栄養	毎月第3木曜 17:45～18:45
食事委員会	満足度の高い献立、食事内容に関するここと。	栄養、介護、看護、リハ、相談、厨房	毎月第4火曜 14:00～14:30
行事委員会	年間行事の企画、運営に関するここと。	介護、看護、リハ、相談	毎月第3水曜 17:45～18:45
感染委員会	感染症、食中毒の発生予防、発生時の拡大防止に関する取り組みに関するここと。	介護、看護、リハ、相談、事務	毎月第2月曜 17:45～18:45
安全管理委員会	施設内の事故の分析、再発防止に向けた取り組みに関するここと。安全管理体制に関する取り組み。	(沼倉) 介護、看護、リハ、相談	毎月第4火曜 17:45～18:45
身体拘束委員会 (主任会議内)	「身体拘束ゼロ」「虐待防止」に関するここと。	施設長、副施設長、看護介護長、各主任	毎月第1月曜 16:00～17:30
衛生管理委員会	職場内環境の改善、職員の健康に関するここと及びコスト削減による環境改善費の捻出など。	産業医、副施設長、看護主任、相談部主任、介護主任、リハビリ部主任、居宅管理者	毎月第2水曜 13:30～13:45

6. 施設年間スケジュール

行事委員会はじめ各担当者が基本運営方針のもと目的を明確にして企画、運営、報告を行います。

月	主な行事	日常活動
4月	花見ドライブ	音楽療法、誕生日会、おやつ作り、カフェ、外出、外食、フラワーアレンジメント、陶芸、スイーツバイキング。 【クラブ活動】 野菜作り、園芸、書道、合唱、調理、手芸、革細工（アトリエもえぎ野） 【ボランティア受け入れ】 書道、手芸、傾聴、朗読、くもん ※感染症流行状況による 【各種訓練】 ※総合防災訓練：BCP/民間避難所開催訓練含む
5月	総合防災訓練	
6月	利用者満足度調査	
7月	流しソーメン・BBQ&ピザ	
8月	納涼祭・おやじの会	
9月	さんま祭り・お月見の会	
10月	総合防災訓練・芸術祭・カフェ	
11月	焼き芋・ちんどん＆ドリンクバー	
12月	クリスマス	
1月	初詣・新春餅つき	
2月	節分	
3月	春の宴・ジャガイモ植え	

研修計画

月	主な施設内研修	各自で参加する推奨研修
4月	新人研修（事故・身体拘束・感染・苦情・ハラスメント・多職種） 隨時海外人材の為の研修	オンライン研修（介護職員全員対象） 老健協会・保健所主催の各種研修
5月	安全管理・身体拘束防止	リスクマネージャー研修・リハビリテーション専門職協会・理学療法士協会・主催の各研修、若手リハビリ専門職卒後研修、茨城県介護予防リハビリ専門指導者養成研修、地域ケア個別会議に資する助言機能強化実践研修、臨床実習指導者研修、
6月	感染対策	初任者研修・実務者研修・認知症研修
7月	LIFE研修・BCP・ハラスメント	ユニットリーダー研修
8月	救急・緊急時対応	介護福祉士基本研修、介護福祉士ファーストステップ研修、介護福祉士実習指導者研修、実務者研修教員講習、認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、日本介護福祉士会リーダー研修
9月	衛生管理（腰痛予防）・苦情	
10月	感染対策	
11月	安全管理	
12月	身体拘束防止	
1月		
2月		
3月		

7. 実習受け入れ

地域における新型コロナウイルス感染症の流行状況を見定めながら実施、参加を判断します。

○各種専門学生の現場実習（介護福祉士、看護師、理学、作業療法士）

- 中学生、高校生職場体験、介護等実習
- 義務教育教員免許志願者介護体験事業

8. 地域交流及び地域貢献（継続）

- 地域における新型コロナウイルス感染症の流行状況を見定めながら実施、参加を判断します。
- 各種ボランティア受入（傾聴、くもん学習療法、イベント、手芸、書道、朗読）
 - もえぎ野台自治会一斉清掃、夏祭り、冬祭りへの参加
 - 利根町民向け介護予防運動スペースの開放（虹色GYM）
 - 認知症地域支援促進委員設置事業の委託を受け、認知症カフェなど様々な形で地域に貢献する
 - 住民交流通いの場等の要請に応じ、地域に住む方の健康に貢献（サークル、イベントに協力）
 - 研修講師派遣（県認知症介護指導者、県リハビリテーション専門職協会、県介護福祉士会、）
 - 地域に出向き、地域に住む方の健康に貢献（サークル活動、イベントへの参加）
 - 地域包括ケアシステム事業である短期集中通所リハビリCの委託を受け、虹色ジャンプ（利根町）、虹色ハッピー（利根町）、虹色スキップ（河内町）を実施する。
 - 茨城県から指定を受けた茨城県地域リハ・ステーション（以下「指定機関」という。）に所属するリハビリテーション専門職として「リハビリ相談」を実施する。

2023年度 通所リハビリテーションもえぎ野事業計画

I 目的

要介護状態となった場合においても、そのご利用者様が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、生活機能の維持または向上を目指し、理学療法、作業療法その他必要なりリハビリテーションを行う事により、利用者の心身の機能回復を図り、在宅生活を支持する。また、明るく家庭的な事業所づくりを目指し、ご利用者様が「にこやか」で「個性豊か」に過ごすことができるようサービスに努めます。また、利用中は沢山の笑顔がみられるような関わりを持ち、笑顔で一日を終えられるような支援を目指します。

II 運営方針

1. 明るく家庭的な事業所づくりを目指し、ご利用者様が『にこやか』で『個性豊か』に過ごすことができるよう努めます。
2. ご利用者様、介護者のどちらの立場も尊重し、介護者の生活の質を低下させることなく、ご利用者様の生活の質の改善を目指すために、一つ一つの要求に丁寧に答えながら、そのニーズを満足させることが可能になるよう努めます。
3. 地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供責任者及び関係市区町村と綿密な連携を図り、ご利用者様が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努めます。
4. サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、ご利用者様又は、そのご家族様に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに、ご利用者様の同意を得て実施するよう努めます。

III 事業概要

サービス提供地域	利根町、河内町、稻敷市、龍ヶ崎市、取手市
サービス提供時間	月曜～金曜日（祝祭日含む） 9：45～16：00 土曜日（祝祭日含む） 9：45～12：00 ※短時間利用も可
職員体制	看護職員 3名（非常勤専従） 介護職員 11名（常勤6名専従、非常勤5名専従） 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 5名（兼務あり） 運転手 6名（非常勤）

- デイケア卒業に向けた日常生活動作や社会参加などの生活リハビリを実施し、利用者の「QOL の向上」「IADL の向上」「地域社会への参加」を支援します。
- 認知症利用者が増えてきていることから、認知症に対するアプローチを強化し、さらに安心して自発的に行動可能な環境創りをします。
- 自立支援・重度化防止の取り組みとして、機能訓練、口腔ケア、栄養ケアが重要であることを利用者に再認識していただく研修を各専門職が実施します。
 - ・ 短期集中個別リハビリテーション実施加算対象者算定
 - ・ 認知症短期集中リハビリテーション（Ⅰ）3件算定
 - ・ 生活行為向上リハビリテーション4件算定
 - ・ 口腔機能向上加算（Ⅱ）対象者算定
 - ・ 移行支援加算算定

年間計画 下表のとおり

※リハビリ目標に沿って提供します。

4月	1、お花見ウォーキング（近隣の公園まで） 2、春のお茶会（和菓子・お抹茶） 3、創作活動（鯉のぼり） 4、フリーマーケット
5月	1、畑作業（さつま芋植え） 2、創作活動（折り紙紫陽花） 3、高齢者の口腔ケアについて（言語聴覚士）
6月	1、脳が活き活き心もウキウキ買い物リハビリ 2、高齢者の栄養について（管理栄養士）
7月	1、流しそうめん 2、創作活動（七夕短冊作成） 3、スイカ割り
8月	1、かき氷 2、盆踊りの練習会
9月	1、豚汁 2、敬老会（釣り・輪投げ・射的・盆踊り・焼きそば・たこなし焼き）
10月	1、さんま祭り 2、運動会（玉入れ・大玉転がし・パン食い競争・リズム体操）
11月	1、さつま芋ほり 2、焼き芋祭り 3、温泉巡り入浴剤 4、寿司イベント
12月	1、餅つき大会 2、クリスマス会（ケーキ提供・bingo・職員出し物）

	3、創作活動（吊し雛）
1月	1、新春書初め会 2、初詣
2月	1、節分（豆まき） 2、音楽発表会
3月	1、ワッフル（トッピング自由） 2、ひな祭り（吊るし雛を飾る）
通年	利用者様の誕生会（プレゼント・ケーキ） ウォーキング・外周ウォーキング・習字・塗り絵間違い探し・写経・園芸 (花クラブ)・レッドコード・調理クラブ・畑作業・お風呂体操・音楽療法 フラワーアレンジメント・歌声喫茶（カラオケルーム）

※感染症の流行状況を考慮しながら適宜判断して実施します。

IV 稼働目標

- 利用者1日平均30名
- 利用者1月平均750名
- 登録数145名

V 具体的な取り組み

1. 居宅介護支援事業所等との綿密な連携

- 利用者の毎月の状況報告書配布
- 新パンフレットの配布
- レッドコード体験会（介護支援専門員対象）
- 施設紹介DVDの配布

2. サービス休止中の方の現状把握

- 居宅支援専門員、家族、利用者と密に連絡をとり状況の把握、必要に応じ訪問又は、広報誌や手紙等の発送をします。
- 振替利用の提案

3. 見学者の対応

- スタッフの接遇向上
- 利用者の豊かな表情や活動的な姿、職員の明るさを友好的に発信
- レッドコード・ウォーキング等、リハビリの効果的な可視化

4. サービスの質の向上

- 要望、苦情への迅速な対応による満足度の向上
- 定期的な勉強会開催
職員のスキルアップ・モチベーションアップを目指し、利用者様に、安心・安楽・安全な質の高い支援を提供します。又、内部研修・外部研修においても積極的に参加し、多様なニーズに対応でき

るようになります。

○活動内容の多様化

選択的活動の種類を増やし充実する事で、利用者自ら能動的に活動できる環境を整えます。

○記録・報告の徹底化

事故・ヒヤリハットが発生した場合は、内容を具体的に記録し、事故の再発防止・状況改善に努めます。また、事例検討の資料として整備します。

○LIFE の活用

PDCA サイクルによる科学的介護を実践するため、LIFE を活用します。

○環境美化

美化担当が率先し清潔かつ安全な環境を提供します。

5. 地域交流・関わり

○地域社会との交流機会を創出

地域の小・中・高校生と交流をし、世代間交流を図ります。また、製作物の寄附等を通じて、貢献感・社会参加を図ります。

○ボランティア活動の受け入れをします。

地域でボランティア活動を行われている方を積極的に受け入れ地域交流を図ります。

○被災地へ収益金（フリーマーケット）寄付

6. 事業継続への取り組み

感染症、災害発生時においても事業所の運営が継続できるよう計画の策定、訓練時の実施、必要備品の整備を行います。

2023年度 訪問リハビリテーションもえぎ野事業計画

I 目的

要介護状態（介護予防訪問リハビリテーションにあっては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、訪問リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

II 運営方針

- 1 リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在家ケアの支援に努める。
- 2 当事業所は、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携を図り、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 3 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導または説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 4 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

III 事業概要

サービス提供地域	利根町、河内町、稻敷市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、阿見町、千葉県我孫子市
サービス提供時間	月～土曜日（祝祭日含む） 8：30～17：30
職員体制	管理者 1名（医師兼務） 理学、作業療法士 2名（兼務）

IV 重点項目

○基本目標値

月延件数 13 件

リハビリマネジメント B イ・ロ算定

○より良い在宅生活が送れるよう、適宜必要なサービス事業者と連携を取ることを重視する

2023年度 指定居宅介護支援事業所 もえぎ野 事業計画書

指定居宅介護支援事業所もえぎ野は介護保険法に基づく「運営基準」を遵守し、事業運営を行います

I. 事業目的

法人理念「老は智なり、老は美なり、老は宝なり」を基本方針としてご利用者様の「尊厳」を重んじて支援します。要介護状態になっても可能な限り、住み慣れた場所で、その有する能力に応じた自立した日常生活を営めるように公平中立な立場で支援します

II. 運営方針

- ①感染症や災害への対応力強化
- ②地域包括ケアシステムの推進
- ③自立支援・重度化防止の取り組みの推進
- ④介護人材の確保・介護現場の革新
- ⑤制度の安定・適正化持続の確保

III. 令和5年度の重点項目

- ①感染症発生・まん延に関する取り組みの徹底。
感染症・災害時対応のB C P 内容の再確認。
感染症や災害が発生した際の介護サービスが継続的に提供できる体制を日頃から備え、話し合い、定期的にシミュレーションを行う。
- ②住み慣れた地域で利用者の尊厳を保持しつつ、必要なサービスが切れ目なく提供される様に取り組む。
在宅看取りの対応の充実や認知症への対応力を高める。
医療・介護連携強化に努める。
老健の在宅復帰をさらに推進するための連携。
在宅サービス、入所施設や高齢者住宅との連携。
ケアマネジメントの質の向上と公正中立性の確保。
- ③質の評価やデータ活用を行い、科学的効果が裏付けられた質の高いサービス提供を行う。
ICTツール導入に伴う、効率的な業務取り組み。事務、記録、事務負担軽減を図る。
- ④特定事業所加算Ⅱの維持のため、職員の後進育成。
- ⑤サービスの適正化、ケアプランチェックに協力する。

2023年度 介護福祉士実務者研修講座 事業計画書

1. 目的

法人理念「老は智なり 老は美なり 老は宝なり」に沿い、地域の福祉人材の育成を担う。また、法人職員の国家資格取得に貢献することを目的とする。

2. 事業内容

6ヶ月間の通信課題と面接授業、演習によって構成される当講座は、各期定員20名とし、年間に2コース開講する。講師は、法人職員が務める。受講対象者は、介護職員初任者研修修了者やホームヘルパー2級保有者だけでなく、無資格未経験者もその範囲としている。

①開講日程

第1期 2023年4月16日～10月15日

第2期 2023年6月19日～12月18日

②実施組織

校長 1名（常勤兼務） 専任講師 10名（常勤兼務）

教務 1名（常勤兼務） 事務職員 2名（1名常勤兼務、1名非常勤専従）

③カリキュラム

本年度より通信課題にはEラーニングを導入し、受講生の効率的な学習をサポートする。

科 目	時間数	履修科目					
		無資格	ヘルパー3級	ヘルパー2級	初任者研修	ヘルパー1級	基礎研修
人間の尊厳と自立	5	○	—	—	—	—	—
社会の理解Ⅰ	5	○	—	—	—	—	—
社会の理解Ⅱ	30	○	○	○	○	—	—
介護の基本Ⅰ	10	○	○	—	—	—	—
介護の基本Ⅱ	20	○	○	—	○	—	—
コミュニケーション技術	20	○	—	○	○	—	—
生活支援技術Ⅰ	20	○	○	—	—	—	—
生活支援技術Ⅱ	30	○	○	—	—	—	—
介護課程Ⅰ	20	○	○	—	—	—	—
介護課程Ⅱ	25	○	○	○	○	—	—
介護過程Ⅲ【面接授業】	45	○	○	○	○	○	—
発達と老化の理解Ⅰ	10	○	○	○	○	—	—
発達と老化の理解Ⅱ	20	○	○	○	○	—	—
認知症の理解Ⅰ	10	○	○	○	—	—	—
認知症の理解Ⅱ	20	○	○	○	○	—	—
障害の理解Ⅰ	10	○	○	○	—	—	—
障害の理解Ⅱ	20	○	○	○	○	—	—
こころとからだのしくみ	20	○	—	—	—	—	—

こころとからだのしくみ	60	○	○	○	○	-	-
医療的ケア	50	○	○	○	○	○	○
医療的ケア 【演習】	21	○	○	○	○	○	○

令和5年度 事業計画書

もえぎ野わかば保育園

〈保育理念〉

「もえぎ野わかば保育園」は、保護者のニーズを尊重し、家庭のようなあたたかさのある保育環境をつくる中で、次の保育方針で子ども達の成長を見守ります。

〈保育方針〉

『やりたい気持ち』を応援します。

- ・「じぶんで！」の気持ちを大切にします。
- ・できない気持ちを「できた！」に変えます。
- ・ほめる機会を増やします。

『考える力』を大切にします。

- ・「どうして？」を受け止め、思考力を育みます。
- ・相手の気持ちを考える機会、自分の気持ちを言葉にする機会を大切にします。

『優しさの芽』を育てます。

- ・優しいしぐさや感性を、代弁・共感します。
- ・愛あふれる感情を私たちから伝えます。

〈保育目標〉

- ◎笑顔で元気にあいさつする子
- ◎遊びを思いきり楽しむ子
- ◎自分の気持ちに素直な子

〈事業計画〉

令和5年度は、2月15日現在での0歳児の入園情報はなく、1.2歳児の継続園児6名でのスタートとなる予定です。引っ越しによる転園や当施設職員の退職に伴う退園もあり、12名の小規模の園にとっては厳しい状況といえます。

そこで、今年度は当施設や利根町役場子育て支援課とも相談させていただき、以下のようなことを実現していくらと考えております。

◎地域枠の園児の利用を増やす

当園の産休明け 57 日目からの受け入れは、利根町内の園には無いものです。しかし生後 6 ヶ月や、育休を取得した後の 1 歳の誕生日に合わせての職場復帰の為に利用する方が多くみられ、当園の受け入れのメリットが生かせていない状況です。

また、3 歳児は転園ということがデメリットになっていることも少なくありません。

そこで、現在従業員枠対象で行っている祝祭日の利用を地域枠まで広げ、他園には無い特色としてアピールできないかと考えました。両親ともに就労であることが条件で、土曜日と同様の扱いを想定しております。この件は、保育園だけでは決められないものなので、ご助力お願い致したく思います。

◎従業員枠の園児退園を減らす。

施設職員の方が退職せずに勤務継続できるよう、介護現場が求める職員のニーズも把握したうえで保護者の方が介護現場の職員の方々と同等に近い条件をもって協力して働いていける環境にしていくため、介護現場と保護者の両方を視野に入れた保育体制を常に模索していくと考えています。

上記以外にも目を向けなくてはいけないことがたくさんある令和 5 年ですが、保育理念を忘れず邁進していきたいと思っております。

令和5年度 事業計画書
小規模多機能型ホーム みつば

1 理念

利用者様一人一人の歴史を尊重し、自分らしく生活できる場所を提供します。

2 . 基本方針

1. 私たちは、利用者様の思いを尊重します。
2. 私たちは、利用者様の笑顔を守るため援助します。
3. 私たちは、利用者様の呼びかけにすぐ答えます。
4. 私たちは、地域の方との、コミュニケーションを通して皆様に愛される施設を目指します。

【地域活動の参加とサービスの充実化】地域活動への参加へ特に力を入れていく。

利用者が住む地域の祭りなどのイベントの参加等。

レクリエーション等に力を入れていき QOL の向上にも努めていく。

【営業活動について】

包括支援センターや病院、居宅支援事業所を中心に事業所営業に回るようにする。

併設のグループホームへの入居にも協力して対応していく。

【退職しない職場づくり】

パワーハラスメント、セクシャルハラスメントのない職場を目指し、働きやすい職場環境の構築とスキルの高い職員の育成に努める。全員が同じケアが行えるように各マニュアル、ルール決めを統一し安定した職場環境を構築する。

3 . 年間稼働率 令和5年度 年間稼働率目標 90%

4. 各部門の目標と行動

○介護

<目標>

- ・ご利用者様一人一人に寄り添い、穏やかに生活できる支援と環境づくりに努める。

<行動>

- ・地域との交流を積極的に行い、住み慣れた地域で長く生活ができるよう支援します。
- ・ニーズや状態に合わせたケアを臨機応変に行います。
- ・優しい介護で安心、安全に過ごせるよう支援します。

○看護

<目標>

- ・ご利用者様が健康で安心した日常生活が送れるような看護サービスを提供します。

<行動>

- ・ご利用者様一人ひとりの健康管理に留意します。
- ・ご利用者様一人ひとりの体調の把握に努め、適切な援助を行います。
- ・必要時には介護職員への教育・指導を行います。
- ・職員自身の健康管理に努めます。
- ・医師または協力病院との連携を図ります。

○介護支援計画

<目標>

- ・ご利用者様、ご家族が望むその人らしい生活ができるよう相談援助や支援を行います。

<行動>

- ・ご利用者様一人ひとりの目線や人生の歩幅に寄り添い、前向きな生活プランを実践できるよう努めます。
- ・日々の変化に迅速に対応をして、その方に合ったサービスを柔軟に組み合わせプランの構築をしていく。

○管理者

<目標>

- ・法人理念・基本方針・職員倫理の浸透を行います。
- ・利用者様が安心して生活ができるよう支援をします。

<行動>

- ・各部門の目標と行動を把握し、実践に努め利用者の接遇の向上を図ります。
- ・委員会活動が有意義に活動できるように努めます。
- ・地域に根ざした福祉施設を目指します。
- ・介護職員と情報共有を密に取り、状態の変化にも早急に対応しケアを行います。
- ・研修を充実させ、介護職員が働きやすい職場を構築します。

5.人材育成

基本方針

職員のやりがいやスキルアップの向上を目指し質の高い介護サービスを提供できるような人材育成に努める。

研修計画（基本方針の具体化）

実施月	実施内容
4月	事故対策研修
5月	認知症研修
6月	身体拘束 研修
7月	食中毒
8月	口腔ケア

9月	リスクマネジメント研修
10月	介護技術研修
11月	感染症研修
12月	腰痛予防研修
1月	緊急時対応研修
2月	身体拘束研修
3月	排泄ケア研修

- ・今年度より、事業所で登録したサイトから、職員各自空き時間を利用してスマホ等でのオンライン研修を行い、フォローし、スキルアップができるシステムの導入を予定しています

6.年間行事

月	行事	備考
4月	花見・外食企画	
5月	園芸作り	グループホームと合同
6月	あやめ見学	潮来市のあやめ苑見学
7月	かき氷企画	
8月	スイカ割大会	
9月	納涼祭	グループホームと合同
10月	敬老会参加	グループホームと合同
11月	文化祭見学	作品の展示
12月	クリスマス会	歳末助け合い運動による寄付金
1月	正月行事食	
2月	節分会	
3月	ひな祭り	市内笑遊感等のひな壇見学

7.各委員会活動

委員会	担当	開催頻度	通常の役割
抑制廃止委員会	担当委員	1/3月	抑制廃止に向けた取り組み、利用者様の身体状況の把握。
感染委員会	看護師、担当委員	隔月	

事故対策委員会			感染予防対策の監督、指導、早期発見と拡大防止策 事故、ヒヤリハット報告の情報の収集 防止策を検討、指導
苦情処理	苦情担当委員	隨時	苦情の検討、具体的対策の実施

8.会議

	①開催頻度	②通常の役割
職員会議	毎月一回	業務、利用者の処遇、カンファレンスの実施
責任者会議	毎月一回	委員会報告、研修報告、ユニット報告、事務連絡、運営に関しての意見交換等
委員会	毎月一回必要時	各委員会の報告、検討。職員会議に合わせて実施。
運営推進会議	2か月に一回程度	利用者ご家族、地域町内会長・民生委員等との報告・意見交換 第三者機関としての外部評価

9.防災（消防訓練の年間計画） 基本方針

1. 災害発生時は入居者、利用者の安全を最優先とする。
2. 火災が発生しないよう細心の注意を怠らない。
3. 防災訓練を定期的に実施し、夜間災害を想定した訓練も実地する。
4. 災害発生に備え、連絡網の整備を図る。
5. 災害発生に備え避難経路の確保、消火設備の取り扱い等、日頃より注意を怠らない。
6. 新たに採用した職員に関しては災害発生時の対応について研修を行う。
7. 災害時には地域の一時避難所、また福祉避難所としての役割、防災意識を高める為に防災教育を行う。
8. 今年度中に B.C.P（業務継続計画）作成を行います。

年間防災訓練計画

実施月	実施訓練内容
9月	夜間想定避難誘導訓練消火訓練（通報訓練）（初期消火訓練）
3月	日中想定避難誘導訓練消火訓練（通報訓練）（初期消火訓練）

10.環境美化基本方針

快適で清潔な生活環境を提供できるように努めます。

環境美化計画（基本方針の具体化）

実施月	実施内容
毎週	居室の整理整頓、掃除、シーツ交換
毎日	ホール、トイレ、手摺の清掃、消毒
適時	施設内、外の植物の育成

11.地域活動基本方針

地域の方々の信頼構築に努めます。

地域活動計画（基本方針の具体化）

実施月	実施内容
4月	みつば団地自治会
5月	清掃活動
9月	消防訓練 団地内

福祉避難所、災害時の一時的避難所の利用

地域交流スペースの利用

令和5年度 グループホームみつば 年間事業計画

【理念】

利用者様一人一人の歴史を尊重し、自分らしく生活できる場所を提供します

利用者様の心に寄り添い、笑顔のあふれる家であり続けます

【基本方針】

私たちは、利用者様の思いを尊重します

私たちは、利用者様の笑顔を守るために援助します

私たちは、利用者様の呼びかけにすぐに答えます

私たちは、地域の方とのコミュニケーションを通して皆様に愛される施設を目指します

【運営方針】

- ① 事業所の従事者は、要介護者であって認知症の状態にある者に対して、共同生活住居に於いて、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るようにするものとする。
- ② 介護予防事業所にあっては、従業者は、認知症のある者に対して、利用者が可能な限り自立した日常生活を営む事が出来るようにするものとする。
- ③ 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、その他保健医療サービス又は、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めると共に、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

【日常生活援助】

- ① 利用者様が、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、利用者様本位のケアプランを作成し、適切なサービスの提供に努めます。
- ② 利用者様一人ひとりの尊厳、意思を尊重し、生活環境を整え、その人らしい自立した暮らしを送っていただけるよう努めます。
- ③ 月1回各ユニットでケアカンファレンスを行い、入居者様の状況を把握し、それぞれの入居者様に対して全職員が統一したケアを実践していきます。また毎日の申し送り等のなかで入居者様の情報を共有していきます。
- ④ 医療と連携し入居者様についての情報を共有しながら、それぞれの心身の状態にあったケアをしていきます。
- ⑤ 職員の認知症に対する理解を深めるために、研修の機会を設け、より入居者様に寄り添った介護を行っていきます。

【地域との連携】

- ① 新型コロナウイルスの感染状況をみながら、近隣地域の清掃、防災訓練やシルバ一体操等に参加し、積極的に地域と交流していきます。また近隣住民によるボランティアを積極的に活用していきます。
- ② 新型コロナウイルスの感染状況をみながら、施設の防災訓練に地域住民の方に参加していただけるよう努めます。また近隣地域の防災訓練の際には、施設の駐車場を開放し放水訓練等に活用して頂きます。
- ③ 新型コロナウイルスの感染状況をみながら、近隣の小学校や中学校との交流を進め、職場体験等の実習生を受け入れ、入居者様と交流して頂きます。

《地域活動計画》

4月（みつば団地自治会）

5月（地域清掃活動）

6月（消防訓練 団地内）

【各委員会活動】

① 感染予防委員会

担当：看護師、感染予防委員（2ヵ月に1度開催）

事業所内での感染予防対策の指導、監督を行い、感染の早期発見と拡大防止策の考案や、職員への注意喚起を行います。

② 事故対策委員会

担当：事故対策委員（2ヵ月に1度開催）

事故報告書、ヒヤリハット報告書を基に、情報の収集や分析、事故防止策の検討を行います。職員への指導や、必要であれば施設内の設備の変更も行います。

③ 抑制廃止委員会

担当：抑制廃止委員（2ヵ月に1度開催）

身体的な抑制は行わないことを基本とし、定期的な会議の中でスピーチロック等の言葉による抑制につながる事例はないか等について検討します。利用者様の身体状況を把握し、全職員に対して注意喚起を行うとともに、意識の統一を図ります。

④ 苦情処理

担当：苦情担当委員（随時）

苦情についての検討を行い、具体的対策を実施します。

【会議】

- ① 職員会議（毎月 1 回）
業務、利用者の処遇、カンファレンスの実施、意見交換等
- ② 責任者会議（毎月 1 回）
委員会報告、研修報告、ユニット報告、事務連絡、運営に関する意見交換等
- ③ ユニット会議（毎月 1 回）
利用者ケアカンファレンス、事故・ヒヤリハットの再発防止策の検討、ユニット全体の問題・課題の検討、意見交換等
- ④ 運営推進会議（2 カ月に 1 回）
利用者のご家族、地域町内会長・民生委員、市役所職員等との報告・意見交換

【人材育成】

- ① 職員のやりがいや思いを大切にしながら、一人一人のスキルアップの向上を目指し、利用者様へより良いサービスを提供できるような人材育成に努めます。
- ② 認知症、感染症予防、介護技術等の研修を行い、介護職員として必要な知識、技術の習得に努めるとともに、サービスの質の向上に努めます。
- ③ 職員の希望する研修を積極的に行い、一人一人のやる気に応えます。必要であれば外部の研修に参加し、職員のスキルアップを図っていきます。
- ④ オンライン学習システムの導入を検討し、各々の職員が自身のレベルに合わせた研修を十分に受けステップアップできる環境を整えます。

令和 5 年度 年間研修計画

実施月	内容
4 月	事故対策研修
5 月	認知症研修
6 月	身体拘束研修
7 月	食中毒
8 月	口腔ケア
9 月	リスクマネジメント研修
10 月	介護技術研修
11 月	感染症研修
12 月	腰痛予防研修
1 月	緊急時対応研修
2 月	身体拘束研修
3 月	排泄ケア研修

【年間行事】

- ① 季節を感じることが出来る行事や外出を行ないます。外出については新型コロナウイルスの感染状況をみながら、細心の注意を払って行います。
- ② 新型コロナウイルスの感染状況をみながら、行事毎にご家族に参加を呼びかけ、入居者様が交流できる機会を作ります。
- ③ 行事に拘らず日常の中で入居者様が参加できるおやつ作り等を積極的に行います。

令和5年度 年間行事計画

実施月	行事
4月	お花見・外食
5月	園芸会（小規模多機能と合同）
6月	あやめ祭り外出
7月	花火大会
8月	流しそうめん・かき氷
9月	納涼祭（小規模多機能と合同）
10月	敬老会参加（小規模多機能と合同）
11月	収穫祭
12月	クリスマス会
1月	初詣
2月	節分豆まき
3月	ひな祭り

【避難訓練・防災計画】

基本方針

- 1 災害発生時は、利用者の安全を最優先とする。
- 2 火災が発生しないよう細心の注意を怠らない。
- 3 防災訓練を定期的に実施し、夜間災害を想定した訓練も実施する。
- 4 災害発生に備え、連絡網の整備を図る。
- 5 災害発生に備え避難経路の確保、消化設備の取り扱い等、日頃からの準備を怠らない。
- 6 新たに採用した職員に関しては災害発生時の対応について研修を行う。
- 7 災害時には地域の一時避難所、また福祉避難所としての役割、防災意識を高めるために防災教育を行う。
- 8 今年度中に B.C.P（業務継続計画）を作成する。

令和5年度 年間防災訓練計画

- ① 9月 夜間想定避難誘導訓練消火訓練（通報訓練・初期消火訓練）
- ② 3月 日中想定避難誘導訓練消火訓練（通報訓練・初期消火訓練）

令和 5 年度事業計画(案)

社会福祉法人河内厚生会

特別養護老人ホーム 南三咲

地域密着型特別養護老人ホーム三咲館

指定居宅介護支援事業所南三咲

デイサービス南三咲

令和 5 年度事業計画（案）

社会福祉法人河内厚生会

特別養護老人ホーム南三咲

運営方針

令和 4 年度はコロナ感染に明け暮れた 1 年でした。2 月には 3 階多床ご利用者と職員。7 月には 2 階多床及びユニットのご利用者と職員。充分な感染対策を行っても、クラスターは発生してしまいました。この経験をもとに、感染確認を認めた場合の初期対応をマニュアル化し、コロナに負けない施設運営に令和 5 年度は邁進してまいります。

コロナ禍で、ショート利用者が、激減し、デイサービス利用者も落ち込みました。令和 5 年度の方針として、まず稼働率の向上を目指してまいります。

また、コロナ禍前に行っていたご利用者の外出やレクリエーションに力を入れてまいります。すべてのご利用者の笑顔が溢れる施設運営を全職員一丸となり、行う一年といたします。

その 1 心地よいサービスを提供する

個人の尊厳を守り、安心して暮らせる施設をつくる事。

一人ひとりのご利用者様の状況を把握し、その人にあった支援を行う事。

コロナ過ですが、レクリエーションの機会を増やす工夫をし、笑顔の絶えない施設づくりをする事。

外出の機会を増やし、新鮮な空気の下、自然を感じていただける取り組みをする事。

その 2 職員研修でスキルアップを図る

令和 5 年度内部研修予定(研修委員会主催)

令和 4 年度は新型コロナ感染拡大を予防するため、密を避け、集団での職員研修は行うことが出来ませんでした。令和 5 年度は感染状況がどうなるかわかりませんが、従来通りの研修が出来るような環境になればと思います。尚、通常6月と10月の感染症予防対策に関しては、全職員必須研修となりますので、各月小集団の研修を行います。

その他、介護職員・看護職員を中心にリモート研修を行い、自己研鑽に励みます。

その3 地域との連帯感を創る

あまり関わりが持てなかつた地域との繋がりを積極的に待ちます。

地域の自治会・町会の催しもの、イベント等積極的に参加し、地域の一員であることを自覚する。地域交流スペースを地域の人たちに開放し、会合や趣味の会等の開催場所として有効利用する。南三咲主催の夏祭り・敬老会等に積極的に招待し、地域との一体感を醸し出す。

その4 危機管理体制を創る

- ★消防訓練　　南三咲では年に2回の消防・防災訓練(1回は夜間想定訓練)を行います。しかし、新型コロナの影響で、船橋北消防署、三咲分署の指導が受けられない状況となっています。3年ほど前から自衛消防訓練となり、消火・通報・避難訓練を行っています。令和5年度は消防署の指導はどのようになるかわかりませんが、自衛消防に力点をおいて、訓練を続けていきます。
また、防災訓練に関しては、首都直下型地震を想定し、利用者の避難に力点を置いて、BCP対応の避難訓練を行います。
- ★防犯訓練　　不審者の潜入を想定して、消防・防災訓練時に船橋東警察署の職員の指導を受けて、防犯訓練を行っています。主にサスマタ等の効果的な使用方法を学んでいます。令和3年度も引き続き防犯訓練を行います。

実施日	実施場所	訓練種別	参加予定者
10月	南三咲施設内及び駐車場	避難訓練・総合訓練・防犯訓練	職員・ご利用者・地域住民 船橋東警察署職員
3月	南三咲施設内 BCP対応の避難訓練	夜間想定訓練 防犯訓練	施設職員全員 船橋東警察署職員

★非常時用食料の備蓄(栄養課)

非常時の食糧(ご利用者)並びに水を7日分備蓄します。

★非常時用備品の備蓄(事務)

非常時の備品(拡声器・担架等)を整備します。

その5 新型コロナウイルス等、徹底的に感染症予防対策を行う

※新型コロナウイルス感染予防対策の徹底をする。

船橋市は新型コロナウイルスの感染者数が大変多い地域となっています。

これまでも感染予防対策は行ってきましたが、なお一層の予防対策に取り組みます。

① 感染状況により面会制限の継続実施

利用者と家族の面会は、玄関においてガラス越しにて行います。また、リモート面会も行います。

- ②新規入所者、病院から退院してくる利用者等はPCR検査をしていただき、入所10日間は個室対応にて、健康観察を行います。
 - ③フロア・居室等十分な換気を行います。
 - ④職員の出勤時に健康チェックを徹底し、体温37.3度以上は速やかに退勤する等、南三咲ルールを厳守させます。
 - ⑤職員休憩は、フロアごとに分散し、飛沫防止のパーテーションを設置し、会話は控えます。
 - ⑥玄関・職員出入口・各フロア出入口踊り場等に消毒用アルコールを設置し、手指消毒・靴底消毒を徹底します。
 - ⑦感染する要素の高いデイサービスは、送迎時の自宅での検温を徹底し利用していただきま
す。また、施設内では飛沫防止のパーテーションの設置、換気、等を行い、レクリエーションは当面中止とします。
 - ⑧外部のボランティアは感染状況により、訪問を判断いたします。業者は緊急時の作業のみとします。
 - ⑨新型コロナの陽性者が出了場合は、所定の様式にて早急に保健所に通報し、指示を受けます。
- ★新型コロナが終息した段階で、保健所や市役所と相談して、上記の予防対策を緩和します。

※夏場の食中毒や冬場のインフルエンザ・ノロウイルス等の感染症予防対策を徹底的に行います。

- ① 職員全員を対象に6月と10月に感染症予防対策の研修を行います。
夏・冬の感染症の理解と、ノロキットの使用方法を身につけてもらい、健康チェックの徹底を図ります。
- ② 冬期(12月1日～3月31日)は、感染症の発症に関わらず、面会制限を行います。
玄関にてガラス越し面会、又はリモート面会とします。
- ③ 冬期は各階踊り場に消毒用アルコールを置き、入退出時に衣服・靴底の消毒を行います。
- ④ 10月に、ご利用者・職員全員のインフルエンザ予防接種を行います。
- ⑤ 職員本人はもちろん、家族が感染症に感染した場合、所定の期限まで出勤停止とします。

以上、一人のご利用者も決して感染症に感染させない取り組みを徹底します。

その6 ご利用者・職員の健康管理を図る

ご利用者・職員の健康保持、増進のため下記の通り健康診断を行います。

時期	対象者	備考
8月	深夜業に従事する職員(夜勤者)	徳洲会病院の往診
2月	夜勤者を含む全ての職員	徳洲会病院の往診
3月	ご利用者様の健康診断	徳洲会病院の往診

- ★職員の健康診断の結果を踏まえ、産業医による職員の健康上の相談、健康診断のチェックをしていただく。
- 同時に衛生委員会を開催し、衛生管理上のアドバイスをしていただく。
- ★衛生委員会委員による月1回の安全衛生管理チェックをおこなう。
- 衛生委員二人一組で施設内を巡回し、衛生上の問題個所・危険個所を調査し、改善する。
- ★10月から11月にかけて全職員のストレスチェックを行い、希望者は産業医と面談をする。
- ★新入職員を対象に、年1回のQFT検査を行います。

その7 ボランティアが集まる施設を目指す

- ★新型コロナ終息後の対応
- 施設内清掃・草刈り・庭の手入れ・傾聴等のボランティアに協力いただける方を募集する。
- また、音楽会やイベント時にお手伝いいただける方も募集する。更に将来介護の担い手となる人材育成の為、本年度に続き、実習生の受け入れも行います。
- 地域交流スペースを利用し、ご利用者と家族が憩える場づくりをする。また地域の人たちやボランティアの交流の場として活用する。

その8 各種会議・委員会の活性化を図る

令和4年度は新型コロナの影響で、各種会議(責任者会議・入所判定会議・各フロア会議・感染症予防委員会等)は感染対策を十分行った状況で開催しました。各種委員会に関しては、文書の配布等をもって開催に代えさせていただいた委員会もありました。

- ★各種委員会(感染症・褥瘡予防委員会、研修委員会、身体拘束廃止・虐待防止委員会、衛生委員会、事故対策委員会、給食委員会、行事レク委員会、BCP策定委員会、安全運転会議等)の活性化を図る。
- ★「看取り研究委員会」において、南三咲における看取り介護を実践できるのか引き続き調査・研究・研修を進める。
- ★新規にICT委員会を設置し、ワイスマンからの指導を受ける。ICT委員は全ての職員が電磁記録ができるように指導を行う。
- ★実行委員会(夏祭り実行委員会・敬老会実行委員会)の招集
＜夏祭り実行委員会＞
屋外で行う夏祭りは3年間中止となりましたが、5年度はコロナの感染状況にもよりますが、ご利用者・ご家族様・近隣住民・職員及び家族が夏の一日を楽しめる南三咲夏祭りを開催したいと思います。
実行委員長以下委員10名程度で構成する
＜敬老会実行委員会＞
ご利用者の喜寿・米寿・卒寿を祝い、ご利用者全員とご家族、フロア職員で南三咲敬老会を開催

する。実行委員長以下委員10名程度で構成する

その9 稼動率・在籍率の向上を図る

令和5年度 目標とする数値

従来型多床室	定員 80 名	稼働率95% 在籍率98%
短期入所	定員 10 名	稼働率 60%
ユニット	定員 20 名	稼働率95% 在籍率98%
デイサービス	定員 30 名	稼働率 70%

★目標値は上記ですが、新型コロナの影響で数値が下がる可能性があります。多床室は目標値を維持できると考えますが、コロナ禍が続ければ、短期入所、デイサービス等は大きく影響を受けるものと考えます。

令和5年度南三咲 行事計画案

★新型コロナウイルスの感染状況によりますが、以下の行事を計画しています。

月	ご利用者様を対象とした行事計画	職員を対象とした行事	面会制限 (感染状況による)
4月	開設記念 桜を見る会(ドライブ)		無
5月	ファミレスでスイーツを食べる会	勤続10年職員 慰労会	無
6月	漁船に乗り東京湾クルーズ		無
7月	向日葵を見る会(ドライブ)	暑気払い	無
8月	夏まつり	夜勤者健康診断	無
9月	敬老を祝う会・		無
10月	佐久間牧場でアイスを食べる会	防災訓練	無
11月	紅葉を愛でる会	職員くじ引き抽選会 職員忘年会	無
12月	クリスマス・望年会		有
1月	新年を祝う会(初日の出を見る会)・		有

2月	健康診断・節分	職員健康診断	有
3月	雛祭り	防災訓練	有

令和5年度 栄養課 事業計画

1. 令和5年度 栄養課 活動目標

- ・他職種と連携して、入居者の栄養マネジメントを行っていく。
- ・厨房職員と協力し、ナリコマの完全調理済み食品を使用して、安全でおいしい食事を提供していく。
- ・療養食加算、ライフ加算の取得に必要なデータ、資料を用意していく。
- ・非常時、クラスター時におけるBCP態勢を強化していく。
- ・新型コロナで自粛していたレクリエーションや行事の再開に協力していく。
- ・開設から10年以上経過してきているので、厨房機器、食器類を必要に応じて順次入れ替えていく。

2. 管理栄養士の業務

	栄養管理	厨房管理	栄養事務	その他
日 常 業 務	<ul style="list-style-type: none"> ・食事観察 ・利用者様の対応 ・他職種との調整 ・食事箋の管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・食事の配膳前チェック ・食札の管理 ・禁食等対応の指示 ・盛り付け、段取りの指示 ・厨房機器の管理 ・厨房業務（欠員時） ・洗剤、厨房備品類発注 	<ul style="list-style-type: none"> ・経管栄養剤、栄養補助食品の発注 ・栄養補助食品のセット ・デイの食数変更の対応 ・職員食の管理 ・食事の発注（ナリコマ） ・米の発注 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境整備
月 間 業 務	<ul style="list-style-type: none"> ・体重、摂取量の記録 ・食形態表の管理 ・栄養ケア計画書作成 ・ライフ加算データ提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・厨房シフト表、勤怠管理 ・厨房帳票類の管理 ・検便の実施 ・厨房機材の修理等の手配 ・食器類の管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員食の集計 ・月間食数表の作成 ・検食簿の管理 ・献立表の調整、掲示 ・フロア帳票類の管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・給食委員会の運営 ・会議、委員会、研修への参加 ・レク、行事の手伝い
年 間 業 務	<ul style="list-style-type: none"> ・給与栄養目標量の設定 ・献立展開内容の設定 ・指導監査の対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所監視指導の対応 ・厨房職員のマネジメント、育成シートの作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・年間計画、報告の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・非常時用備蓄食の管理 ・非常時用使い捨て食器の管理

給与栄養目標量											
エネルギー (kcal)	たんぱく質 (g)	脂質 (g)	Ca (mg)	Fe (mg)	Zn (mg)	VA レチノール 当量(μg)	VB1 (mg)	VB2 (mg)	VC (mg)	食塩 相当量 (g)	食物 繊維 (g)
1500	60	40	650	6	8	650	1.0	1.1	100	7.5	17

3. 紿与栄
養目標量、
献立展開
内容

※女性の(75歳以上)の推奨量以上かつ男性(75歳以上)の推定平均必要量以上になるように設定

[献立展開内容]

2023年3月

食種	主食	汁物	その他
糖尿病食 (1200kcal)	米飯 90g 軟飯 130g 全粥 220g	通常	<ul style="list-style-type: none"> ・主菜 2/3量、麺時 2/3量 ・朝のヨーグルトなし ・フロアで提供する飲み物に入れる砂糖はパレスイートを使用 ・ジュース類は1杯のみ提供
糖尿病食 (1400kcal)	米飯 110g 軟飯 160g 全粥 260g	通常	<ul style="list-style-type: none"> ・朝のヨーグルトなし ・フロアで提供する飲み物に入れる砂糖はパレスイートを使用 ・ジュース類は1杯のみ提供
腎臓病食 食塩相当量 6.0g未満 Pro:50g (1500kcal)	米飯 130g 軟飯 180g 全粥 310g	汁 1/2量 パン時:汁なし	<ul style="list-style-type: none"> ・主菜 2/3量 ・生野菜、生フルーツ禁 ・おやつ時:レナジーbit1本(E150Kcal, P0.9g) ・漬物なし <p>※塩分が下がりきらない時は、味ご飯を白ご飯にしたり、和え衣やタレ、ソースを半量にする</p>
心臓病食 食塩相当量 6.0g未満		汁 1/2量 パン時:汁なし	<ul style="list-style-type: none"> ・漬物なし <p>※塩分が下がりきらない時は、味ご飯を白ご飯にしたり、和え衣やタレ、ソースを半量にする</p>

令和 5 年度施設運営の基本理念

地域密着型特別養護老人ホーム三咲館

“老は智なり、老は美なり、老は宝なり”

運営会議等においても理念を確認し合う機会を設けながら、

常に理念に基づいた運営が行えるように取り組んでいきます。

目次

1. 支援方針
2. 介護に関する目標
3. ケアプランの作成
4. 苦情受付・相談
4. 生活活動・行事予定
5. 事故防止への取組
6. 災害対策
7. 個人情報の保護
8. 職員研修
9. 日常生活活動

支援方針

全ての介護において以下のことを常に意識しながら処遇サービスを提供します。

- ① 利用者様に対し、感謝の念を抱き人生の先輩としての尊敬の念を忘れず、プライバシーを守り快適な生活を送ることができる環境を提供します。
- ② 利用者様及びそのご家族の背景や個々のニーズを理解した上でサービス提供ができるよう努めてまいります。
- ③ 利用者様の意思や人格を尊重し人間味あふれるサービス提供を行います。
- ④ 地域との連携、温かみのある雰囲気作りに努め、集団性・個別性の双方の良い点を取り入れたサービス提供を行います。
- ⑤ スタッフは日々サービス提供能力向上の目的を持ち、問題意識や課題分析を共有しながらサービス提供を行います。
- ⑥ 法令遵守(コンプライアンス)の考えに基づき、必要なサービス提供を欠かさないように努力していきます。
- ⑦ ICT導入により、介護負担軽減や事務処理の効率化を図ることで、利用者様への直接的な支援を充実させ、更なる満足度の高い安全なサービスを提供いたします。

介護に関する目標

- ① 利用者様の基本的人権擁護。
- ② 毎日「安心」して生活できる環境作り。
 - ア. 定期的なバイタル測定、往診、看護師による体調管理
 - イ. 食事摂取状況からみた健康管理
 - ウ. 排泄状況の観察による体調管理
 - エ. 睡眠状況の把握による健康管理
 - オ. 声かけや対話による精神安定度の観察、把握
- ③ 利用者様が社会の一員として自己を捉え、毎日目標をもって過ごせるよう「生きがい」のある生活支援。
 - カ. ユニットケアの目標「暮らしの継続」が出来る様に取り組み、利用者一人ひとりの個性や生活のリズムに合わせたケアを支援
 - キ. ボランティアの皆様の協力を増やし、行事、娯楽等による潤いと変化のある生活支援
 - ク. 行事やレクリエーションを通して「予定」をつくり、目標がもてる生活支援
 - ケ. 施設内の完結生活ではなく社会とのふれあいを大切にして社会の一員として自

己認識できるような社会参加の支援

- コ. 生活の中に自分の役割をもっていただけるように利用者様お一人おひとりの介護計画を組み立てます。

ケアプランの作成

利用者様が有意義な「生活」を行うためにどのような支援が必要かを、利用者様自身そして家族や介護者が介護の目的を理解し、介護活動を実施しやすいケアプランをつくります。

苦情受付・相談

入所者及びその家族からの苦情に迅速に対応するために、苦情を受け付ける窓口を設置し、苦情受付担当者が随時受け付けます。苦情に対しては、相談 内容、事実関係の調査、改善の必要性の有無及び改善の方法について、報告を行います。

生活活動・行事予定

施設として利用者様の活動を支援します。

新型コロナウイルス感染症の状況によりますが、施設行事として季節を感じられ、五感を刺激できる行事やイベントを利用者様のニーズに合わせ提供します。

(①行事予定 ②生活活動)

令和5年

4月春

- ① 花見ドライブ。晴天時には屋外や施設近隣の公園等で日光浴や散歩。
- ② 衛生管理の徹底。

5月初夏

- ① バラ園外出、おやつ外食などの活動。
- ② 食中毒対策など。

6月梅雨

- ① 夏祭りの計画。ユニットフロアにて「桜組」「秋桜組」に分かれて室内運動会。
- ② 心身共に清潔を保持。O-157対策を実施。

7月夏

- ① ご家族と近隣へ散歩、牧場でアイスクリームを選んでみんなで食べる。
- ② 夏に向かい皮膚の清潔保持。雨季で体調を崩さないように注意。

8月盛夏

- ① 地域住民と係わりを持った夏祭りの実施。近隣のひまわり迷路を見学。
- ② 体力の過度な消耗に注意する

9月初秋

- ① 新米会。敬老会。
- ② 季節の変わり目。体調を崩さないよう・適切な温度管理に注意する。

10月食欲の秋

- ① 外食ツアー実施。フロアで焼き芋の会。
- ② 晴天時には屋上や施設内の公園等で日光浴や散歩。

11月季節の変わり目

- ① たこ焼きの会。職員がたこ焼きを焼いてご利用者に振る舞う。
- ② インフルエンザ対策として予防注射を実施

12月師走

- ① クリスマス会。ご利用者様のペースで年の瀬を過ごす。
- ② 感染対策として外来者、面会や外出を制限する。

令和6年

1月新年

- ① おせち料理の提供。初詣。
- ② 面会場所指定、うがい手洗いを徹底。

2月早春

- ① 節分・豆まき。中庭の花壇から春のおとずれを感じる。
- ② 面会場所指定、うがい手洗いを徹底。

3月ひな祭り

- ① 駄菓子を並べてお好きなお菓子を選んで楽しんで頂く。
- ② 暖かな日が多くなり、時期をみて散策に出かける。

*新型コロナウイルス感染症の状況に応じ、面会方法の変更を行い、ご家族様へお知らせします
(制限を設けた1階ロビーでの面会・ガラス越し面会・リモート面会等)。

事故防止への取り組み

- ★過去発生した事故から学び、再発防止に努めます。
- ★事故を未然に防ぐ為に利用者様のADL維持と環境整備を心がけます。
- ★事故防止の指針に則り、委員会の開催。サービス担当者会議で利用者様のADLの変化を捉えたケアプランへの反映をめざします。

災害対策

★緊急時マニュアル、緊急連絡網の作成見直しを実施します。また避難訓練は年2回の他、定期点検を通じ職員へも防災意識の向上を図ります。

個人情報の保護

個人情報の保護に関する法令、そのほかの規範を遵守し、個人情報の保護に努めます。また、個人情報の利用目的を公正かつ適正適切に取り扱っていきます。

職員研修

外部研修への参加と同時に、研修委員会を設置し今施設に必要な内部研修を定期的に開催し全体の介護レベル向上に努めます。

日常生活活動

趣味娯楽活動、教養、クラブ活動を増やし、定期的に行っていきます。

- ア、 散歩の実施。施設敷地近くの公園や屋上への、気分転換や精神的ケアを図る。
(天気の良い4月～11月)
- イ、 リハビリ。マッサージを行い、心身の活性化や残存機能の維持を目的とする。
- ウ、 簡単な内容の体操の実施。運動不足の解消・日課とする。
- エ、 カラオケ等、懐かしの曲を歌い、大きな声を出すことでのストレス解消につなげる。クラブ会長などを決め、役割をもって頂くのも目的。
- オ、 誕生日月に個々の希望を叶え、生活の楽しみを増やしてもらい、生活の活性化を図る。
- カ、 音楽の日の開催。生演奏で職員やボランティアによる生演奏会。生音や歌にふれ、心身の活性化につなげる。
- キ、 日中の活動として、職員が中心となり簡単な問題を解いて頭の体操をする。
- ク、 駄菓子屋の開催・継続。昔ながらの駄菓子を施設で用意し、金券を使って自身で買い物をして頂く。喫茶コーナーもつくり、ご家族や利用者様とのふれあいの場とします。
- ケ、 毎月1回おやつタイムとしてご利用者の皆様と一緒に簡単なおやつを作る。
- コ、 「手ぬぐい絵画」を飾り、季節の移り変わりを感じて頂く。
- サ、 クリスマス飾り・お正月飾りをご利用者様に自由に作って頂き、ご自分の部屋に飾つて頂く。

*新型コロナウィルス感染症の状況に応じ、行事や活動等は隨時最善での対応を検討し、実施または中止を判断します。

令和5年度 指定居宅介護支援事業所 南三咲 事業計画書

★事業運営の基本方針(基本理念・方針)

【基本理念】

指定居宅介護支援事業所南三咲は、介護保険の基本理念である「自己決定の尊重」「自分らしい生活の継続」及び「自立支援(残存能力の活用)」を基本とし、常にご利用者の意向を踏まえ、必要な介護サービスを迅速に調整することで、住み慣れた在宅での生活が継続できるよう支援していきます。

【基本方針】

①コミュニケーションを大切にする

ご利用者とそのご家族の方の声にしっかりと耳を傾け、コミュニケーションを重ねることで、支援の方向性を定めて行きます。ご利用者とそのご家族のおかれている立場を理解し、その方の生活を尊重することで、信頼関係を築いて行きます。

②課題を正確に捉える

アセスメントを正確に行うことによって、ご利用者及びご家族の抱える課題や問題と向き合います。

③適切な情報提供をする

ご利用者が必要とする介護保険制度や介護サービス、その他の制度などの社会資源の情報を適切に詳しく説明します。

④モニタリングを行う

正確な身体の状態や生活環境を把握し、その方の状態にあったサービスを提供できるよう定期的なモニタリングに努めます。

⑤ご利用者の立場に立つ

常にご利用者の立場に立ち、何が必要とされるかと一緒に考え、対応することに努めます。

★従業者の採用状況

管理者 1名(介護支援専門員兼務)

介護支援専門員 2名 計3名

※主任介護支援専門員資格取得者が2名在籍しており、「特定事業所加算Ⅲ」を算定しています。

★令和5年度目標

- ①多岐にわたるご利用者のニーズに応えるケアマネジメントスキルを身につける。
- ②事業所内および各担当者との協力関係を築く。職員々に目標を据えた業務進行を行う。
- ③感染症の流行状況等に対応し、安定した事業運営を行う。
- ④ICTを活用し、業務を効率化する。

	取組内容	達成目標
①	研修・勉強会への積極的参加	様々な研修・勉強会に参加することで、情報や知識、スキルを身に付けるとともに、前向きな刺激を得る。
	事業所内会議の定期開催	定期的(週1回)に事業所内会議を開催し、研修で得た知識等について、情報共有を行う。
	支援困難ケースの受け入れ	事業所内でも連携体制を整え、困っている方には全力で向

		き合う。自己研鑽の意味も含め、経験のことにもチャレンジする。
	法令遵守を基にした業務の遂行	法令関係のタイムリーな情報収集を行い、実地指導やケアプラン点検に耐え得る業務進行、記録の整備を行う。
	地域活動への参加	三咲地区地域ケア会議等を通じて、地域活動にも積極的に参加する。地域の各団体・事業所との連携を強める。
	実習生の受け入れ	介護支援専門員実習の受け入れ機関として登録を受けている。要請があればいつでも実習生を受け入れられる体制づくりを行う。
②	職員其々の目標に向けた業務進行	少人数(3名)の事業所である強みを生かし、其々の目標に向けた、柔軟な体制づくりを行う。
	毎日の申し送り・ミニカンファレンス	職員が其々のケースについて悩みを抱え込まない様、毎日の申し送り等で支援経過を伝え合い、情報を共有する。
	南三咲各事業所(特養・ショートステイ・デイサービス)との連携	同建物に特養・ショートステイ・デイサービスの各事業所が併設されている。連携がスムーズに為される様、協力体制を構築する。
	適正担当数の保持	毎月の合計請求件数を98件(要支援認定の方は1名を0.5件として換算)を目標に調整する。
③	新規ケースの受け入れ	地域包括支援センター等との連携を図り、積極的に新規ケースの受け入れを行う。
	各種加算の算定	医療機関等との連携を図り、「入院時情報連携加算」「退院・退所加算」「通院時情報連携加算」等の各種加算を算定する。「特定事業所加算Ⅲ」の算定を確保する。
	感染症への対策	新型コロナウイルス等感染症の拡大防止を踏まえたケアマネジメントを行う。電話やオンラインを活用する等、特例通知も確認しながら弾力的に対応する。
	ICTに関する知識の習得	ケアマネ業務や研修の他、高齢者等の生活を支える手段となるICTの技術を知り、活用できるようにする。
④	すぐろくケアマネの活用	令和5年1月より、タブレットを使用した記録支援ソフト「すぐろくケアマネ」を導入している。外出先で記録できる利便性を活かし、事務所に戻ってからの事務作業を減らす。
	業務継続計画(BCP)の作成	感染症や災害が発生した場合であっても、必要な支援が継続的に提供できるよう、業務継続計画(BCP)を作成する。

令和5年度事業計画書

通所介護・介護予防通所型サービス
デイサービス南三咲

1 事業目的

デイサービス南三咲において通所介護の事業の適切な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め生活相談員、介護職員、看護師、機能訓練指導員が要支援・要介護状態にある高齢者に対し、適切な指定通所介護（介護予防通所型サービス）事業を提供することを目的とする。

2 運営の方針

利用者が要支援・要介護等になった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の援助及び機能訓練、その他、必要な援助を行う。又、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

3 本年度の目標 『いつまでも住み慣れた地域で暮らせるよう支援する。 また、認知症について深く知り利用者様に寄り添う介護を目指す』

（1）稼働率80%以上（24名以上／日）

- ① 居宅介護支援事業所等との積極的な関わりと地域との連携
- ② 近隣の高齢者が多く住む集合住宅にチラシなど配布し知ってもらう機会を設ける。
- ③ 現利用者で家族のレスパイトケア、相談など日頃の様子を含め定期的に伺い、現状の利用回数でいいか見直しを図る。

=コロナの対応について=

※新型コロナウイルス感染拡大防止により利用者様の体調管理や感染対策を行いながら受け入れをしていく。

※37℃以上ある場合は連絡を頂き状態によっては利用を控えてもらう場合がある。

※家族などご利用者様と接触された方で濃厚接触者や陽性者がいる場合は10日間様子を見て頂き、症状がないことを確認してから利用可能とする。

※新規利用の際は利用初日まで体温測定をしてもらう。特例はあるが1～2週間健康観察して頂く。

※コロナにより利用が心配な方の相談は随時受付、利用回数を減らしたい、お休みしたい等の希望に沿えるようにする

※職員又は利用者に感染が確認された場合、最低10日間（延長あり）休止する。

（2）サービスの質の向上

① 飽きない、飽きさせないサービス

コロナ禍ではあるが5月から『5類』に引き下げられる事もあり徐々にではあるが本来のデイサービスの姿に戻す。

④ 職員の資質の向上

サービスの質は職員の人格、知識、技能に比例します。資質の向上は自己啓発が基本だが事業所内部、外部研修に積極的に参加し、研修等で得た情報は報告、伝達を行い職員全員のものになるようとする。

⑤ 認知症の方の対応の強化

認知症の方一人一人の事を良く知る。解決策ではなく知る事、分かる事、同じ気持ちに立てる事を目標とする。

④事故防止の徹底

事故防止に努め安全で快適なサービスを提供する。事故やヒヤリ・ハット等が発生した際には、内容を具体的に記録しその記録をもとにディ会議等にて事例検討し、毎月の委員会にて報告し、事故防止及び状況改善に努める。

⑤自立支援のための援助

連携とチームワークを図り、自立支援のための係わりに努め在宅生活の継続を支援する。生活のリハビリを中心とし常に在宅支援の視点で援助する。

（3）介護技術の向上

安全に介助できる方法の取得のため研修会、勉強会の参加、接遇及び職員の資質の向上に努める。職員間、他職種との連携とチームワークの強化

4 利用者様の個別のニーズに対応した処遇を行うことにより、自立に向けた支援を行う

- ① 入浴・・・自立支援で出来る事はやって頂き、入浴により筋肉や関節の緊張を和らげ気分のリラックスにつなげる。また、入浴することで清潔の保持、排泄や着脱などの変化をいち早く気付く事が出来る。
- ② 排泄・・・安心安全な介助を提供しトイレでの排泄を目指す
- ③ リハビリ・・・個別プログラムの重視。
歩く、立つ、座るなどの日常生活に必要な生活機能を維持し、体力低下、気力の低下を防ぎ在宅生活の維持と家族の負担の軽減を目指す。
認知機能低下を防ぐため脳トレリハも取り入れる。
- ④ レクリエーション・・・個人活動、集団活動を実施することにより、デイサービス利用の動機づけを行い社会参加への援助を行う。レクリエーションを通し他者との交流をもつことにより社会的役割意識の獲得と孤立感の解消を図っていくとともに音楽鑑賞や手作業のプログラムにより精神面の安定を促します。
また、コロナ感染対策を行いながら、外出行事や大きな行事も行っていきたい。コロナの状況によるが、外部ボランティアの再開も視野に入れる。

5 職員体制

管理者	1名
生活相談員	1名（常勤） 1名（常勤兼務）
介護職員	1名（常勤） 5名（非常勤）
看護職員	1名（常勤兼務） 1名（非常勤）
機能訓練指導員	1名（常勤） 1名《常勤兼務》

5 年間行事（令和4年度実施）

4月 お花見気分ランチ 鬼作り

- 5月 ゴールデンウィークおやつ まねき猫作り
6月 あじさいドライブ かご作り
7月 ひまわり畑見学 アイスクリームを味わおう（持ち帰り） 七夕飾り作り
8月 デイ夏祭り(中止の為昼食のみ夏祭りメニュー) かご作り 絵葉書作り
9月 ありがとうの会（敬老会）・ハロウィン人形作り
10月 ミニ運動会 クリスマス飾り作り
11月 公園散歩 コスモス畑見学 紅葉ドライブ(2日間のみ開催コロナの為中止)
12月 師走の会 羽子板作り
1月 新年会
2月 行事食『節分メニュー』 行事食『バレンタインメニュー』 お雛様作り
3月 桜ドライブ（予定）

今年度もコロナ対策をしながらの営業になりますが、5月より『5類』に引き下げられる事で本来のデイサービスのあるべき姿、役割を再確認し、支援に努めていきたいと考えています。

令和5年度地域密着型特別養護老人ホームあおば事業計画書

法人理念 「老は智なり」「老は美なり」「老は宝なり」

お年寄りはたくさんの智識をもつ人生の師であります。

お年寄りの笑顔こそ最高の美であります。

お年寄りはたくさんの個性をもつ大切な宝であります。

一人ひとりの個を大切にし、あたりまえのことが継続できる環境を提供いたします。

1. 基本方針

○一人ひとりの個を大切にし、その人らしい当たり前の生活が送れるよう支援します。

・その人らしい生活とは? → 一人ひとり異なる=個別ケア

・「集団生活だから平等に」ではその人にとっての当たり前を犠牲にしてしまう事も…。

様々な意見がある中で、どうやったら個を大切に出来るかを考えていきます。

○利用者的人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。

・接遇が重要だと考えます。接遇とは…相手が必要としていることを考えながら思いやりをもっておもてなしするという意味があります。付き合いの短い人や年下の人に言われたら、家族や自分自身が聞いたり言われたらどう思うのか?職員は常に自身の対応を客観的に評価する力を持ち、常に自分事としてサービスの提供が出来るよう取り組んで行きます。

○常に向上心を持ち、人に優しく、あたたかく接する事ができる職員を目指します。

・どんな人(職員、利用者ともに)でも、初めから迷惑をかけよう、困らせてやろうと思っている人はいないと考え、至らない点や失敗、問題行動を指摘するのではなく、どうしたら改善できるかを話し合っていける職場にしていきます。

○利用者や家族から「ここで良かった」と思われるような看取り介護を目指します。

・看取り期に入ったからではなく、入所した時点からの取り組みが重要だと考えます。

看取りになったから好きなものを食べてもらうのではなく、「今」を大事に日々の支援をしていきます。看取り時も利用者や家族に寄り添います。

○「考える介護」「説明できる介護」を目指します。

・家族・実習生・職員などにも日々の介護方法を何故、そのような介護を行っているのか考え方理解し、根拠を説明できるようしていきます。

2. 運営方針

利用者一人ひとりの意思及び個性を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを心掛けていきます。小規模な家庭的な環境の中で、その人らしい生活できるよう支援し、地域とのつながりを重視しながら、開かれた施設であるよう努めます。

3. ケア原則・ケア指針

ケア原則

- ①寝たきりにしない、させない
- ②生活習慣を大切にする
- ③主体性・個性をひきだす

ケア指針

(1) 食事

- 【好きな時に美味しく好きな物(本人の嗜好、ペース、姿勢を大切に)】を方針として取り組みます。
- 食形態、提供時間、食べられる量、主食の選択（パン・米飯）等利用者に合わせて提供します。
 - 安全に食べて頂けるように、できるだけ椅子に座り替えて食事ができるよう関わっています。
 - 美味しい食べて頂けるように、出来る限り、嫌いな物は代替え食を用意します。
 - 行事食や外食、出前食、ご家族の手作り弁当等、楽しめる食事の機会を提供します。
 - ご自分で召しあがれるように、本人のペースで食べられるように、どのようにしたら良いかを考えて支援を行います。
 - ・自助具の活用、盛り付け方、姿勢、時間の調整等。

(2) 入浴

- 【好きな時にゆっくりと気持ちよく(個浴で入って頂けるように)】を方針として取り組みます。
- 今までの習慣、本人の気持ちを大切にし、個浴で入って頂けるように検討していきます。
(状態に合わせてリフト浴・機械浴も行います)
 - 時間を気にせずにゆっくりと入って頂けるように1日の入浴人数は3、4人とします。
 - プライバシーや羞恥心に配慮した支援を行います。(同性介助等)

(3) 排泄

【トイレで気持ちよく排泄(オムツに頼らず昼夜ともにトイレでの排泄)】を方針として取り組みます。

○排泄で自立しやすい工夫を行います。

- ・ Pトイレや手すり、動線の確保など環境面を整えます。
- ・ 上げ下げしやすい衣類やパット類の検討を行います。

○座位がとれる方は出来る限りトイレで排泄して頂けるよう取り組みます。

- ・ 2人介助での誘導方法の検討や2人介助できる協力体制作りを行います。

○昼夜ともに安易にオムツに頼るのではなく、排泄パターンの把握に努めトイレで気持ちよく排泄して頂けるよう心がけます。(その方の状態に合わせてオムツを使用することもあります)

○自尊心を尊重した支援を行います。

- ・ 排泄最優先の介助を心掛けます。
- ・ 声掛けの仕方等、プライバシーや羞恥心に配慮した支援を行います。

4、経営方針

1) 危機管理システムの強化充実

○新型コロナウイルス感染防止の取組（研修・シュミレーション実施など）を継続し、法人本部、各種関連機関との連携強化をより一層深め、利用者や職員、その家族の健康を守ります。

○各種リスクマネジメント対策の強化や災害時や新型コロナ感染症発生時における事業継続のための計画（B C P）を策定、改訂します。

○自然災害や火災などを想定した訓練の実施（年2回）など備えを充実し、GHあおば等と協同し、災害対応（自主避難誘導など）能力向上を図ります。

2) 人材の確保及び育成に関するこ

○外国人介護職員や高齢者、子育て世代なども積極的に雇用を行います。

【特定技能実習生2名以上採用】

○人事考課制度の理解を深め、法人内外の研修を活用し、専門的知識や技術習得の機会を確保する等、職員のスキルアップの仕組みづくり、面談の機会の確保を行い人材育成に取り組みます。

【オンライン動画研修、履修率75%以上】

○有給休暇や連休、希望休などの取得しやすい環境作り、時間外労働の削減、ハラスメント対策の強化をし、働きやすい職場を目指します。

○介護福祉士国家資格取得を促します。【実務者研修の受講、介護福祉士1人以上の合格】

3) 安心、安全な利用者サービスの提供に関するこ

○利用者の人権を尊重し、個人の尊厳が図られる福祉サービスを提供し、施設内虐待の防止や虐待を発生させない体制・仕組みづくりを行います。

【虐待防止の指針の整備、研修の実施、担当者選任】

○嘱託医、協力医療機関と連携を図り、感染症発生予防、褥瘡予防に努め、利用者様の健康を守ります。

○安全対策の強化、接遇の見直しを行い、満足度の高い良質かつ安全なサービスを提供します。

【満足度調査の実施を行いサービスの質の向上を図る】

○各種会議や委員会組織の再編成や再構築を図り、効率的・効果的な運営に努めます。

○ホームページの内容充実、家族との関りを増やすなど積極的に情報を発信し、広報活動の推進および経営の透明性を確保します。

○新型コロナウイルスが2類から5類になることが見込まれている為、外出や面会方法など柔軟な対応を検討していきます。

【外出機会の確保、施設内面会の実施等】

○福祉用具の購入や環境面の整備を行い、安全に快適に過ごして頂けるようにする。

4) 介護報酬に関するこ

○日常生活継続支援加算の維持に努めます。

○年間稼働率97%を目指します。

○各種加算の体制等整え算定できる加算を増やします。

5、各種委員会、会議運営計画

委員会名	開催日程	構成メンバー	活動内容
感染対策・褥瘡予防委員会	隔月第2水曜日 14:00～15:00	施設長 看護職員 各ユニット職員 介護支援専門員 生活相談員	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症、食中毒の発生予防、発生時の拡大防止に関する取り組み。(インフル、ノロ、新型コロナウイルス等) ・皮膚の保清に努め、観察していく。皮膚のトラブル発生時は早期に処置実施し、再発の予防に努める。
事故対策・身体拘束・虐待委員会	毎月第1水曜日 14:00～15:00	看護職員 各ユニット職員 機能訓練指導員 生活相談員 介護支援専門員	<ul style="list-style-type: none"> ・三ヶ月に1回は拘束・虐待について共通の認識がはかれるよう検討会を持つ。チェックリストを提出。(拘束ゼロに向けた取り組み) ・事故・ヒヤリの件数の掲示。 ・重大な事故に関しては、臨時の検討委員会を随時開催。委員だけでなく、管理者、が出席しての検討会を持つ。 ・事故・ヒヤリの報告書から対応策を講じ、事故を予防する。 ・適時マニュアルの見直し。
研修・接遇委員会	偶数月第3木曜日 14:00～15:00	GH管理者 各ユニット職員 看護職員	<ul style="list-style-type: none"> ・自分たちの関心の高いテーマや身体拘束、権利擁護等月1回程度の内部研修の開催。 ・外部研修の掲示。 ・施設利用者へのあらゆる場面における、所作、接遇に関する技術向上に関すること。
リーダー会議	毎月第1木曜日 14:00～15:00	施設長 看護職員 各ユニットR 生活相談員 介護支援専門員 機能訓練指導員	<ul style="list-style-type: none"> ケアの方針、方向性、全体の業務について検討する。 介護方針達成のための業務改善検討。 職員育成について。
責任者会議	必要時 14:00～15:00	施設長 生活相談員 介護支援専門員 ユニットリーダー	<ul style="list-style-type: none"> 予定の確認。 会議及び、緊急課題の提言を通して施設の職員全体の意思統一を図る。 運営方針、経営状況、業務改善。

		GH管理者 看護師	
入所検討委員会	隔月第4金曜日 13:30~	役場福祉課職員 施設長 生活相談員 介護支援専門員 看護師 ユニットリーダー	入所申込者の入所に関する事。
安全衛生委員会	毎月第4火曜日 13:30~15:00	産業医 施設長 衛生管理者 職員	職場内環境の改善、職員の健康に関する事。
ユニット会議	各ユニット月に1回	ユニット職員 看護職員 生活相談員 介護支援専門員 機能訓練指導員	ユニットにおける業務、行事の検討。 利用者のケアカンファ。
運営推進会議	2カ月に1回 第4木曜日 13:30~	施設長 GH管理者 GHリーダー 民生委員 役場福祉課職員 御家族	評価・権利擁護機能(事業所運営の透明性の確保) 地域づくり、資源開発機能(安心して暮らす地域づくり、サービス提供の質の向上) 地域連携・調整機能(行政機関等との連携)

6、年間行事予定

担当者を選定し、企画、運営、報告を行います。クラブ活動は地域の方々の協力で行っております。今年度は、新型コロナウイルスの流行状況によって、予定を変更し適時、対応していきます。

	施設行事	ユニット行事	その他
4月		お花見	【クラブ活動】 書道 第1、3金曜
5月	運動会		編み物 第2、4木曜
6月	普通救命講習		音楽 第1、3火曜
7月		流しソーメン	生け花 第4水曜
8月	納涼祭		絵手紙 第4火曜
9月	避難訓練		カフェ 第2、4金曜
10月	利用者健康診断		地域のボランティアの先生を招き開催。 (現時点では、休止中ですが新型コロナウイルスの流行状況をみて判断する予定です)
11月	予防接種		【不定期開催】
12月	餅つき		誕生日会、外出行事等。
1月		初詣	
2月		節分	
3月	避難訓練	雛祭り	

7、実習受け入れ

将来介護の担い手となる人材育成のために、実習生を積極的に受け入れていきますが、新型コロナウイルスの流行状況次第では受け入れを中止致します。

- 介護福祉士実習 I II (29年度より開始)
- 高校生職場体験実習
- 特別支援学校実習
- 教員免許取得介護実習

令和5年度短期入所生活介護事業計画

1、基本方針

利用者が可能な限りその有する能力に応じた自立生活を営むことができるよう、食事・入浴・排泄等介護・その他の日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、入所者の心身の機能維持並びに利用者の家族の心身的、精神的負担の軽減を図るものとします。

また、ユニット型介護施設の特性でもある、小規模で家庭的な雰囲気の中で、その人らしい生活を送ることができるよう、一人ひとりの個性を尊重し、本人、家族、担当ケアマネジャーから、安心できると言われるような施設を目指していきます。

2、目標

自宅での生活と環境が違う中で、出来る限り本人の慣れ親しんだ環境を作り出し、本人の習慣、こだわりを大切にした介護を提供致します。また、実際にサービスを利用された本人、家族に支持される施設を目指します。

3、利用者の処遇

- ・自宅での生活習慣を大切にし、健康状態、身体状況に応じ介護を提供致します。
- ・管理栄養士の立てる献立表により、栄養並び入所者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・入所者の日常生活の充実、ADLの維持向上を目的とし、レクリエーション、体操、生活リハビリの工夫と充実を図ります。
- ・入所者の尊厳を大切にし、その人らしく生活できるよう支援致します。
- ・家族、本人の希望に応じて看取り介護を実施致します。

4、健康管理

- ・嘱託医、又は看護職員は、必要に応じて健康保持のための適切な措置を取ります。
- ・看護職員によるバイタル測定などにより、日々の健康管理を行います。
- ・感染症の発生、蔓延を防止するために必要な措置を講じます。
- ・新型コロナウイルスの流行状況によって、ショートの受け入れ方法など柔軟に対応を行います。

令和 5 年度
認知症対応型共同生活介護
あおば
年間事業計画

グループホーム あおば

法人理念

「老は智なり 老は美なり 老は宝なり」

お年寄りはたくさんの知識をもつ人生の師であります。

お年寄りの笑顔こそ最高の美であります。

お年寄りはたくさんの個性をもつ大切な宝です。

【基本理念】

1. 私たちは、住み慣れた地域で自分らしく生きることを支援いたします。
2. 私たちは、家族や地域との結びつきを大切にし、開かれたホーム作りに努めます。

平成24年4月の開設以来、多くの利用者様、ご家族様、地域の皆様や関係機関、行政のご理解とご協力をいただき、地域に密着した事業所として、また多くの皆様から慕われる施設として日々邁進してまいりました。

令和2年から始まったコロナウィルス対策で地域、ご家族、利用者様にはご不便をおかけしていますが、令和5年5月にコロナウィルス感染症が2類から5類へ変更される見通しになっています。今後は柔軟な対応を検討していくご利用者様、ご家族様が安心して面会や外出ができる様に努め、これからも適切で円滑な事業運営を行い、質の良いサービスを提供できる事業者として努力して参ります。

【運営方針】

1. 事業所の職員は、要介護者であって認知症の状態にある者に対して、共同生活住居に於いて、家庭的な環境の下で食事、入浴、排泄、心身の状況に応じた介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るようとするものとする。
2. 介護予防事業所にあっては、職員は、認知症のある者に対して、利用者が可能な限り自立した日常生活を営む事が出来るようとするものとする。
3. 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、その他保健医療サービス又は、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めると共に、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

【今年度の重点目標】

1. 利用者が、可能な限り自立した日常生活を営む事が出来るように、利用者本位のケアプランを作成すると共に、適切なケア支援サービスの提供に努める。
2. 利用者一人ひとりの尊厳、意志を尊重し、環境を整え、その人らしい自立した暮らしを送っていただけるよう努める。
3. 認知症対応、基本の介護技術を習得し、様々な研修を実施し必要な知識の習得に努める。
4. 法人内の交流の促進、社会資源の活用、また、ボランティア活動を通し利用者の楽しみを増やし生活の幅を広げるよう努める。
5. 運営推進会議では、家族、地域住民代表者、行政等の方々をメンバーに事業所運営やサービス内容等を報告し、広くご意見をいただく。また地域に根差し、共により良い住みやすい街作りをすすめていけるよう協力していく。
6. 法令を遵守するとともに、個人情報の保護に留意し、情報提供および情報開示、並びに説明責任を果たしていく。
7. コロナウイルス感染症の状況や政府等の対策に合わせると共に、制限の中にあっても地域やご家族との関係を薄めないよう務める。
8. ご家族との関係の維持
 - ・WEB面会、窓越し面会など状況に合わせてご利用者の情報の発信、面会を行う。
 - ・都度、情勢を見ながら緩和出来ることを検討していく。
9. 地域との交流
 - ・地域の状況を確認しつつボランティアを依頼し、地域との交流を図り、地域の人として生活出来るように努める。
10. 人材の育成・確保
 - ・人事考課制度を有効活用し、キャリアアップを目指しやすい環境をつくり、職場が自らキャリアアップを目指せるよう、相談や助言、様々な情報を提供できるようにしていく。又、随時及び定期（年2回、人事考課時）に就労に対する希望や不安を開く機会を設け、働きやすい環境づくりを行っていく。
 - ・外国人労働者の受け入れを行い、就業に差し支えない体制を整える。
11. 備品・設備の充足
 - ・エアコンの修理又は交換

10年が経過し、故障するエアコンが増えてきたので、今後も故障する可能性がある為、都度購入か修理を行う。
 - ・事務用品の充実

コピー機、シュレッダーの備品を事務所へ設置する。
 - ・車椅子の購入

利用者の介護度が上がっている為、一般型車椅子2台、ティルド式車椅子1台購入する。

【ケアの指針について】

- ① 一人で孤立しないよう声掛け見守りを行う。
- ② 一人ひとりの生活習慣を大切にして支援する。
- ③ 利用者一人ひとりの意思を尊重しケアに努めていく。
- ④ 終末期に於いて ACP を行い、ご本人の意思を尊重する。

【主な事業内容】

(1) 食事

利用者の嗜好を大切に食べられない物は代替品を用意し、バランスの取れた食事を提供致します。また一人ひとりの状態に合わせた食事形態を提供し、常食、刻み食、ペースト食などで美味しく召し上がるよう工夫し取り組んでいく。

食事提供時間

朝食：6：30～

昼食：12：00～

夕食：17：00～

(2) 入浴

入浴は最低週2回、午前、午後に行い、出来る限り本人の希望に添うような環境づくりをし、ゆっくり入浴して頂けるよう支援していく。

(3) 排泄

自立されている方が多く、トイレの使用頻度も多い為、トイレ内は常に清潔を心掛けて清掃していく。又、利用者が失敗しないようにアセスメントし、環境を整え安心して排泄が出来るよう支援していく。

(4) 健康管理

利用者、職員共に健康管理に十分配慮し、手洗い、うがい、消毒を行う。

利用者のバイタル測定、及び検温は朝夕2回行い、体調の変化に気づいたら職員間で情報を共有し、状況によっては看護師、主治医に連絡相談し指示を仰ぐ。

月1回主治医の往診、週1回医療連携にて健康相談を行っていく。又、必要に応じて訪問歯科を行っていく。

往診：第2金曜日 壱番館

第4金曜日 弐番館

医療連携：毎週月曜日 14：00～

訪問歯科：毎週月曜日 13：30～

(5) 行動・心理症状への対応

認知症の方の行動心理症状に対して起こった事象の対応だけではなく、なぜそう思ったのか？不快の原因は何か？とアセスメントを行い対応していくことで、行動・心理症状の出現を減らしていくように支援していく。

(6) 毎月の活動内容

4月	お花見
5月	端午の節句
6月	スイーツ作り
7月	七夕
8月	スイカ割り
9月	納涼祭
10月	十五夜
11月	紅葉の飾り作り
12月	クリスマス会
1月	おかめ・ひよっとこ
2月	節分
3月	ひな祭り

その他の活動

塗り絵、貼り絵、編み物、歌、カラオケ、リハビリ体操、散歩、お花鑑賞、あおばカフェ、月2回習字教室、誕生日会 ドライブ 買い物等。

その他：生活上の便宜・生活支援、自立支援、QOLの向上等、適宜必要に応じて実施する。

*これらのサービスはあくまでも基本的日常生活サービスであり、施設サービスは全て利用者個別の「施設介護サービス計画」にて対応していくため、個人の状況によってはこの限りではない。

*施設サービス・個別施設サービス・実費対応サービス等、サービス内容、費用負担等に関しては別紙「重要事項説明書」と「契約書」又は個別援助計画（ケアプラン）にて個別に承諾を得ることとする。

(7) 職員会議

① ケアカンファレンス	月1回 ユニット単位で実施（照会あり）
② 管理者会議	隔月第4金曜日 18:00～
③ 各種委員会	適宜開催
④ ユニット会議	ユニットごと月1回 日中開催
⑤ 入所検討委員会	不定期開催 15:00～

(8) ボランティア受入れ

ボランティア担当職員を配置し、ボランティアの積極的な受入れを図っていく。
円滑な受入れ体制を整備し、ボランティア（社会資源）の確保を育成に努めることとする。

(9) 実習生受入れ

実習生担当職員を配置し、介護実習、教育実習等の積極的な受入れを図っていく。
円滑な受入れ体制を整備し、実習生（社会資源）の育成に努めることとする。

(10) 苦情処理

接遇委員会を設け、苦情処理とサービス水準の低下予防対策の検討、実施を図ることとする。（＊苦情処理の対応としては、苦情があった場合は直ちにサービス提供責任者が相手方に連絡をとり、直接訪問する等行き詳しい情報を伺い、担当者からも事情を確認した上で適切な対応を迅速に図ることとする。また、苦情が発生した場合は管理者に必ず報告することとする。）

(11) 介護事故予防

「ヒヤリハット報告書」「介護事故報告書」の提出を義務づけ、また、介護事故防止委員会及びユニット会議において介護事故の要因分析、対応方法の検討等を適宜行い、予防できる事故は発生の防止に努めることとする。尚、介護事故予防対策は、職員研修会を設けて定期的、計画的に設備や職員体制の整備を図っていくこととする。

*急を要する事例が発生した場合等は臨時招集・検討会の場を設け適宜必要な対応を図ることとする。

(12) 地域福祉と地域交流の推進

利用者の利益を最優先にした地域福祉が実現できるよう、関係機関、社会資源等と連携を図り、資源の開発、資源の有効活用について地域の核として提言し、地域福

祉の向上が推進されるよう努めることとする。

また、地域交流の場としても施設機能を最大限活用し、地域福祉の推進に貢献していくこととする。

(13) 家族との交流推進

家族との連携を密にし、必要な連絡調整を図る。随時情報提供の実施が可能となるよう努める。

(介護保険に関する事務手続き、状態変化時、各種行事等の参加、面会、外出、外泊等の協力を文章、電話等にて適宜仰ぐ。)

(14) 研修

①施設内研修 14:00～15:00

別に定める「施設内研修プログラム予定表」に従い、基礎教育を中心とした施設内研修会を実施していくこととする。

②施設外研修

必要な知識を必要な職員に寄与することを目的とし施設への貢献度を勘案した上で、研修内容に応じた人選を図り研修の効果をあげていくこととする。また、施設外研修の内容についてはユニット会議等の場で勉強会の開催や報告にて共通理解を図っていくこととする。

(15) ハラスメントについて

法人でハラスメント委員会を設置し、委員に任命された職員が窓口になり委員会へ報告を行い、委員会の定める方法で対応をしていく事とする。

(16) その他

事業計画以外の内容にあたっても、介護保険制度や社会情勢等の動向をふまえて利用者、家族、地域等に必要なサービス、必要な支援等、社会的課題の解決に積極的に取り組み、地域に信頼が得られるようサービス提供を図っていくこととする。また、サービス提供にあたっては、常に利用者立場に立った満足度を意識することとする。

事業計画書

令和5年度

あじさい福祉園 れるび

多機能型（指定生活介護・自立訓練・就労継続支援 B 型）事業所『あじさい福祉園れるび』事業計画書

1. 運営方針

① 生活介護

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、常時介護を要する者に対して、排泄又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他便宜を適切かつ効果的に行います。また、常に利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立ったサービス事業所者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。

事業の実施にあたっては、関係法令等を遵守します。

② 自立訓練（生活訓練）

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、常時介護を要する者に対して一定の期間にわたり、生活能力の維持・向上等のために必要な支援・訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行います。また、常に利用者の意思及び人格を尊重し、市町村、その他の障害福祉サービス事業者・その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。

事業の実施にあたっては、関係法令等を遵守します。

③ 就労継続支援 B 型

利用者が自立した生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行います。また、常に利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。さらに、地域の結び付きを重視し、市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。

事業の実施にあたっては、関係法令等を遵守します。

2. 事業内容

生活介護

活動日 月曜日から金曜日（但し、土・日曜日及び12月30日から1月3日を除く）

活動時間 9：00から16：00

・個別支援計画書の作成

・相談及び援助

・心身の状況に応じ適切な介護・支援

・創作的活動及び生産活動の機会の提供（生産活動にともなう工賃の機会支払いを含む）

・食事の提供

・社会生活上の便宜の供与等

・健康管理

- ・受診付き添い

- ・送迎

自立訓練（生活訓練）

活動日 月曜日から金曜日（但し、土・日曜日 12月30日から1月3日を除く）

活動時間 9：00から16：00

- ・個別支援計画書の作成

- ・相談及び援助

- ・心身の状況に応じ適切な介護・支援

- ・家事等の日常生活能力を向上させるために必要な訓練

- ・食事の提供

- ・地域生活への移行のための支援

- ・受診付き添い

- ・社会生活上の便宜の供与等

- ・健康管理

- ・送迎

就労継続支援 B型

活動日 月曜日から金曜日（但し、土・日曜日及び12月30日から1月3日を除く）

活動時間 9：00から16：00

- ・個別支援計画書の作成

- ・相談及び援助

- ・日常生活上の支援

- ・職場実習、施設外就労、施設外支援などの就労にむけた支援及び求職活動

- ・就労後の職業生活における相談

- ・食事の提供

- ・受診付き添い

- ・健康管理

- ・社会生活上の便宜の供与等

- ・送迎

3.人員配置

	生活介護	自立訓練	就労継続支援 B型
管理者	1名（兼務）		
サービス管理責任者	1名		
生活支援員	7名		1名
職業指導員			1名
看護職員	1名		

嘱託医	
-----	--

4.利用者の定員

- ・多機能型として 35名
(生活介護19名・自立訓練6名・就労継続支援B型10名)

5.利用者の支援

利用者の意向に沿った支援の充実を目指す。

- ・個別支援計画において、利用者の意向を最大限反映させる。
 - ・本人との相談・モニタリングで意向を聞き取る。日々の活動の中でも意見を拾っていく。
- ① 生活介護・自立訓練
- ・個別支援：一人一人の興味に合わせた課題（パズル・ビーズ・色合わせマッチング等）に取り組み、集中力や持続性の向上を図る。
 - ・創作的活動：テーマに沿った作品作りを通して個性を伸ばし、出来上がった作品を販売することで意欲の向上や達成感を図る。
 - ・生産活動（内職）等
 - ・生活支援：心身ともに健康に過ごせるよう、一人一人の能力や特性にあったプログラムを行う。

② 就労継続支援B型

工賃アップに向け、現在の状況を維持、継続する部分と取り組みを見直し改善していく。

- ・施設外就労
- ・委託清掃業務
- ・生産活動（農園芸）
- ・除草作業
- ・資源回収

6.年間行事計画

余暇活動を通じ、利用者の趣味・興味・特技を生かせる内容を提供し、意義のある日々を過ごせるように支援します。

4月	入所式・花見会
5月	Pizza作り
6月	流しそうめん
7月	ボウリング会
8月	工場見学会
9月	運動会
10月	あじさい祭り
11月	Pizza作り

12月	クリスマス会・餅つき会
1月	新成人を祝う会
2月	ボウリング会
3月	映画観賞会

7. 保健計画

利用者及び職員の健康診断維持を図る。

- ① 健康診断：年1回
- ② 健康管理：日常生活上必要な管理、記録を行います。またご家族、医療機関との連絡調整を通じて健康保持の為に適切な支援を行います。

8. 防災計画

防災マニュアル、防災用品の備蓄の見直しを進めていく。職員の意識を高め、訓練内容を検討、利用者の意識も高めていく。

- ・年間非常災害避難訓練：年4回（火災・洪水・不審者・地震）

9. 研修計画

適切な利用者支援ができるように次の研修を行います。

- ・虐待擁護研修会・身体拘束適正化研修会・BCP研修会・感染症対策研修会等の職員研修会を年1回実施する。

研修名	
4月	BCP研修会及び模擬訓練
11月	感染症対策研修会
12月	虐待防止及び権利擁護研修会
1月	身体拘束適正化研修会

10. 地域貢献事業

- ・特別支援学校生（利用者予定者含む）の実習生の受け入れ
美浦特別支援学校
- ・特別支援学校保護者の見学会受け入れ
上記の特別支援学校生徒の卒業後の進路選択の参考としての施設見学会を受け入れます。
- ・地域の利用希望者の実習受け入れ
相談支援事業所等を通じて、体験等の希望があった場合に行う。
- ・地域活動への参加
納涼祭や防災訓練への参加、清掃作業（草刈り・ゴミ拾い）を行う。

令和 5 年度

事業計画

社会福祉法人河内厚生会

共同生活援助事業所れるび

1. 法人の理念

社会福祉法人河内厚生会は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とします。

●行動指針

私たちは、利用者の意志や人格を尊重し、本人主体のサービスを目指します。
私たちは、あるがままに自分らしく生きる、自立した生活を全力で支援します。
私たちは、すべての人が安心して生活できる支援を目指します。
私たちは、地域との連携を大切にし、地域の福祉サービスの拠点を目指します。

2. 事業の目的

事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行うことにより、障がい者の福祉の増進を図ることを目的とする。

3. 運営の方針

1. 利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえて共同生活援助計画を作成し、利用者に対して適切かつ効果的に共同生活援助を提供する。
2. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、地域及び家庭との結び付きを重視し、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
3. 虐待防止委員会を立ち上げて研修を実施します。
4. 事業継続計画（BCP）の策定と感染症や災害への対応力の強化に努力します。

障害福祉サービスは障害のある方々やその家族の生活に必要不可欠なものであり、感染症や災害が発生した場合であっても、感染対策を講じながらメンバーに対して必要なサービスが継続的に提供されるよう、日頃からの備えや業務継続に向けた取り組みを推進したい。

4. 共同生活援助事業所『れるび』が大切にすること

☆地域の中のGHで適切な支援を受けながら、その人らしく生活できるよう応援します。

☆あるがままに自然に楽しく生きる、暮らす、働く。また、余暇活動の充実にむけて支援します。

☆一人ひとりの主体性を尊重し、自己決定できる力を養います。

☆一人ひとりの能力や適性に応じて、地域で自分の希望する暮らしの実現を応援します。

5. 日課

	月～金		土・日
AM		AM	
6:30	起床 洗面 清掃	6:30	
7:00	整容	7:00	起床 洗面 清掃
7:30	朝食	7:30	朝食～
8:00		8:00	
8:30	出勤準備出発	8:30	リフレッシュ時間です。
9:00	各事業所で生活	9:00	自由時間
10:00		10:00	
11:00		11:30	昼食
12:00	昼食昼休み	12:00	自由時間
13:00	午後開始	13:00	
14:00		14:00	
15:00		15:00	入浴～
16:00	帰宅	16:00	
17:00	入浴等	17:00	
18:00	夕食	18:00	夕食
19:00	自由時間 (相談支援)	19:00	
20:00		20:00	
21:00	部屋で就寝準備	21:00	部屋で就寝準備
22:00	就寝消灯	22:00	就寝消灯

6. 行事計画

- ・四季を通した行事を計画し、皆で行事を楽しみましょう。
- ・調理実習やおやつ作りの実施（あと片付けまでできるようにしましょう）
- ・災害発生に備えての訓練を実施する。

月	内 容（買物外出は随時）	訓 練	調理実習（第3土曜日）
4月	外出（花見）	避難訓練 火災	おやつ作り
5月	外出（新緑を楽しむ）	避難訓練 地震	おやつ作り
6月	外出（買物を楽しむ）	避難訓練 水害	調理実習
7月	外出（買物を楽しむ）	避難訓練 火災	おやつ作り
8月	手花火会	避難訓練 地震	おやつ作り
9月	バーベキューパーティー	避難訓練 災害	調理実習
10月	外出（ウォーキングを楽しむ）	避難訓練 火災	おやつ作り
11月	外出（買物を楽しむ）	避難訓練 地震	おやつ作り
12月	クリスマス会	避難訓練 災害	調理実習
1月	新年を楽しむ	避難訓練 火災	おやつ作り
2月	外出（買物を楽しむ）	避難訓練 地震	おやつ作り
3月	外出（ウォーキングを楽しむ）	避難訓練 災害	調理実習

7. 研修計画

適切な利用者支援が出来るよう次の研修を実施します。

- ・感染症対策研修会・権利擁護研修会・身体拘束適正化研修会等の職員研修会を年1回実施します。

	研修名
11月	感染症対策研修会
12月	虐待防止及び権利擁護研修会
1月	身体拘束適正化研修会

8. 共同生活援助事業所『れるび』期待されるもの

- ・利用者や家族の緊急的な理由で、緊急の避難的場所として利用できる。
- ・ボランティアの活動場所
- ・地域交流の拠点としての場所

このれるびが利用者にとって特別な場所ではなく、あるがままの姿で生きる彼らの安心して暮らせる場所であってほしいと願い支援します。

令和 5 年度

事業計画

社会福祉法人河内厚生会
短期入所事業所れるび

1. 法人の理念

社会福祉法人河内厚生会は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるように支援することを目的とします。

●行動指針

私たちは、利用者の意志や人格を尊重し、本人主体のサービスを目指します。
私たちは、あるがままに自分らしく生きる、自立した生活を全力で支援します。
私たちは、すべての人が安心して生活できる支援を目指します。
私たちは、地域との連携を大切にし、地域の福祉サービスの拠点を目指します。

2. 事業の目的

利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な短期入所の提供の確保することを目的とする。

3. 運営の方針

- 1 事業所は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要なサービスを適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 短期入所の実施に当っては、利用者の必要な時に必要な短期入所の提供ができるよう努めるものとする。
- 3 短期入所の実施に当っては、地域及び家庭との結び付きを重視し、市町村、障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービスとの密接な連携に努めるものとする。
- 4 虐待防止の精神を常に持ちながら、サービス向上に向けて取り組みます。

1. 提供するサービス及びその内容

① 利用定員

グループホーム併設の3名。ロングショート利用者の確保は必要です。また、女子の利用依頼が増えてきています。市町村からの緊急的短期入所利用にも対応できるような職員体制に取り組みます。

②食事の提供

栄養と利用者の身体状況や嗜好に配慮した食事を下記の時間に提供します。

食事提供時間 朝食 7：30～8：30 昼食 11：30～12：30
夕食 18：00～19：00

③排 泄

利用者の状況に応じた排泄援助を行うと共に、排せつの自立についても心身の能力を最大限活用し適切な援助を行います。可能な限り迅速な対応とプライバシーの配慮に努めます。

④入 浴

毎日入浴していただきます。必要に応じて支援いたします。

⑤着脱衣

利用者の心身の状況に応じ、能力を活用し衛生面にも配慮した援助を行います。

⑥整 容

本人の希望に沿い、身だしなみに配慮し、清潔の保持を心がけます。

⑦健康管理

日常生活上必要な管理、記録を行います。また、医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持の為に適切な支援を行います。利用者の病状急変等の緊急時には速やかに医療機関に連絡等を行います。

⑧相談及び援助

利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談助言、援助を行います。

⑨レクリエーション活動

ウォーキング、ゲーム等レクリエーションを取り入れ、体を動かすことを通して体力の維持や増進を図ります。

⑩生活支援

短期入所利用中に日中活動への参加希望があった場合、生活介護の利用を提供します。

⑪送迎サービス

短期利用時家族の希望により送迎を行います。

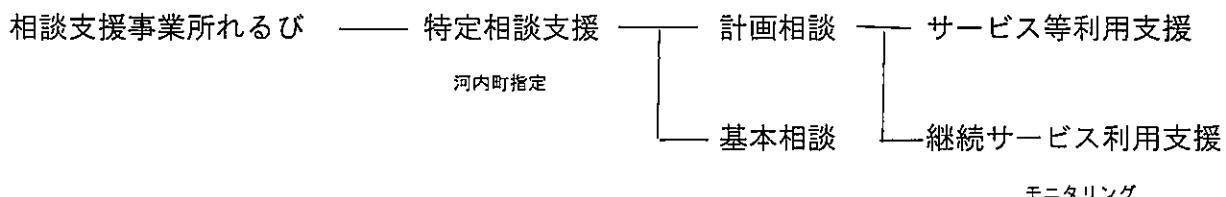
令和5年度事業計画書

指定特定相談支援事業所れるび

1 基本方針

地域において障がいがあっても、障がいのない人と同様に、地域で自立した生活が出来ることを目指し、誰もが住み慣れた地域社会で普通の生活を営み、活動できる社会を構築していくことを目指します。

相談支援事業所「れるび」の指定・委託状況



(特定相談支援の指定を河内町から受けて、計画相談と基本相談をしている。)

相談支援事業所「れるび」の仕事

基本相談

電話・訪問・相談室にての相談

緊急時の対応

病院への通院支援

相談支援部会での情報共有化（情報交換会）

関係機関との連絡調整

計画相談

サービス等利用計画の作成

サービス担当者会議の開催

モニタリング

関係機関との連絡調整

サービス利用計画作成費の対象

利用者内容	件数
更新	25
継続	25
合計	50

年間計画

4月	個別支援会議・サービス担当者会議 モニタリング
5月	個別支援会議・サービス担当者会議 モニタリング
6月	個別支援会議・サービス担当者会議 モニタリング
7月	個別支援会議・サービス担当者会議 モニタリング
8月	個別支援会議・サービス担当者会議 モニタリング
9月	個別支援会議・サービス担当者会議 モニタリング・相談支部会
10月	個別支援会議・サービス担当者会議 モニタリング
11月	個別支援会議・サービス担当者会議 モニタリング・研修会
12月	個別支援会議・サービス担当者会議 モニタリング・相談支部会・研修会
1月	個別支援会議 モニタリング・研修会
2月	個別支援会議 モニタリング・研修会
3月	個別支援会議・サービス担当者会議 モニタリング・研修会